

特集 / ABAN2021オンライン会議

太平洋島嶼国が禁止へ AIIBは融資原則中止

23か国260人以上の参加でオンライン開催 2

コロンビアにおけるアスベスト禁止の経験 11

PacWastePlus地域プロジェクト:アスベスト 17

AIIBは環境・社会基準へのコミットメントを強化 20

チョン・ジヨルさん訃報に対する日本からメッセージ 22

ABAN2021会議共同決議 23

欧州:労働安全衛生をめぐる最新情報

戦略的枠組み/暴力・ハラスメント/発がん物質指令/
プラットフォーム労働者/ビジョン・ゼロ 25

欧州における心理社会的リスク

新たな指令のためのインスピレーションとしての国の事例 32

デジタルプラットフォーム労働:

労働安全衛生政策とリスク予防・管理のための慣行 36

デジタルプラットフォーム労働における労働安全衛生:

規制、政策、行動及びイニシアティブからの教訓 44

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に

基づく遺族等からの開示請求に係る対応の一部改正 50

各地の便り/世界から

全国●「中皮腫患者白書」と「121人の声」を発行 55

最高裁●新たに二つ建設アスベスト訴訟に決定 56

愛知●作業を人間に合わせる原則確認した判決 58

兵庫●1トンの木材を人力で運搬する作業で認定 60

厚労省●労災補償業務運営上の留意事項通達 61

韓国●防衛産業で血液疾患症労災認定、ほか 62



太平洋島嶼国禁止へ AIIB融資原則中止

23か国260人以上の参加でABAN2021オンライン会議

3+1日間のオンライン会議

アジア・アスベスト禁止ネットワーク（ABAN）は、以下を目的に掲げて、2021年9月28～30日の3日間オンライン（ZOOM）会議を開催。さらに、10月7日には戦略会議もオンラインで開催した。

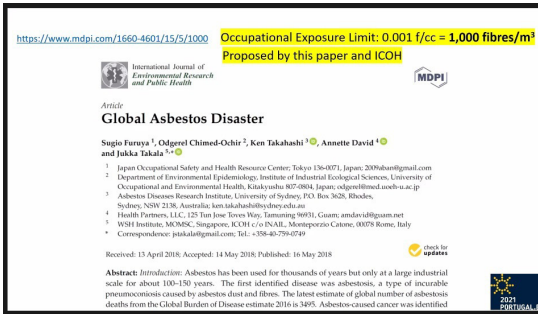
- ① 情報及び国・地域・世界レベルにおける現在のアドボカシー活動の経験の共有
- ② コミュニケーションマテリアルの共有
- ③ アスベスト関連疾患の診断・補償モデル・被害者組織化、及びアスベスト禁止後の被害に関する情報・経験の共有
- ④ 国レベルのアスベスト禁止の実現・実施に役立つ戦略・活動の確認
- ⑤ COVID-19パンデミック下におけるネットワークのキャンペーンの課題・機会の探求
- ⑥ アスベスト禁止のための運動構築における障害の確認

日本時間の午後5時半から8時半の1日3時間会議を基本（2日目のみ1時間前倒し）とし、ABANメンバーを通じた事前登録者のみの参加。最大時10か国語—中国語、バハサ語（インドネシア）、タイ語、ベンガル語（バングラデシュ）、韓国語、ラオス語、ベトナム語、ヒンドゥー語（インド）、クメール語（カンボジア）、英語—による同時通訳を提供した。

23か国—日本、韓国、中国、台湾、香港、フィリピン、インドネシア、ベトナム、ラオス、カンボジア、タイ、マレーシア、バングラデシュ、ネパール、インド、パキスタン、フィジー、サモア、オーストラリア、イギリス、イタリア、スイス、コロンビア—から参加があった。

参加者数は、9月28日264人、9月29日219人、9月30日193人、10月7日99人。この計算では1会場で1人とカウントされているものの、インドネシア、カンボジア、ラオス、インド等では、顔を合わせた集まりを持って参加するというかたちもあった。

顔を合わせての会議の2019年10月27日韓国・ソウル開催から2年ぶり、初めてのオンライン開催だっ



たが、予想を上回る規模と内容に加えて、今後につながる技術的な教訓も多く得られた。

グローバル・パースペクティブ

第1日目-9月28日は、古谷杉郎ABANコーディネーターが開会あいさつで、前記の目的と会議日程を紹介した後、以下の内容の「セッション1: グローバル・パースペクティブ」が行われた。

- ・「グローバル・アスベスト・ディザスターとCOVID時代における脆弱性」- ユッカ・タカラ (国際労働衛生委員会 (ICOH) 会長) (別掲写真)
- ・「太平洋島嶼国におけるアスベスト禁止に向けた取り組み- SPREP第27・28・30回会議への対応」- ランス・リッチマン (有害廃棄物担当廃棄物プロジェクト技術責任者、PacWastePlusプログラム、太平洋地域環境計画事務局 (SPREP)) (5頁写真)
- ・「いかにしてコロンビアは2021年にアスベスト禁止を実現したか」- ギレルモ・ビリャミセル (コロンビア・アスベストフリー・ファウンデーション (FUNDCLAS) デイレクター) (4頁写真)
- ・「アスベスト曝露・疾患・補償問題に関連したジェンダーの評価」- ブイ・ティ・フォン・チャム (AP HEDA コンサルタント)
- ・特別報告「タイにおけるアスベストのない社会の実現」- ポーンチャイ・シチサランクル (チュラロンコン大学教授)

コロンビア2021年禁止実施

タカラ氏は、論文「グローバル・アスベスト・ディザスター」(2018年11月号)に最新の世界疾病負荷推計GBD2019等も加えて、世界のアスベスト被害の規模等に関する知見を整理するとともに、COVID-19がアスベストに曝露した者に追加的リスクをもたらしていることも指摘。さらに、アスベストの職業曝露限界値を現在の国際標準である0.1繊維/cm³から0.001繊維/cm³に引き下げるべきであるというICOHの提案を強調し、欧州連合 (EU) がその方向に動き出していることを歓迎した。

2019年にコロンビアがアスベスト禁止導入を決定したことは紹介したが (2019年10月号)、これは2021年に実施された。これを実現するうえで中心的役割を果たしたアスベストフリー・ファウンデーションのビリャミセル氏 (ギレルモ) から、コロンビアの経験話を話してもらった。自身アーティストであるギレルモは、様々な関係者による多彩な取り組みと、それらが連携し合って力を増し、ニュースやテレビでも大きく取り上げられたこと、ソーシャルメディアも力を発揮したことなどを紹介してくれた (11頁も参照)。

禁止に向かう太平洋島嶼国

太平洋地域環境計画事務局 (SPREP) では、2011年の第22回政府間会議でSPREPとWHOの共同提案による「アスベストのない太平洋-地域戦略・行動計画」を採択。EUの資金援助による太平洋有害廃棄物管理 (PacWaste) プロジェクトによって「地域アスベスト・ベースライン調査」が可能となり、2017年の第28回政府間会議で「太平洋規模でのアスベスト禁止の必要性」イニシアティブが採



択された(2018年3月号参照)。EUの支援プロジェクトはその後もPacWastePlusとして引き継がれ、現在2019～2023年の5年計画であるが、COVID-19のため延長される可能性もあるという。

PacWastePlusの有害廃棄物担当廃棄物プロジェクト技術責任者リッチマン氏から、取り組みについて紹介してもらった。2018年と2021年のSPREP政府間会議も含めて、①アスベストが太平洋島嶼社会に引き起こしている脅威に留意し、②アスベストを含有する製品・廃棄物の輸入・再利用・再販売の太平洋規模での禁止の開発・実施を支持し、③事務局に禁止の開発・実施を進展させるよう指示している。PacWastePlusプロジェクトは、これを踏まえて政策覚書(ポリシーノート)や(法令案)起草の手引き、モデル行動規範(コード・オブ・プラクティス等)を用意しつつあり、2021年9月7～8日のSPREP第30回政府間会議で、「アスベスト管理立法改革の道筋」が承認された(17頁参照)。15の太平洋島嶼国で遠くなくアスベスト禁止が導入されることが期待されている。

タイはあきらめてはない

タイでは、2010年の第3回全国保健総会(NHA)が、決議「タイ社会をアスベスト・フリーにする措置」を採択して、2012アスベスト禁止を目標に掲げた(2011年6月号)。2012年にはタイ・アスベスト禁止ネットワーク(TBAN)も設立されて、アスベスト業界との間で熾烈な攻防が繰り返され、本誌でもたびたび紹介してきたが、まだ禁止は実現されていない。チュラロンコン大学薬学部教授のビタヤ・クル

ソンブーン氏がリタイアしてコーディネーター役を果たせなくなってから、ネットワークとしてのTBANは事実上機能しておらず、連絡も途絶えがちだった。しかし、2019年の第9回全国保健総会(NHA)が、あらためて2022年禁止を目標に掲げて、改訂決議「タイのアスベスト禁止措置」が採択されたことが伝えられていた(2019年4月号参照)。

今回、旧知のポーンチャイ・チュラロンコン大学教授が改訂決議のフォローアップを担うタイ全国保健委員会事務所(NCHO)タスクフォースの小委員長を務めていることがわかり、報告してもらえることになった。彼は、①できれば調査研究による支援を受けたアスベスト使用の中止、②適切な解体及びアスベスト含有廃棄物の処理、③特定グループ及び一般の人々に対する教育、④アスベスト曝露・疾患のサーベイランスを共通目標とした2021～2022年の取り組みを紹介してくれた。2014年のクーデターを契機とした国際的経済制裁にともなうロシアの経済的影響力はなお強いと思われるが、タイはあきらめてはいないことが再確認できた。

「アスベスト曝露・疾患・補償問題に関連したジェンダーの評価」は、APHEDAが委託したばかりのプロジェクトの予備的報告で、今後の成果を期待したい。

各国キャンペーンの長所と短所

「セッション2：アスベスト禁止キャンペーン・リフレクション」では、まず、事前に開催した東南アジア・太平洋地域会議(9月7日)及び南アジア地域会議(9月17日)で、①各国・地域のキャンペーンでうまく



いっていること(長所)、②うまくいっていないこと(短所)、③アスベスト禁止を進展させるための教訓と障害について議論した内容、及び、グローバルキャンペーンの最新状況を紹介・議論してもらった後に、8つのブレイクアウトルームに分かれて、主に各国・地域における今後のキャンペーンに反映させるべき教訓について議論した。

「東南アジア・太平洋地域会議報告」は、インドネシア・アスベスト禁止ネットワーク(InaBAN)のダリスマンから。長所-いくつかの省レベル、地方政府レベルでの禁止方針、アスベスト被害者の組織化、労働衛生問題だけでなく消費者問題に焦点をあてたキャンペーン等。短所-国レベルの禁止を実現できていない、被害者掘り起こしと補償が不十分、COVID-19による大衆動員の困難。障害-政府の政治的意思の欠如と経済的利害、アスベスト産業によるプロパガンダ等。教訓-被害者の可視化と調査研究の進展が、より幅広い関係者の参加と協力連携を増強させることができる。

「南アジア地域会議報告」は、インド・アスベスト禁止ネットワーク(IBAN)のプージャから。長所-インドのいくつかの州の新たなアスベスト工場を認めない方針、メディカルキャンプ(現地訪問検診)とより多くのアスベスト被害者の掘り起こし(インド・ジャーカンド州で2020年に62人の環境被害者、ムンバイで2021年に新たに154人の被害者等)、ネパールの禁止を覆そうとした訴訟の失敗、アスベスト汚染タルク問題の暴露等。短所-COVID-19による複数のアスベスト被害者の死亡・キャンペーンの制約、禁止後も続くインドからネパールへのアスベスト含有建材の輸出等。障害-上述の東南アジア・太平洋と

同様。教訓-国境を越えた取り組みの必要性。

世界キャンペーンの最新状況

「グローバルキャンペーンの最新状況」については、フィリップ・ヘイゼルトン(APHEDA)とドン=アポリナー・トレンティーノ(BWI)から。

長所-アジア開発銀行(ADB)のアスベスト全面禁止方針公式化への手続の進展(2021年3月号参照)とアジアインフラ投資銀行(AIIB)の原則禁止方針の導入(21頁参照)、ロッテルダム条約のPIC(事前の情報提供に基づく同意手続)リストへのクリソタイル搭載が輸出国によって妨害されている事態を打開するための労働組合を中心としたグローバルネットワークの形成、アスベスト汚染タルク問題キャンペーン(J&Jの北米でのタルク原料ベビーパウダーの販売中止)、コロンビアの禁止に続く太平洋島嶼国のイニシアティブやウクライナをめぐる攻防(政府の禁止方針をロシア・カザフスタンが激しく攻撃している)、ブラジルにおける輸出を含めた全面禁止を実現する努力の継続、世界的なアスベスト貿易の減少、日本の建設アスベスト訴訟をはじめ被害者・家族に対する正義の実現に向けた取り組みの前進等。

短所・障害-輸出国・アスベストロビーの各国政府に対する影響力が依然強い、彼らがロッテルダム条約のクリソタイル搭載やウクライナの禁止妨害に成功していること、彼らによる禁止キャンペーン関係者に対する妨害・脅迫、J&Jは北米以外ではタルク原料ベビーパウダーの販売継続、行動をとらないことの費用に対する認識の浸透が不十分、

ASEANやSAARCレベルでの課題になっていない、国内のアスベスト産業がなかなか死に絶えていない、COVID-19によるキャンペーンの制約等。

教訓-労働組合と被害者がキャンペーンにとって重要、1~2のASEAN諸国の禁止実現が分岐点になるだろう、輸出国・アスベストロビーのプロパガンダに対するより効果的な反撃の継続、ソーシャルメディアのより効果的な活用、ILO/WHOやオーストラリアのアスベスト安全・根絶機関(ASEA)のような機関との連携の強化、アスベスト禁止ネットワークの拡大・強化、説得力のある禁止の費用対効果分析を追求等。

「ブレイクアウトルーム・ディスカッション」は、ベトナム、ラオス、カンボジア、ヒンディ(南アジア各国が参加)、バハサ(インドネシア)、ベンガル及び英語が2グループの8グループで行われ、英語以外については英語と各言語との同時通訳を配置した。

第1日目の最後には、各国のキャンペーンの写真をスコットランドのアコースティックフォークシンガー、アリスター・ヒューレットの「He Fades Away」にのせて上映した(<https://www.youtube.com/watch?v=P0uqKVz3KvE> で視聴できる)。

キャンペーン・ビデオ上映

第2日目-9月29日は、1時間早く開始して、各国のキャンペーンのなかでつくられた、以下のビデオを紹介した(各々以下のURLで視聴できる)。

- ・「ニルマラ・グラングの思い出」(インド)
国連でアスベスト被害者を代表して証言したこともある彼女は、COVID-19のために亡くなった。
<https://www.youtube.com/watch?v=X2fLSjBX5AY>
- ・「Breathless」-映画の予告編(ベルギー)
母親の中皮腫死亡についてエターニト社を訴えたエリック・ヨンケアによるベルギー初のアスベスト訴訟を中心に、インドも訪問してニルマラ・グラングも登場する。
<https://vimeo.com/263848494>
- ・「ブラジルからの(アスベスト)輸入」(インド)
- ・「被害者日記-スンジン」(韓国)

- <https://cinemata.org/view?m=eV5zCRW3j>
- ・「被害者日記-チュニヤ」(インドネシア)
<https://cinemata.org/view?m=U8CBvOICq>
- ・「アスベストとそのカンボジアにおける影響」(カンボジア・アスベスト禁止ネットワーク作成)
<https://www.apheda.org.au/asbestos-impacts-cambodia/>
- ・「アスベスト粉じんの脅威」(インドネシア)
<http://inaban.org/video-documentation/>

各国方針のブラッシュアップ

「セッション3: 第1日目のブレイクアウトルーム・ディスカッションの報告」では、各グループからの報告とそれを受けた全体討論が行われた。

あらかじめ各国の参加者から「カントリー・レポート(各国報告)」を提出してもらって、事前に配布した(109頁、参加者限りの取り扱い)。このカントリー・レポートと事前の東南アジア・太平洋及び南アジア地域会議、さらにABAN2021における議論も踏まえて、各国におけるキャンペーン方針をブラッシュアップしてもらおうという趣旨である。いくつかの国の状況については、後ほど紹介する。

続いて、翌日-第3日目に確認する予定の共同決議案の草案を提案して、若干の議論の後、さらに意見・提案等があれば翌日までにと求めた。

アスベスト被害者の証言

参加者は、「セッション4: 被害者の闘い、アスベスト関連疾患の診断・補償」の冒頭、4か国7人のアスベスト被害者から話を聞いた。

ブライアン・ヒーリー(オーストラリア)は、18歳の見習工以来、発電所で働いてアスベストに曝露し、中皮腫を発症して闘病中である。彼は、ウエスタン・オーストラリアのアスベスト被害者団体を代表して、初めてABAN会議に参加して証言してくれた。

シティ・クリスチーナ(インドネシア)は、アスベスト紡織工場で23年働き、10年後に石綿肺の症状が現われはじめた。地元の医師は石綿肺を診断できず、韓国の医師の協力によって確認された。彼女

は、元同僚を含めインドネシアでの被害者の掘り起こしと組織化に尽力するとともに、国連、ブラジルや日本でのABANの行動にも参加している。

ラヒンドラ・ペバッカー（インド）も、石綿肺被害者で、国連でのABANの行動にも参加している。彼は、一日も早いインドでのアスベスト禁止を訴えた。

韓国から3人の被害者が発言-18歳のときに中皮腫と診断されたイ・スンジン、石綿肺と診断された元アスベスト鉱山地帯・忠南のイ・ナムウク、共に釜山のアスベスト紡織工場で働き、妻を石綿肺でなくしたうえに、自らも石綿肺に罹患しているパク・ヨング、の各氏である。韓国では、忠南、釜山と中皮腫の被害者グループがつかられ、連携して全国ネットワークが形成されている。後の話になるが、2022年1月28日に、忠南地域の被害を掘り起こし、全国ネットワークの共同代表の一人で、ABAN会議にも毎回参加してくれていたチョン・ジヨルさんの訃報が届いた。石綿肺に加えて肺がんも診断された後も、ABAN2019ソウル開催では忠南地域へのフィールドビジットの案内もしていただいたが、ABAN2022には参加できなかった（22頁に日本の関係団体からBANKOに送ったメッセージを紹介）。

発言者のすべてが、アスベストの世界的禁止を強く望むとともに、COVID-19による大きな制約のなかでも、アスベスト被害者・家族が共同の闘いを継続していることを強調してくれた。

被害者の診断・補償でも進展

続いて、日本の石綿対策全国連絡会議（BAN-JAN）の古谷杉郎事務局長が「日本における建設アスベスト訴訟の新しい進展」について説明。あらためて建設労働者がとくにアスベスト曝露のリスクが高いことを強調するとともに、各国政府にいま適切な行動をとらないことの責任が後に訴訟で問われる可能性があることを知らせる必要がある。英語版の詳しい解説を <http://www.ibasecretariat.org/sf-new-developments-in-construction-workers-asbestos-litigation-in-japan.pdf> で入手できる。

InaBANのアデ・デウィ医師が、「インドネシアにおけるアスベスト関連疾患に対する補償を求める

闘い」についての経験を話した。彼女らはこれまでに15人のアスベスト関連疾患を診断し、うち6人が労災認定されている。

台湾国立大学環境保健政策管理研究所のチェン・ヤウエン教授は、台湾労働安全衛生リンクの活動に基づいて、「台湾の労災補償制度におけるアスベスト関連疾患の不可視性：労働者の要求と2021年の改正」について説明した。退職後の健康被害が労災補償対象になるとともに、有害作業離職後の健康診断も新設された。

バングラデシュ労働安全衛生環境財団/バングラデシュ・アスベスト禁止ネットワーク（BBAN）のレボン・チョードリーは、「船舶解撤におけるアスベスト：バングラデシュにおけるアスベスト関連疾患被害者の掘り起こしを支援するメディカルキャンプ」について紹介。彼らは、同国で初めて数人のアスベスト関連疾患被害者を確認しているが、労災認定にはまだいたっていない。

インド・アスベスト禁止ネットワークのアシュシ・ミタル医師（OHS-MSC[労働安全衛生管理コンサルタント・サービス]）は、「メディカルキャンプと健康診断」活動について紹介。メディカルキャンプは、現地訪問健康診断のことで、医師と現地の活動家、被害者の協力によって、インドの様々な州で1,700人のアスベスト関連疾患被害者を確認している。また、そのうちかなりの数がいギリスのアスベスト被害基金から補償を受け取っている。国内で労災認定された例はほとんどないが、ラジャスターン州で珪肺・石綿肺被害者に対する補償の新たなモデルが生まれていることが注目されている。

新たなEツールキットや研究

「セッション5:ブレイクアウトルーム・ディスカッション」では、2つのブレイクアウトルームに分かれた。

ブレイクアウトルーム①のタイトルは「アスベスト関連疾患の新しいリサーチ」で、以下の2つの報告を受けて議論が行われた。

オーストラリアのアスベスト疾患研究所（ADRI）の高橋謙所長[当時]は、「開発途上国におけるアスベスト関連疾患根絶のためのEツールキット」が

2021年中にADRIのウェブサイトで見られるようになるという嬉しい知らせを報告してくれた。各国の医師、研究者や政府関係者に広く知らせて、彼らの認識と知識を改善させようと話された。

<https://adri.org.au/whocc/training-videos/>
インドネシアのアナ・スラヤ医師（ピナワン大学健康科学技術学部、InaBAN）は、同僚・学生らとともに進めてきた「インドネシアにおけるアスベスト疾患研究」の経験を紹介した。彼女は、掘り起こしてきたインドネシアのアスベスト被害者の症例報告を学術誌に発表するとともに、彼らの労災認定を専門家の立場から積極的に支援。また、大学病院の肺がん患者の症例対照研究によってアスベスト関連疾患の実態に焦点をあててきた。

「わが国ではアスベストはいない、あるいは先進工業国で言われるように多くはない」、「科学的調査研究というのがすべてよその国で行われたものだ」は、アスベスト産業の常套句で、自国の実態を明らかにする調査研究の努力は貴重である。

ブレイクアウトルーム②のタイトルは「被害者の組織化—メディカルキャンプ／健康診断」で、前述のバングラデシュ、インド、インドネシアの報告も踏まえながら、議論された。初めてABANに参加したフィジー労働組合会議（FTUC）からは、自国での取り組みについて具体的に検討したいと表明された。

アスベスト被害者の掘り起こしと比べて、労災認定が相対的に進んでいないこと、日本と韓国を除いて自国内でアスベスト訴訟がなされていないことも話題になった。

2つのブレイクアウトルームの議論は全体会議で報告されて、さらに議論が行われた。

オーストラリアASEAの国際貢献

第3日目-9月30日は、「セッション3：第1日目のブレイクアウトルーム・ディスカッションの報告」のうち、複数国の参加者で構成された英語グループからの報告（APHEDAのフィリップとアスベスト禁止国際書記局 [IBAS] のローリー・カザンアレンによる）からはじまった。

続いて、「セッション6：各国及び世界的なアスベ

ストのない社会の実現に向けて—ASEAはアスベスト禁止に向けた動きをどのように支援できるか」というタイトルで、オーストラリアのアスベスト安全・根絶機関（ASEA）の2代目CEOジャスティン・ロスに、ASEAとそのオーストラリアだけでなくアジア・世界での活動について紹介してもらった。初代CEOのピーター・タイにも2015年9月ベトナム・ハノイでのABAN会議、2018年9月、同じくベトナム・ハノイでの東南アジア地域会議に参加していただいたが、彼女は今回が初登場である。

オーストラリアの「2014～2018年アスベスト管理・啓発国家戦略計画（NSP 2014-2018）」は、戦略⑥国際的リーダーシップとして「アスベスト採掘及び製造の地球規模の禁止のための世界的キャンペーンにおいて、オーストラリアがリーダーシップの役割を果たし続ける」という目標を掲げていた。「2019～2023年国家戦略計画（NSP 2019-2023）」でも、4つの国家的優先課題のひとつに「国際協力及びリーダーシップ」を掲げている（2020年3月号参照）。

実際にASEAは、東南アジア諸国だけでなく、コロンビアや太平洋島嶼国におけるアスベスト禁止に向けた努力に対しても支援を行っており、オーストラリアの国家機関としてのその国際的貢献はますます貴重かつ重要になっている。今後のABANとの協力・連携が期待される。

教訓をネットワークの強化に生かす

最後の、「セッション7：アスベスト禁止ネットワークとアドボカシーの強化」では、いくつかの国のアスベスト禁止ネットワークによる「パネル・ディスカッション」と「ブレイクアウトルーム・ディスカッション」が行われた。

「パネル・ディスカッション」のパネラーは、インドネシア・アスベスト禁止ネットワーク（InaBAN）のダリスマン、ベトナムアスベスト関連疾患根絶グループ（VEDRA）のアン、ラオス・アスベスト禁止ネットワーク（LaoBAN）のインペン、インド・アスベスト禁止ネットワーク（IBAN）のオーディチャ、バングラデシュ・アスベスト禁止ネットワーク（BBAN）のレボンの4人。

インドネシア6人のアスベスト被害者の労災認

定と労災職業病被害者団体の設立に加えて、バンドン及びブルワカルタ市のアスベスト含有建材の使用禁止、国家防災庁緊急事態対処局によるアスベスト含有建材の使用を禁止する被災地の一時収容住宅基準を示した指令などの進展があるものの、一部の省はまったく理解がないうえにアスベストロビーの力も依然強く国レベルでの禁止方針に至っていない。教訓として「証拠としての被害者、ツール（啓発手段）としての研究者」とまとめ、アスベストが工場だけの問題ではなくコミュニティの問題、政策課題にすることが必要と話された。

ベトナム-歴史的に、建材開発マスタープランにおけるアスベスト禁止に向けたロードマップの明示が争点になっており、2014年には「2030年に向けた方向性」に後退し、2018年に「2020年目標」が復活するようにも思われたが、2021年には目標が明示されなかった。国外の科学的証拠を認めない、また（市民団体等に対する）海外からの支援を制限する動き等もあるなかで、自国の証拠が求められている。政府と国会議員の顔ぶれが変わったところで、あらためて働きかけを強化すると話された。

ラオス-アスベストの危険性の周知等、LaoBANの取り組みの影響もあり、2019~20年に16あったアスベスト工場が8~9に減った。保健省の5年間アクションプラン促進に加えて、労働社会福祉省や国会に対する働きかけを強化したいと話された。会議後間もなく元ラオス労働組合連盟（LFTU）国際担当でLaoBANリーダーであるインペンの突然の訃報もたらされ、驚いている。

インド-自主的なメディカルキャンプを通じた被害者の掘り起こしと（イギリスの基金を通じた）補償は進んでいるものの、国内での労災認定がなく、ラジャスターンの補償モデルを広げていきたい。一部の州レベルでのアスベスト建材使用中止の方向性を確固なものにするともに、国の方針に影響を及ぼせるようになる必要がある。

バングラデシュ-具体的なアスベスト被害者の掘り起こしが進んだことが明らかな変化だが、アスベストに限らず職業病の認定実績がないなかで補償問題は新たな課題。上記諸国ではすべてアスベスト消費が減少しているのに、バングラデシュでは増

加している模様であり、調査が必要。BBANのキャンペーンを増強することが重要と話された。

共同決議を採択して閉会

「ブレイクアウトルーム・ディスカッション」では、参加者は4つのブレイクアウトルームに分かれた。各グループの議論のテーマと出された意見のいくつかを紹介する。

- ① 政府に対するアスベストロビーの影響力を弱めるために地域で共同で何ができるか
 - ・アジアで1~2か国の禁止の実現とASEAN等に対する働きかけ
 - ・アジアの国を対象にした費用対効果分析
- ② COVID-19パンデミックのなかでアスベスト禁止ネットワークを強化する戦略
 - ・ソーシャルメディアの効果の認識と活用の拡大
 - ・メディア関係者との協働の強化
- ③ アスベスト禁止導入後における遵守・施行の課題
 - ・禁止は最初のステップ、施行はもうひとつの挑戦
 - ・国境を越えた協力・監視、廃棄物の移動も課題
- ④ アスベスト含有製品の輸入・使用を低減させる方策
 - ・消費者向けキャンペーンも重要かつ有効
 - ・アスベスト含有製品の厳格なラベル表示
 - ・代替品の促進と関税対策

会議はその後、「2021年アジア・アスベスト禁止ネットワーク会議共同決議」（23頁）を採択。最後にBWIのドンによるABAN2021会議の成功を確認する発言で締めくくった。

戦略会議とフォローアップ

1週間後の10月7日に、戦略会議を開催した。

冒頭、あらためて3日間のABAN2021会議をふりかえった後、参加者は2つのブレイクアウトルームに分かれて、今後のキャンペーン計画について議論。さらに全体会議でも議論を重ねた。

詳しく内容を紹介することはできないが、議論したテーマといくつかのアイデアをあげておく。

① アスベスト・ロビーを弱め、グローバル・アスベスト・ディザスターに対する注意を課金するためのABANの支援

- ・国際金融機関 (IFI) キャンペーン
- ・ロッテルダム条約の改革
- ・太平洋地域の禁止イニシアティブ
- ・2022年に労働安全衛生を基本的権利に追加することを含めILOやWHO
- ・2022年2月6～10日に開催される第33回国際労働衛生会議 (ICOH)

② 各国のアスベスト禁止運動に対するABANの支援

- ・とりわけ消費量の多い国を対象に、アスベスト関連疾患の診断の改善と被害者の掘り起こしに焦点を置く
- ・アスベスト禁止ネットワークが生み出した調査研究やツールを共有するオンラインポータル
- ・ASEANで1～2の国でアスベスト禁止を実現することを最優先課題に
- ・ソーシャルメディアの共同活用
- ・アジアの具体的国を対象にした費用対効果分析
- ・アスベスト裁判のテストケース
- ・より幅広いグループを巻き込むことを念頭にしたネットワークの拡大・強化
- ・オンラインも活用して世界・アジアの専門家との連携強化

今回は以下のメンバーで運営委員会を構成して運営に当たるとともに、終了後もフォローアップを継続している-古谷杉郎、フィリップ・ヘイゼルトン (APHEDA)、ノエル・コリナ (AMRC)、アポリナー・トレンティーノ (BWI)、スルヤ・フェルディアン (InABAN)、プージャ・グブタ (IBAN)、ローリー・カザンアレン (IBAS)、ベルンハルト・エロイド (ソリダー・スイス)。香港をベースにAMRC、ソリダー・スイスと所属を変えても一緒に取り組んできたサンジ・パンディタは、会議前にソリダリティセンターの本部ワシントンに移ったが、ABANとの関係は継続している。一方で、香港における政治的圧力のエスカレートの中でAMRCが香港を離れざるを得なくなった。会議のなかでも参加者全員からAMRCへ

の感謝と連帯が示された。

ちなみに、3日間の会議参加者に対するアンケート調査によると、Yesの回答が、①会議の目的は達成できたか-97%、②取り上げられた話題に満足したか-97%、③時間は十分だったか-62%という結果であった。

早速フィリピン、ICOHで進展

早速の動きとして、フィリピン労働組合会議 (TUC P) と約140の環境運動団体からなるエコウエイスト連合が2022年1月6日に、アスベストを全面禁止するよう化学品管理令 (CCO) を改正するよう要求した。フィリピンではCCOによって、クロシドライトとアモサイト、及び、玩具、パイプ・ボイラーの断熱材、低密度のジョイントコンパウンド、商用紙や繊維品にはすべてのアスベストが禁止され、輸入者には環境管理局への登録等も義務付けられている。しかし、上記団体らは、現行規制の遵守も不十分で、アスベスト含有製品がラベル表示もされずに市場に出回っているなかで、全面禁止が必要と主張している。

<https://www.environmentnewsnigeria.com/philippine-groups-push-for-stronger-anti-asbestos-policy-to-protect-human-health/>
また、セッション4・5の内容が好評だったこともあって第33回ICOH組織委員会に提案したところ、以下のような内容の「特別セッション43：アジア太平洋におけるアスベスト関連疾患の根絶」が採用された。

- ・提案者：古谷杉郎 (ABAN&JOSHRC)
- ・ユッカ・タカラ「アスベスト関連疾患の世界的根絶」
- ・アナ・スラヤ「インドネシアにおけるアスベスト関連疾患の可視化」
- ・アシシュ・ミタル「インドにおけるアスベスト関連疾患の可視化」
- ・ランス・リッチマン「太平洋島嶼国におけるアスベスト禁止に向けて」
- ・高橋謙「開発途上国におけるアスベスト関連疾患根絶のためのEツールキット」

<https://icoh2022.net/special-sessions/>



コロンビアのアスベスト禁止を全会一致で承認

われわれに勝利をもたらした長いプロセスの年代記

「管理使用」という前提のもと、コロンビアは、1980年代に提起された一部の孤立した科学者・機関からの警告にもかかわらず、欧州や北米から輸入された工業・採掘方法を複製して、77年間アスベストの消費国、42年間生産国であり、最近数十年間の年間消費量は平均2万トンであった。アスベストを禁止しようとする法的・立法的イニシアティブが現われたのはようやく2000年代最初の10年になってからであり、次の10年間のほぼすべて組織的には失敗が続いた後、2019年について共和国の満場一致の支持を実現する法案が結晶化した。しかし、これは、コロンビアにおけるアスベストの決定的な禁止を支持する運動を作り出した、国家公務員を含む社会、環境、政治、科学、学術、メディアや芸術のリーダーたちが、世論の高まる支持を受けて、2019年6月の最終承認までのすべての障害を乗り越えることができた、真剣で粘り強い取り組みの成果なのである。アスベスト被害者に敬意を表したアナ・セシリア・ニーニョ法は、共和国大統領によって承認されようとしている[編注:すでに承認済み]。

コロンビアにおけるアスベストの採掘・消費

コロンビアでアスベストが工業的に使用されるようになったのは、エテルニット社のブランドが国内市場に参入した1942年のことである。この年、この鉱物の最初の移転工場が、エテルニット・コロンビアナという名前で、ボゴタ近くの町(シバテ)に建設された。その後、この会社の子会社がバランキージャ(エテルニット・アトランティコ)とバジェのユンボ(エテルニット・パシフィコ)に、ともに1945年に設立された。1957年に経済集団ネメ・エルマノスが、自動車部品の製造にアスベストを導入し、ボゴタ市に、自動車ブレーキ用のパッドとパッケージを専門とするインドゥベストスという名の工場を立ち上げた。数年後にさらに2つのアスベスト・セメント企業が、ともにマニサレス市にあるコーヒー産地、コロンビトに1967年、マニリットに1983年に現われた。

この歴史的レビューにとってもうひとつ重要な情報は、カンパメント市(アンティオキア州)から16km、ヤルマル市から36km、メデジン(コロンビア第2の都市)から160kmに位置する(クリソタイル)アスベスト鉱山の操業開始に関するものである。この鉱山は1974年に操業を開始し、コロンビア国内市場へのその貢献はこの10年間USGS(米国地質調査所)の統計に登録されていないものの、一部の情報源によると、月産12,000トンの生産能力があり、その後18,000トンに増加したことが知られている。

この鉱山は1977年にスイスのコンサルタントを受けて建設された技術プラントで操業を開始したとはいえ、1974年以降この会社は合法的に存在していた。1980年以降、コロンビアにおけるアスベスト消費は大きく増加し、以下に示すように、年平均2万トンという数字だった。

1980年-27,057トン、1985年-26,620トン、1990年-21,437トン、1995年-22,925トン、2001年-16,364トン、2005年-23,858トン、2010年-20,048トン、2012年-25,164トン、2013年-16,000トン、2014年-8,000トン。

長年にわたってアスベスト産業は、アスベストの「管理使用」によるガイドラインのもと、コロンビア国家の公共政策に浸透する活動を展開してきた。

1980年代は、コロンビアにおけるアスベスト使用の歴史のなかで非常に重要な期間となった。第1に、(とりわけ危険な)クロソドライト・アスベストの使用がエテルニットその他この部門の他の会社で中止されたからであり、第2に、「ラテンアメリカにおけるアスベストと健康」という会議がメキシコシティで開催されたからである。そして第3に、コロンビアがILOによって採択された第162号条約に署名し、1998

年の法律第436号によって批准したからである。その後、2001年の決議第935号によりアスベスト部門全国労働衛生委員会が設立され、2008年の決議第1458号によりアスベスト部門全国労働衛生委員会は、クリソタイル・アスベストその他繊維全国労働衛生委員会に置き換えられた。このような事実の枠組みのなかで、保健社会保護省の主導のもとに2011年の決議第007号が策定され、アスベスト・クリソタイルの使用規制の枠組みを法制化するとともに、それを含有する製品の取り扱いを認めた。

メキシコでの会議は非常に重要だった。それは汎米保健機構 (PAHO) と世界保健機関 (WHO) によって開催され、会議のなかでは、米国のマウントサイナイ医科大学が実施した調査、コロンビア社会保障研究所のクララ・バレーラや米国アルバート・アインシュタイン医科大学のデビッド・マイケルズ博士など一部の孤立した声が、参加していたアスベスト業界の名高い男たちに異議を申し立てた。しかし、会議の結論は、リスク要因は曝露レベルを可能な限り低減し、工学的管理を導入し、労働者に個人保護機器を提供することによって管理することができるという考え方である「管理使用」のリズムをこの地域に押し付けるものだった。

社会、議会や研究者らによる反応

2005年に、法的手段によってそのような法的物質を禁止することを追求する、コロンビアにおけるアスベスト使用に反対する集団訴訟が起こされた。立法レベルによる具体的行動は、2007年にイエス・ベルナル・アモロンチョ元老院 [上院] 議員が、「それにより国家領土内におけるあらゆる種類の要素の製造においてすべての種類のアスベストの使用を禁止する」法案を提出してはじまり、この法案は第一討論では承認されたが、その後しまいこまれてしまった。同じように、その後4つの法案の提出があった。2015年と2016年には、ナディア・ブレル元老院議員が同じ意図を追求した法案を提出したが、途中経過で沈没してしまっ

た。最終的に2017年にナディア・ブレル元老院議員が、あるアスベスト被害者に敬意を表したアナ・セリリア・ニーニョ法案を共和国元老院に提出し、それが元老院第7委員会と本会議の両方、そしてマウリシオ・トロ下院議員の支持を得た代議院も通過して、コロンビア共和国の法律になった。

この禁止法案は、コロンビアの市民団体、メディア、NGO、研究者、アーティスト、活動家や保健分野の公共・民間機関による支援という非常に興味深い背景を持っており、それらは、この国におけるアスベスト禁止に向けて効果的に圧力をかけるメカニズムを構築するのに役立った、一連の状況や出来事を生み出した。

学術分野では、科学者で研究者のファン・パブロ・ラモスが、ロスアンデス大学のマリア・フェルナンダ・セリととともに、2012年11月に「Annals of Occupational Hygiene」誌に、あらゆる種類の自動車のパッド、ディスク、クラッチを加工する作業場で働く労働者の健康に対するアスベストの影響に関する一連の現地調査の最初の論文を発表した。科学分野では、ファン・パブロ・ラモス教授の報告が、アスベスト産業と「アスベスト管理使用」に対する論争において、強力な論拠となるものであった。この論文の結論のなかで、TEM [透過型電子顕微鏡] で分析したいくつかのサンプルは、きわめて高い空気中アスベスト濃度を示したと書かれていた。この研究の結果は、アスベストを禁止及び/または制限する国のグループにコロンビアが加わることを真剣に考慮すべきことを示唆していた。

2012年12月、アーティストで美術評論家であるギレルモ・ビリヤミセルが、ステファン・シュミットハイニーとアスベスト・文化との関係を立証したダロス報告書を発表した。周知のように、欧州諸国でのアスベスト産業の崩壊にともない、シュミットハイニーはラテンアメリカへ投資をシフトしはじめることを模索した。

2012年2月13日、ステファン・アーネスト・シュミットハイニーとそのパートナーのジャン・ルイ・バロン・ド・カルティエ・ド・マルキエンスは、イタリアのトリノの裁判所により、「環境と健康の永久的大惨事」を引き起こし、工場での安全規則に違反したとして、前者はイタリア・エテルニットの大株主である産業グループ、ベルギー・スイス・エテルニット(ETEX)のオーナーとして、後者は取締役兼少数株主として、懲役16年を宣告されることになった。この判決では、1976~1986年にエテルニット・イタリアの工場があった4つの村の元労働者または住人、3千人の死に彼らは責任があるとされている。この訴訟は、ほぼ半世紀にわたる、カサレ・モンフェラートのエテルニット工場の元労働者を中心となって集団的に行われた刑事的社会的活動の一部である。

美術評論家のブログに掲載されたこの記事と並行して、ジャーナリストのアンドレス・オヨスが、2013年にラジオ、新聞、テレビ、ニューメディアでキャンペーンを開始し、そのほとんどがエテルニットと関係がある、コロンビアにおけるアスベスト被害者を社会に知らせはじめた。そうした最初の被害者の一人が、ボゴタ郊外にあるエテルニットの工場での仕事を終えて帰宅した父親の作業服に付着したアスベストを吸い込んだことによって、2013年8月に中皮腫によって亡くなったルイス・アルフォンソ・マヨルガの未亡人、セシリア・リアーニョだった。セシリア・リアーニョの義父は、2000年に中皮腫のために亡くなっている。別のテレビ報道は、軽自動車にブレーキパッドを取り付ける整備工場の事務職員で、2018年に胸膜中皮腫により死亡するアルシラ・フォレロを紹介した。

アスベストに反対する運動の成長

2014年には、アスベストの産業利用に関連した複雑な問題を可視化するために、学術という別の側面から支援する、2つのイベントが開催された。

その年のはじめ、2月19日と20日にボゴタのコロンビア国立大学レオン・デ・グリフ講堂で、国立大学医学部公衆衛生研究所(よく知られたカルロス・アグデロ博士が所長)、イタリア国立衛生研究所、アンデス大学が環境と労働衛生に関する国際会議と名付けられた集まりを開催して、活動が開始された。

コロンビアでは10月はアートの月として祝われ、ボゴタでは商工会議所がアートフェアArtBoに資金を提供している。ArtBoの対象外である他の諸問題への市民参加の場を提供するために、市の文化カレンダーに掲載される並行行事も生まれている。2014年10月、シンクロニア・アートフェアでギレルモ・ピリャミセルによって展示されたアートワークの焦点は、グローバル・アスベスト・スキャンダルだった。

科学とアートの相互作用を考慮して、ギレルモ・ピリャミセルは、アスベスト問題に関連した一連のレクチャーとアート展示を実施することについて、アルザテ・アヴェンダノ財団(ボゴタの公共文化機関)にアプローチした。

一連の会議とイベント「アスベスト:アート、科学及び政治」の開催に必要な支援と専門技能を提供するための機関間ワーキンググループが設立された

情報共有と公開討論の機会を最大限にするために、シンポジウムは3日間の活動に分けられた。初日には、コンラッド・アトキンソン、ビル・ラバナシ、ビュロー・デチュードなど、アートとアスベストに関する展示に参加したアーティストを中心に、政治的なアートに関する議論が行われた。同時に考慮された問題には、アスベスト多国籍企業エテルニットのスイス人元オーナーによる現代ラテンアメリカ・アートの重要なコレクションの購入などーアートの政治化も含まれた。

2日目に講演した著名な国際的専門家のうち、フェルナンダ・ジアナーシ(ブラジル)は、アスベストは健康破壊であり、業界が資金提供した世界的な虚偽キャンペーンによって軽視されてきたと話した。バ

リー・キャッスルマン博士(アメリカ)は、アスベストビジネスの犯罪性について話し、犯罪行為を列挙し、アスベスト経営者や企業の起訴について紹介した。たばこ産業と同じように、政府がアスベスト産業と協議するのは、その閉鎖と既存アスベスト処理を目的とする場合に限られるべきだと、彼は話した。アーサー・フランク博士(アメリカ)は、「アスベストの何が問題なのか?」と、非常に教育的な講演を行った。話された問題には、喫煙者に対するアスベストの特別なリスク、動物実験の役割、アスベストを安全に除去する方法、宣四国から開発途上国へのアスベスト産業の国際移転が含まれた。エドゥアルド・ロドリゲス博士(アルゼンチン)は、アスベスト禁止を避けるために業界がアルゼンチンで広めた嘘について説明し、禁止後に起こるだろうと業界が予測した悪影響がひとつも起きなかったと述べた。その代わりに、アスベストフリー技術への秩序ある移行が行われた。この日の最後には、コロンビアのアスベスト被害者が聴衆に、自らのアスベスト関連疾患について話した。

3日目、講演者のパオラ・デ・カストロは、アスベストの危険性に関する科学的情報を伝えるための新しい技術プラットフォームとツールの有用性を強調した。議論はコロンビアにおける科学研究と、アスベスト加工・使用職場に対する法的要求事項に焦点をあて、アンデス大学のファン・パブロ・ラモス・ボニージャ博士によると、後者は日常的に守られておらず、ラモス・ボニージャは、ボゴタの乗用車・大型車のブレーキ修理工場で働く労働者におけるアスベスト関連疾患の確認について報告した。

会議の数日前に、El Tiempo(コロンビアでもっとも人気のある日刊紙)が、コロンビアのアスベストロビー協会の会長であるジョルジ・アルナン・エストラーダ博士のインタビューを掲載し、彼はコロンビアで使用されているアスベスト(クリソタイル)は規制されており、安全であると指摘した。

このプロパガンダの発表を受けて、会議の代表者らは、世論を欺こうとするこれらの主張を否定する声明を発表した。

興味深いことに、同じ年、より正確には2014年9月8日、ジャーナリストのアナ・セシリア・ニーニョが、幼少期にボゴタのエテルニット社のアスベストセメント工場の近くに住んでいたときの間接的・環境曝露が原因で、悪性胸膜中皮腫と診断された。アナ・セシリアの強さ、性格、決断力が、自らの病気を、この致命的な繊維と闘うための命の主張に変えることにつながり、彼女のイメージをコロンビアにおけるアスベスト反対運動のもっとも重要なシンボルにした。

その他の重要な進歩と取り返しのつかない損失

2015年を通じて、アスベストに反対する取り組みは成長した。2015年7月、オンラインプラットフォーム change.orgが、アスベスト使用に反対する署名を集めるキャンペーンをはじめた。この署名活動は世論やメディアに大きな影響を与え、数日で10万人を超える署名が集まった。

ボゴタで開催された美術展のなかの、アーティストや医学生を対象にしたレクチャーで、イタリア国立衛生研究所のメンバーとともに、私[ギレルモ・ビリャミセル]は初めてアナ・セシリア・ニーニョに会う機会を得た。同じ日に、ナディア・ブレール元老院議員が、彼女が初めて議会に提出し、第7元老院委員会での最初の討論をかてなかった、法案を支持する招待状を広げた。

この年、ロスアンデス大学の研究者たちが再び、「自動車修理工場におけるトランスミッション整備士のアスベスト曝露」を発表して、科学的議論を強化した。

2016年3月、カミロ・アラケ弁護士は、コロンビアにおける法的・立法的対応が進んでいないことから、米州機構(OAS)の米州人権委員会に対して、コロンビアにおけるアスベストの使用から環境と被害者を守るための訴訟を提起した。

この司法活動と並行して、Greenpeace運動が禁止キャンペーンに加わり、市民やメディア、とりわけ新聞・テレビに大きな影響を与えた、公共の場所における一連の活動を進展させた。change.orgとGreenpeaceの2つのオンラインプラットフォームの連合が、コロンビア市民の要求を20万を超す署名に引き上げた。

2017年1月、コロンビアにおけるアスベスト使用に反対する運動はやるせない知らせを受け取るアナ・セシリア・ニーニョが亡くなったのである。様々な団体の声がさらに集まり、運動はより大きく、よりよい社会的な表現をもちはじめた。各々の行動範囲から何をしたらかを語ろうとするときがないが、これらの行動の総体が、禁止の政治的・経済的敵に対する圧力の大波を生み出していたのである。

全員がアスベストに反対

MASPとORACが、ロスアンデス大学とエル・ロサリオ大学による学術的・法的分析の観測所として闘いに加わり、禁止を支持する議論を増強する重要なインプットを提供した。

2017年、そして国立がん研究所の支援を受けてコロンビアにおけるアスベストに関する会議の第2ラウンドを終えた時点で、サントス大統領政権の内務省は、保健省、労働省及び環境省と連携して、法案を支援する集中的な取り組みを行うようになった。

2018年には、ダニエル・ピネダとカミロ・アラケのリーダーシップによって、アスベストの使用に関する地域的制限のプロセスを実施するための地方自治体による禁止が、異なるコロンビアの都市ではじまった。これまでに、ボヤカ県を中心に12の都市が呼びかけに応じ、ボゴタ市は現在、その意味での法律の制定に取り組んでいる。

ORACは2018年9月13日にアスベストに関するシンポジウムを開催し、リンダ・レインスタイン[アメリカ]をはじめとする国内外のゲストが参加した。その日、映画監督のフェリペ・リコ・アタラは、アナ・セシリア・ニーニョの闘いを伝えるドキュメンタリー「INEXTINGUIBLE」を発表し、同じ日にラウル・メディナは、アスベスト産業の労働者として中皮腫と診断され、2019年4月3日に死亡することになる自らの人生経験を聴衆に伝えるプレゼンテーションを行った。

最後の勢いと切望された勝利

2018年12月4日、アナ・セシリア・ニーニョ法案が元老院本会議で承認されたが、代議員では2019年の第1会期における審議が残され、承認が必要な最大期限は2019年6月20日までだった。

ここで言及したすべての団体と人々は、残された2つの最終討議を推進するために努力を倍増させた。

ダニエル・ピネダ(アナ・セシリア・ニーニョの未亡人)、Greenpeace、change.orgに組織された、ソーシャルネットワーク上での行動からなるきわめて重要な一連の行動で、TwitterやFacebook上のキャンペーンが代議員議員に強い圧力を発揮し、世論の心臓部でその存在を高める有効な方法として決定的な役割を果たした。

3月1日、ボゴタDC第39巡回行政裁判所は、集団訴訟に対する対応として、アスベストが健康に対するリスクを示すことを考慮して、コロンビアにおけるアスベストの使用を代替する公共政策を推進するよう保健省と労働省に命じ、この原料を代替する全プロセスを行えるようにするために5年の期限を政府に与える評決を下した。

ディオンス・クルスが代表を務めるコロンビア公衆衛生学会も、運動に重要な支援を提供した別の団

体のひとつで、MASPと国立医学アカデミーと共同して、「アナ・セシリア・ニーニョ法案に関連した医学的・法的諸側面」と題したイベントを4月4日に開催し、国立がん研究所とナディア・ブレル元老院議員も参加した。法案に不利な時間がはじまり、すべての団体と活動家が、期限切れによって法案が沈没するのを防ぐために動きはじめたのである。

コロンビア・アスベスト・フリーファウンデーション(FUNDCLAS)は、国立大学医学部やボゴタ/クンディナマルカ赤十字と共同で、「コロンビアにおけるアスベスト」を発行した。ギレルモ・ピリヤミセルとガブリエル・カメロ博士によって執筆された議論のための基本は、コロンビア議会の代議員議員に大量に配布された。

5月6日と7日、ドレクセル大学[アメリカ]のアーサー・フランク博士が訪れ、コロンビア議会への訪問が予定された期間中に、知見を知らせるのに役立つレクチャーや会話を提供して、話を聞く機会を得た法案の説明者たちの知見を高めた。

ロベルト・バケロ博士が率いるコロンビアの医学専門家のギルドを代表する機関であるコロンビア医科大学が、トロ博士に対して法案に関する彼の発言を支持する書簡を送った。

マウリシオ・トロ博士は、代議員における法案の報告者として、同法案が本会議に至る前に最初の障害に打ち勝たなければならない第7委員会の同僚たちとともに、その意見が非常に重要だった。

ジャイロ・ウンベルト・クリスト・コレア、ヘンリー・フェルナンド・コラーレ、マリア・クリスティーナ・ソト・デ・ゴメス、ファベル・ムニョス議員が署名した多数意見と、マウリシオ・トロ、ジャイロ・ジオバンニ・クリスタンチョ議員が署名した別の少数意見、の2つの賛成する報告が提出された。代議員議会第7委員会 は5月21日の審議で討議を行い、多数報告書を承認した。

しかし、承認された文書は、禁止という言葉に根絶という言葉に置き換え、また、輸出のための採掘を認めることによって、あいまいな立場を示していた。数日後、輸出のための採掘なしの、全面禁止を追求する最終戦が、代議員本会議で行われることになる。

今回は、ファン・パブロ・ラモスとダニエル・ピネダがGreenpeaceとともに、議論に非常に注意して、議員に全面禁止の必要性和世論の支持を説得することに対応し、発言者がアスベストの禁止と輸出なしを固める言葉を用いた文書を受け取っているように管理した。

アスベストフリーな将来に向けて

決定的な日は6月11日の火曜日にやってきた。代議員本会議は140票対0票の満場一致の決定で、コロンビアにおけるアスベストの禁止が達成された。あとは、両院の議員を示して、法案を調整し、各々の議会で再度投票し、大統領が認可できるようにする必要があるだけである。

これらの手続は迅速に行われ、6月13日木曜日に代議員が法案を承認し、先週17日月曜日には元老院が同じことをした。法案はコロンビア大統領の署名を待つのみであり、われわれは間もなく実現するものと信じている[編注: 実現済みである]。

コロンビアにおけるアスベスト禁止運動の構造は、このプロセスに参加したわれわれすべてに非常に重要な教訓を残している。時にはすぐに具体的な事実がない場合に懐疑論が示されるが、もっぱら経済的利益を擁護する少数派に反対して人間の命と健康を守ろうとすると、小さな行動を通じたしっかりした断固として持続的な共同の行動を、関係者の集団的勝利を阻もうと望むもっとも力のある者たちを打ち負かすことのできる強力な波に変えることができるということである。



※スペイン語だがFUNDCLASのウェブサイト(<https://fundclas.org/>)に関連資料多数

PacWastePlus地域プロジェクト:アスベスト

アスベスト含有物質 (ACMs) は、建物建設にACMsを使用してきた歴史をもつ多くの太平洋島嶼国にとって重要な問題である。すべての種類のアスベストは人に対して発がん性があり、大気中に飛散したアスベスト繊維の吸入は深刻な肺疾患を引き起こす可能性がある。

プロジェクトの説明

この地域プロジェクトの目的は、アスベストとそのリスクに関する理解を促進し、各国が法的/規制ACM禁止を採用・実施するのを援助し、ACM実務指針の採用を創出・支援し、ACMを適切に制御・管理するための支援ツールを提供することである。

このプロジェクトは何をするか?

プロジェクトは、以下のような支援的文書を開発するだろう。

○アスベスト含有物質禁止政策覚書と起草の手引き

現状、アスベスト・ACM輸入禁止実施の選択肢、各選択肢の太平洋島嶼国の地域的及び個別状況に対する妥当性の分析。

○ACM管理モデル行動規範

ACMの確認・認識、安全な補完・輸送・取り扱い・廃棄に対処することによってアスベスト繊維へのさらなる曝露を低減するための実用的リソースを提供する、アスベスト手引き文書のための実務指針の開発。

○追加的リソース

太平洋島嶼国におけるあらゆる形態のアスベスト・ACMの製造・使用・再利用・輸入・輸送・保管・販売を禁止するために必要な法令及び/または規制をつくるための一連のリソースを編集する。これには、各国が容易に活用することのできる、アスベスト禁止のための政府説明や起草の手引きが含まれるだろう。

企業や地域社会向けのファクトシートやブックレット、ケーススタディ、研修の開発など、(法的及び非法的特異性を考慮して)太平洋地域でアスベストに対処するためのリソースの開発。

※<https://pacwasteplus.org/regional-project/804/>



地域における有害廃棄物管理の強化

2021年9月8日、サモア・アピア太平洋地域における水銀・アスベスト・医療廃棄物に対する認識と管理を強化する機会が、「回復力のある青い太平洋のための行動の加速」をテーマとした第30回 SPREP (太平洋地域環境計画事務局) 政府間会議に出席したメンバーに対して強調された。

太平洋島嶼国・地域は、時刻に輸入された危険物を適切に受け入れ・使用・保管・輸送する能力が限られている。

「地域の有害廃棄物管理施設へのアクセスが限られていることは、ほとんどの場合、使用済みの有害物質が環境に放出され、人の健康と環境衛生の双方に差し迫った持続的なリスクをもたらしていることを意味している」と、SPREP廃棄物管理・汚染防止 (WMPC) プログラムのアクティング・ディレクター、アンソニー・タローリは言う。

タローリ氏は、各国は、国の立法・能力開発・啓発・教育活動によって支持されて、地域的に禁止するための多国間環境協定や地域協定をもっていると付け加えた。

さらに、各国は、これらの製品をもたらす社会的・環境的リスクを低減または根絶するために、これらの製品の安全な使用・取り扱い・保管・廃棄を制限・制御・管理する法的メカニズムを実施している。

「人の健康と環境衛生に重大なリスクをもたらす有害廃棄物の管理については、現在SPREPが実施しているドナー資金によるプロジェクトの焦点になっている輸入・使用の禁止に関する議論を含め、過去のSPREP会議で議論されてきた」と、タローリ氏はコメントした。

欧州連合が資金提供するPacWastePlusプログラムは、PacWasteプロジェクトによって実施された初期アスベスト管理作業を継続し、数か国においてアスベスト材料を積極的に除去するとともに、積極的かつ継続的なアスベスト管理ですべての国を支援する強力な法的・管理的ツールを提供する、多数の活動を行っている。

具体的な活動には、キリバス、ナウル、ニウエ、トンガでのアスベスト備蓄を安全に梱包・輸送・廃棄するためのアスベスト除去作業やいくつかの政府管理サイトが含まれる。

PacWastePlusプログラムはまた、ツバルの外島にある建物にアスベスト含有物質があるかどうかの評価や、税関職員に対するアスベストの安全な取り扱い・除去に関する適切なトレーニングの開発・実施も支援する予定である。

アスベスト含有物質の輸入を禁止し、使用・輸送・廃棄のための基準を確立する法的文書の実施をめざす諸国に対して、追加的支援が提供されるだろう。




PacWastePlusは、アスベスト禁止を導入するために必要なステップを明確に確認した「アスベスト管理立法改革の道筋」を開発した。この道筋は、アスベストの輸入禁止を導入するためには、アスベスト管理の選択肢の分析、問題点に関する手引き覚書/説明や、国の法令の起草を手引きする政策覚書など、行われる様々な作業を活用及び要約している。

これらのリソースの開発は、過去のSPREP会議が、アスベストを管理し、地域に対するその輸入を禁止するための具体的な支援を要請したことに直接対応したものである。



※<https://pacwasteplus.org/news/strengthening-the-management-of-hazardous-waste-in-the-region/>

アスベスト管理立法改革の道筋

- 
1. 立法の必要性の確認
 アスベスト輸入/管理の問題があることを確認する。
- 
2. 実現可能性の事前調査
 アスベスト管理立法の導入により、どのような全体的な目的/成果を求めるかを確認する。対処すべき問題（輸入、保管、使用、輸送、廃棄等）と、その変更を管理するために使用または修正される可能性のある立法環境、及び、システム管理の責任者を確認する。
- 
3. 政治的支援
 持続的に資金調達可能な立法の導入をさらに検討するための政治的支援を確保するための内部プロセスを実施する。
- 4. タスクフォースの設立**



立法改革プロセスに取り組むための複数の省庁からなるタスクフォースを形成する。タスクフォースには、保健、環境、安全衛生（公衆衛生とは別の場合）省、廃棄物管理機関の代表と、適当な場合には非政府組織の代表を含めることが推奨される。



5. 立法環境の分析

どのような法令が改正され、あるいは最初から策定される必要があるかを検討する、立法環境の分析。（国の既存の法令の枠組みのなかで）政策目的を達成するためにもっとも効果的な法律文書に焦点を置くべきである。法律/規則を策定・実施するプロセスに関しては、継続的な機関間協力の仕組みとともに、主導機関を選択することが推奨される。



6. アスベスト・ACM国家行動計画

政策目標、役割、責任、課題及び提案される解決策の基礎を提供するために、アスベスト・アスベスト含有物質国家行動計画を策定する。効果的な計画は、明瞭なステップ、測定可能な行動、必要なリソース、及び明瞭なタイムフレームを含んでいるべきである。

計画には、国の優先事項、それらの目標を実現するための関連する諸活動、役割、責任及び監視計画を含めるべきである。検討される可能性のある問題の種類には、アスベスト/ACMの輸入禁止、アスベストに対する認識の改善、アスベストの把握と管理、安全なアスベスト除去、廃棄、及びアスベスト関連疾患を減少させるための地域的協力などがある。



7. アスベスト行動規範の策定

行動規範は、アスベスト作業時または遭遇時に、安全な作業に必要な要件を確保する方法について、規制機関、実務者、作業者及び一般の人々に助言するものである。それは、アスベスト作業、関連するリスク及びそれを管理する方法などの諸側面に関する情報を明確に提供する、実際的な文書である。



8. 協議

地域社会や企業が、懸念に対処でき、アスベスト関連疾患の予防という根本的な動機が明確に理解されているようにするために、地域社会や企業との協議をプロセスの早い段階で開始すべきである。



9. アスベスト・ACM国家行動計画と立法改革要求事項の採用

協議のフィードバックを利用して、アスベスト・アスベスト含有物質国家行動計画を採用する。



10. 法律起草

法律起草のプロセスは、担当者から現場の人々、すなわち税関職員、衛生監督官、労働安全衛生担当者や環境省/局職員などに知らされるべきである。これにより、予見可能な問題に最初から対処することができるだろう。



11. 規制影響評価

規制影響評価が必要かもしれない。規制影響声明は、対処しようとしている問題、検討された選択肢と関連する費用・効果、実施された協議、実施・見直しのために提案される手はずについてのハイレベルな要約である。政府がこのステップが必要と判断した場合には、関連する分析を活用するために、地域内の別のところでの事例を参考にすることができる。



12. 協議

政策と法律文書を検討するための協議活動を開発及び実施する。

13. 政治的支援



立法影響分析に関する協議の結果を踏まえて、システムを導入するための継続的な政治的支援を確認する。



14. システムの必要性・経費の確認

システムの設計とアスベスト・アスベスト含有物質国家行動計画の成果を活用して、改革を実施するために必要なインフラ、設備及び訓練などを確認する。



15. 立法採用プロセス

関係者との協議を通じて改革が確認され、法令が起草され、必要なインフラや契約が明確に理解されたら、立法文書の正式な政府による採用とシステムを実施するための承認を求める。



16. 税関・財務システムの創設

税関職員が輸入に対してシステムを適用できるように、また、環境遵守職員が必要な作業遵守監督を実施できるようにするために必要なすべてのシステム設計を開発及び実施する。



17. 政府職員の訓練

執行職員の訓練には、税関・国境管理職員やアスベスト・ACM使用禁止を執行する主導機関（例えば公衆衛生職員、環境職員または労働者安全衛生職員）が含まれる可能性がある。アスベスト及びアスベスト含有を疑われる物質を確認するためのインベントリーやビジュアルチャートを含むことのできるアスベスト行動規範など、明確な手続的文書を開発することによって、能力構築が支援されるだろう。重要な実施措置のひとつは、把握と対応のために適切な措置が講じられていることを確保するために、国境管理・税関システムを見直すことである。



18. 社会・産業界の注意喚起

輸入・使用ができなくなった製品、アスベストを含有するリスクのある製品、アスベスト・アスベスト含有物質の発生リスクが高い輸出元国についての理解を提供する。アスベスト・アスベスト含有物質の輸入者や潜在的使用者に知らせるために、情報・コミュニケーション資料が不可欠である。また、親類に建材を供給する海外に住む家族によって提供される物資の量を踏まえると、この情報は地域社会レベルでも配布することができる。アスベスト関連疾患の根絶という目標を強調することを、すべてのコミュニケーションの前面及び中心に据える必要がある。



19. システムの実施

設計されたとおりにシステムを実施する。開かれた透明性の高いプロセスを確保し、システムの運用・使用に関して、一般の人々や廃棄物業界と積極的に関わり続ける。



20. 監視、評価及び監査

アスベスト管理システムが期待どおりに運用され、廃棄物が設計されたとおりに適切に管理されていることを確保するために必要な資金が利用可能であることを確保するための、アスベスト・アスベスト含有物質国家行動計画の重要な構成要素のひとつであるシステムの監視、評価及び監査を実施する。



21. システムの拡張・改善

システムがうまく稼働したら、改善することができるかどうか検討し、システムを離島地域に拡張できるかどうか、また、システムに別の問題のある廃棄物項目を追加すべきかどうかを判断するために、システムを見直す。



※<https://pacwasteplus.org/wp-content/uploads/2021/09/Asbestos-Management-Legislative-Reform-Pathway.pdf>

AIIBは環境・社会基準へのコミットメントを強化

AIIB, 2021年5月21日－アジアインフラ投資銀行(AIIB)取締役会は今日、環境・社会フレームワーク(ESF)改訂を承認することによって、環境・社会基準へのコミットメントを再確認した。ESFは、AIIB融資プロジェクトの環境・社会的リスク・影響を管理するうえでAIIBとその顧客の手引きとなるものである。2016年に初めて採用されたESFは、AIIBが顧客のために環境・社会的に持続可能なインフラプロジェクトを支援するというコミットメントの礎としての役割を担っている。

ESF改訂における主な変更は以下のとおりである。今回の改訂は2021年10月に発効する。

- ・承認済み融資の50%というAIIBの気候変動融資目標を反映した、気候変動に関する文言の強化
- ・環境・社会関連文書の開示期限を追加し、金融仲介業務の開示をより明確にすることによる、透明性の強化
- ・資本市場業務における環境・社会・ガバナンス(ESG)アプローチに対応した新たな措置
- ・ジェンダー平等の重要性と、ジェンダーに基づく暴力への対処のコミットメントの増強。
- ・生物多様性を保護し、AIIB融資プロジェクトからアスベストを排除する文言の強化。

「今回のAIIB環境・社会フレームワークの改定は、持続可能なインフラ開発を促進するための、AIIBの強いコミットメントを示すものである」とAIIB方針・戦略担当副総裁ヨアヒム・フォン・アムスベルクは言う。「顧客のバリ協定への貢献と持続可能な開発目標の達成を支援し、明日のためのインフラを構築することは、われわれの使命の一部である」と彼は付け加えた。

今回の改訂は、2019年に開始された集中レビューを受けたもので、加盟国政府、開発パートナー、顧客(官民)、市民社会組織を含む幅広い関係者からの2回の協議で得られたインプットを統合するものである。また、2016年に融資業務を開始して以来AIIBが得た経験を反映したのものである。

AIIBは、環境と社会の持続可能性が、アジアにおけるインフラ整備と相互接続強化のための銀行の支援の基本のひとつであると認識している。ESFは、その一部が2025年までに承認された融資の50%という気候変動融資目標を強調した、AIIBの経営戦略に沿うものである。

※<https://www.aiib.org/en/news-events/news/2021/AIIB-Strengthens-Its-Commitment-to-Environmental-and-Social-Standards.html>

改定されたESF「環境・社会的除外リスト」の関連部分

銀行は、以下を含むプロジェクトに認識しつつ融資することはしない。

9. 固着されているかどうかにかかわらず、アスベスト繊維の生産、貿易または使用^{xi}
- xi 特別な状況において、顧客が固着されたアスベストの使用から代替物質への移行を可能にするために必要な場合には、銀行は、使用される物質のアスベスト含有量が20%未満であることを条件に、合理的な移行期間について、顧客と合意することができる。



※<https://www.aiib.org/en/policies-strategies/framework-agreements/environmental-social-framework.html>

アスベスト産業がアジアで大打撃

APHEDA, 2021年6月29日－長年にわたるキャンペーンの結果、アスベスト産業がアジアで大きな打

撃を受けることになり、世界のアスベスト禁止キャンペーンは大きな勝利を収めた。アジアインフラ投資銀行(AIIB)が環境・社会フレームワーク(ESF)を改訂して、アスベスト含有物質をAIIB融資プロジェクトから除外したのである。

AIIBは、年間33億ドルのアジアにおけるインフラ投資プロジェクトにおいて、アスベスト含有物質が使用されることを禁止した。世界と各国の労働組合、アスベスト禁止団体や被害者によるアスベスト関連疾患を根絶させるキャンペーンは長年、世界銀行グループはもちろん、アジア開発銀行(ADB)やAIIBなどの多国間銀行をターゲットにしてきた。

キャンペーンは彼らに対して、クリソタイルアスベスト含有製品の使用を禁止する行動をとることによって、固着されたアスベスト製品が老朽化や崩壊、攪乱されるにつれて労働者消費者に引き起こす曝露リスクを根絶するよう求めてきた。これまでにアスベスト繊維は禁止されているが、アスベスト繊維の含有率20%未満の物質は、AIIBによって認められていた。つまり、アスベストを含むほぼすべての建材は使用することが可能だったのである。

AIIBが発行した改訂環境・社会フレームワークのなかの除外方針にはいまや、「固着されているかどうかにかかわらず、アスベスト繊維の生産、貿易または使用」が含まれている。改定された方針は、代替製品への移行のためという特別な状況についてのみ、新たな方針の例外を認めている。

AIIBは、アジア太平洋地域のインフラ整備を支援することを目的とした多国間開発銀行である。2016年に設立され、中国を拠点にしている。彼らは、200億米ドル以上の融資能力を有している。オーストラリアは、103の加盟国のひとつであり、オーストラリアのジョシュ・フリデンバーグ財務大臣が理事会のメンバーである。オーストラリアは50億豪ドル強の出資を行い、3.5%議決権比率をもっている。

Asbestos Not Here Not Anywhereキャンペーンは、やはり現在そのセーフガードポリシーを見直しているアジア開発銀行(ADB)による迅速な改訂も求めている。



※<https://www.apheda.org.au/asbestos-industry-takes-a-big-hit-in-asia/>

韓国チョン・ジヨルさんの訃報に対する日本からメッセージ

チョン・ジヨルさん、あなたのご逝去の知らせに日本の私たちは打ちひしがれています。

あなたの暖くも鋭い眼差し、声が、さまざまなシーンとともに昨日のこのようによみがえってきます。もっともっと生きて、韓日の、アジアのアスベスト被害者の先頭でみなを励まし続けてほしかったという想いであふれています。

はじめてあなたに会ったのは、2009年1月BANKOによる忠清南道旧石綿鉱山地域現地調査に同行したときでした。日本の帝国主義支配下で開かれ稼働した鉱山地域における被害の実態をあなたたちに教えていただいた私たちは非常に大きな衝撃を受けました。以来、韓日被害者交流、協力の大きな柱であり、韓国で日本で、本当に親しくしていただいたことを私たちは決して忘れません。

長く厳しい闘病を終えたあなたが今は天国で安からにされ、これからはそこから私たちを見守り励ましてくださることを信じております。あなたは永遠にわたしたちとともにあります。

チョン・ジヨルさん、本当にありがとうございました。

2022年1月28日



中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 会長 小菅智恵子

中皮腫サポートキャラバン隊 理事長 右田孝雄

石綿対策全国連絡会議(BANJAN) 事務局長 古谷杉郎

2021年アジア・アスベスト禁止ネットワーク会議共同決議

2021年9月28～30日

世界中のほぼすべての国に影響を及ぼしているCOVID-19パンデミックは、世界秩序の構造に複数の弱点があることを明らかにした。突然のパンデミックの猛威は、すべての大陸の諸国のガバナンスを揺るがし、経済、社会、人道政策の断層を露呈している。

地政学的な結果として常態化していた不平等、不公正、搾取が、世界的な対応に支障をきたした。このような緊急事態に直面して、市民の命か既得権益の繁栄か、政策決定者らは選択を迫られた。

アジア・アスベスト禁止ネットワーク(ABAN)のメンバー、サポーターである労働組合、団体、個人、被害者ネットワーク、医師や科学者として、われわれは、人の命を救うことこそが人類の最優先課題であると考えている。それは、どの大陸のどの国であっても、まさに目的でなければならない。

アスベストハザードとCOVID-19

いまなお多くの国で消費され続けているアスベストは、いつか致命的な結果をもって破裂する可能性のある時限爆弾である。アスベスト関連疾患に罹患した人々がコロナウイルスから回復する能力は、彼らの置かれた状況によって深刻な危険にさらされている。あまりに多くの国が被害者の命を優先せず、あるいはこれ以上の有害な曝露を止めるための行動をとらないなかで、何もせずに黙って待っていることはできない。パンデミックは、アスベスト被害者を置き去りにしたり、アスベストの採掘・製造が生活の手段として残されている地域社会全体への恐ろしい影響を放置することを含め、多くの残酷な不正義を露呈している。生じているアスベストによる死は完全に回避可能であり、有害なアスベスト技術の段階的禁止は労働者だけでなく、一般の人々も守ることができる。すべての命が尊い。

行動の呼びかけ

ABANのすべてのメンバーの目的は、すべての国ですべての人々をアスベストの危険性から守ることである。この目的を達成するために、われわれは国際社会に対して、アスベストの取引をやめさせるために一致協力することを呼びかける。アジアの政府・企業は、パンデミック後の世界には、既知の発がん物質、アスベストに基づいた技術に居場所はないことを受け入れなければならない。

世界中で毎年何十万もの人々がアスベストによって死亡していることを深く悲しみつつ、われわれは、その悲しみと、全人類のためにアスベストのない未来を創る決意によって団結する。

われわれ、アジア・アスベスト禁止ネットワークのメンバー、サポーターは、ここに以下を宣言する。

- ・すべての種類のアスベストは人命にかかわる危険なものである。この理由からわれわれは、各国政府がアスベストの使用を禁止することによって生命を守るようになるために精力的に尽力する。
- ・アスベストの取引を速やかにやめさせなければならない。われわれは、国連ロッテルダム条約の事前の情報提供に基づく同意手続の対象物質のリストにアスベストを追加することの重要性を強調し続ける。これを実現するためには、アスベスト産業関係者によって強いられている現在の行き詰まりを解決する、世界的ネットワークの協力が必要である。
- ・アジア・太平洋全体でアスベストの国家的禁止が緊急の課題である。アスベスト産業の短期的な利益のために、大きな経済的・環境的費用もともなった、大規模な人々の悲劇と損失が続くことを許

してはならない。アスベストは、ここにも、どこにも、あってはならない。

- ・アスベスト製造部門はアスベスト繊維を持続可能で安全な代替品に速やかに置き換えなければならない。すでにアスベストを禁止している諸国で示されてきたように、アスベストフリー製品は存在している。国の経済の重要な推進力である企業は、株主だけではなく、労働者、消費者、社会に対する責任も認識しなければならない。
- ・アスベスト関連疾患の経済的負担は個人や社会に転嫁されてはならず、過失のある使用者とそれに加担した政府が負担しなければならない。アスベスト関連疾患の被害者は鉱業から製造業まで、さまざまな産業部門で働き、また、アスベスト作業を行ったことはないが、鉱山・工業や建設現場から飛散したアスベストに環境曝露した多くの被害者もいる。
- ・既存の基本的権利である、結社の自由、団体交渉、差別、強制労働や児童労働からの保護とならんで、労働安全衛生が国際労働機関（ILO）によって、基本的権利として認められなければならない。われわれは、これに関する決定が2022年6月のILO総会でなされるものと信じている。
- ・国連のビジネスと人権に関する指導原則のもとで、インクルーシブで持続可能なビジネス実施モデルは、誰も置き去りにせず、社会の恵まれない人々の人権に特別の配慮をしている。国の行動計画は、すべての関係者が安全でインクルーシブな労働条件の確保に責任を負わせている。われわれは、倫理的なビジネスを促進するための措置を講じることによって、すべての国がこのモデルに従うことを支持する。
- ・アジア・アスベスト禁止ネットワークのメンバーは、連帯と国際協力を通じてよりよい世界を構築するというコミットメントを再確認する。アスベスト使用の中止が優先事項ではあるが、国のインフラと環境の有害なアスベスト汚染を根絶させることが長期的な課題として残っている。それも成し遂げたときにはじめて、未来の世代がアスベストの危険性から安全になることができる。

過去アスベスト関連疾患の犠牲となった何百万もの人々を偲び、また、アジア太平洋及び世界でアスベストのない未来のために活動するすべての人々を代表して、われわれは、勝利するまで、世界的なアスベスト禁止を達成する努力を続けることを誓うものである。



日本・石綿対策全国連絡会議 (BANJAN)
 韓国・全国石綿追放運動ネットワーク (BANKO)
 インドネシア・アスベスト禁止ネットワーク (InaBAN)
 ベトナム・アスベスト関連疾患根絶グループ (BEDRA)
 ラオス・アスベスト禁止ネットワーク (Lao-BAN)
 カンボジア・アスベスト禁止ネットワーク (CamBAN)
 バングラデシュ・アスベスト禁止ネットワーク (BBAN)
 インド・アスベスト禁止ネットワーク (IBAN)
 香港・工業傷亡權益会 (ARIAV)
 台湾・OSHリンク
 フィリピン・ALU-TUCP
 マレーシア・安全衛生助言センター (HASAC)
 ネパール・公衆衛生環境開発センター (CEPHED)
 アスベスト禁止国際書記局 (IBAS)
 アジア・モニター・リソースセンター (AMRC)
 オーストラリア・ユニオンエイドアブロード (APHEDA)
 国際建設林業労連 (BWI)
 オーストラリア労働組合評議会 (ACTU)
 ソリダー・スイス



2021~2027年欧州労働安全衛生戦略的枠組みに関する立場

2021.10.8 欧州労働組合連合（ETUC）-6月28日に欧州委員会は、2021~2027年労働安全衛生に関する欧州戦略的枠組みを示した。ETUCは、2019年10月と2020年12月の決議により、この政策に幅広く貢献した。現行の戦略的枠組みから学んだ教訓に基づき、また新たな及び現出しつつあるリスクを考慮して、ETUC執行委員会は2019年10月に、将来の戦略に含めるべき内容を示した立場を採択した。これは、以下の優先課題に基づいていた-新たな改善された国の労働安全衛生戦略の促進、社会パートナーの関与、中小零細企業における実施の支援と自営業者へのEU労働安全衛生戦略対象範囲の拡大、執行、新たな労働パターン、労働関連疾患・災害・暴力・ハラスメントの予防、統計データ収集と労働安全衛生エビデンス・ベースの改善、国際協力の強化、労働安全衛生の主流化。

COVID-19によってもたらされた厳しい課題に坎がみ、ETUCは2020年12月にこれらの優先課題を改訂した。また、ジェンダーの視点がより強調された。ETUCは、EU戦略的枠組みは、COVID-19パンデミックが公衆衛生問題であるだけでなく、非常に労働衛生問題でもあることを認めるべきであると考える。一部の経済部門がCOVID-19蔓延の主要な媒介となったことを示す証拠もこのアプローチの理由となっている。枠組み指令のなかで予見されるように、使用者に責任がある（リスクアセスメントとリスク管理を含めた）適切な予防措置は、COVID-19パンデミックの感染と労働者の健康保護の枠組みにおいても同様に適用されるべきである。

6月に示された戦略的枠組みで、欧州委員会は、労働者の命をリスクにさらす安全衛生上の失敗に関する労働組合の分析の多くを考慮した。しかし、以下に述べるように、ETUCは、欧州委員会が提案した行動が非常に限定的なものにとどまっていることに失望している。

ETUCは、新たな労働安全衛生に関する戦略的枠組み、及びより具体的にその3つの主要目標-

新しい仕事の世界における変化の予測及び管理、労働関連疾患・災害の予防の改善、将来起こり得る健康上の脅威に対する備えの強化-の発表を歓迎する。ETUCとしては、戦略的枠組みよりも、戦略の方が好ましかった。そうすれば、提案された目標と行動により多くの政治的な重みを与えられ、それらの適切なフォローアップを確保したはずだ。

以前のEU労働安全衛生戦略的枠組みは、国の労働安全衛生戦略の策定において大きな役割を果たした。新しい戦略的枠組みは、社会パートナーと協力して、現在の国の戦略を発展・改善し続け、効果的な措置の実施に焦点をあてた具体的なものであるべきである。ETUCは、こうした国の戦略の展開において、加盟団体を支援するだろう。

労働関連疾病・災害・ハラスメントの予防

ETUCは、欧州委員会によって提示された、労働関連災害に関する「ビジョン・ゼロ」と労働安全衛生に関する切望されていたジェンダー重視を歓迎する。ETUCは、ビジョン・ゼロは労働関連死亡に限定されるべきではなく、すべての労働関連災害・疾病を含むべきであると考えます。ビジョン・ゼロ・アプローチは、枠組み指令の予防原則を基礎にして、リスクの予防と根絶に焦点をあてた、より積極的なものであるべきである。労働安全衛生に関連した、欧州のあらゆる政策と立法戦略は、協議と社会対話を通じて策定及び実施され、強力な規制と執行に支えられた、リスク予防の原則を遵守すべきである。ETUCはまた欧州委員会に対して、職場の暴力・ハラスメントと闘うための戦略的枠組みで予想される行動が、ハラスメントの理由に関わりなく適用されることを明確にするよう求める。戦略的枠組みが、差別的な理由に基づく場合にのみ行動を限定しているからである。あらゆる職場の暴力・ハラスメントが労働者とその家族にとって有害である。これは、すべての労働関連暴力・ハラスメントを対象とする仕事の世界における暴力・ハラスメントに

関するILO第190号条約にも沿うものである。

欧州委員会は、労働関連がんとの闘いにおいて、より野心的であるべきだった。委員会はさらにいくつかのがん関連物質に対して拘束力のある職業曝露限界値を設定することを約束しているものの、これは、欧州の労働者が広く曝露している50の優先発がん物質すべてをカバーするものではない。現在、そのような発がん物質が27種類しか限界値の対象になっていないことを想起すべきである。一部の限界値はなおあまりにも高すぎ、可能な限り速やかに下げることが必要であり、発がん物質及び変異原性物質指令（2004/37/EC）の適用範囲を生殖毒性物質に拡大するとともに、有害な医薬品も含めるべきである。また、発がん物質についての限界値を設定する場合には、労働者保護をコストとみなす方法ではなく、リスクに基づいたアプローチを採用すべきである。さらに、化学物質の曝露予防に関して、ETUCは、有害化学物質への複合曝露、内分泌かく乱物質、吸入性結晶質シリカについてのBOELの改訂が、戦略的労働安全衛生枠組みに含まれていないことを遺憾に思う。アスベストに関しては、戦略的枠組みは、限界値の改訂について述べているだけである。ETUCは、それが労働者をより保護するであろうことから、アスベスト指令を徹底的に近代化することが不可欠であると考える。

心理社会的リスクと筋骨格系障害に関する欧州委員会のアプローチは、十分に野心的とは言えない。ETUCは、労働関連筋骨格系障害（MSDs）に関するEU指令を要求しており、また、Eurocadres-ETUCプラットフォームEndStres.EUを支援し続ける。この問題は、COVID-19パンデミックの間に、テレワークや在宅勤務の著しい増加によって、より緊急なものとなり、それが筋骨格系障害に影響を及ぼしている。女性労働者は、筋骨格系障害の影響をより受けやすいため、それらの疾患の評価、予防及び治療においてジェンダーの側面から対応することが必要である。

労働におけるストレスの発生に関して、EU-OSHAの調査によると、企業がOSHを管理する動機となる主な理由は、法的義務を果たすことである（2014年の85%から2019年は89%に上昇）。心理社会的

リスクが法律に含まれ、あるいは明示されている程度は、加盟国によって大きく異なる。その結果、労働者は国によって同じレベルで保護されていない。戦略的枠組みが提案するような心理社会的リスクに関する単なるガイダンスでは、残念ながら、労働者をそのようなリスクから保護する可能性はきわめて低い。戦略的枠組みは、個人的アプローチからメンタルヘルスに対処しており、労働組織がもつ意味に対処できていない。新たな戦略は、心理社会的ウェルビーイングに影響を与える危険に取り組むために、労働環境の変化が必要であることを正しく指摘しているものの、言及されているイニシアティブ（例えばホリゾン2020プロジェクト）は、個人レベルのメンタルヘルス介入に焦点を合わせている。これは、心理社会的リスクを低減するためのひとつのアプローチにすぎず、労働と労働・雇用条件がどのように組織化されているかをカバーする数多くのリスクを防ぐのに十分ではない。過去20年間に発表された心理社会的労働要因に関する質の高い証拠の最近のETUIによるメタレビューは、心理社会的リスクと否定的健康影響との関連について、個人レベルの介入では対処できない説得力のある所見を提供している。個人的アプローチは、使用者は何よりもまずリスクの除去と予防に努めなければならない、個人的対策よりも集団的対策を選択すべきであると明確に述べた、OSH枠組み指令の予防原則とも一致しない。戦略的枠組みにより、欧州委員会は社会パートナーに、心理社会的リスクに関連する既存の協定を更新し、行動を起こすよう要請している。それは、欧州の社会パートナーの過去の自主的作業計画のなかで、共同実態調査セミナーを通じてすでに行われていることに留意すべきである。また、労働関連ストレスに関する自主的枠組み協定は2004年以来実施されているが、その不完全な実施は欧州レベルの法律の必要性を明らかにしているのである。

最後に、女性が多い部門（例えば医療・福祉、教育、小売、サービスなど）はとくに心理社会的リスクに曝露しており、この部門をジェンダー平等とOSHの重要な接点にしている。心理社会的リスクに対処する労働安全衛生対策の欠点は、社会における構造的なジェンダー不平等を再現するものであ

る。リスクアセスメントの設計からはじまって、職業ストレスを防止するためのOSH戦略の開発の全体で、ジェンダー側面が考慮されるべきである。

労働安全衛生に関する欧州枠組み指令89/391/EECは、欧州の労働組合と使用者の半数以上が表明しているように、心理社会的リスクの評価及び管理に有効ではない。このことは、過去30年間に実施されたこの分野での注意喚起活動、ガイダンスやベストプラクティスの活用が、限られた範囲にとどまっていることを示している。ETUCは欧州委員会に対して、心理社会的リスクに関する指令を提示することを求めている。

執 行

欧州委員会が加盟国に対して、執行の強化を求めていることはよいことである。EU戦略的枠組みは加盟国に対して、「現場監督の強化によって一部の加盟国における労働監督回数の減少傾向に対処すること」を求めているが、それ以上の具体的な措置が提示されていない。加盟国は、労働監督官に適切な支援を提供し—労働者1万人あたりに1人の労働監督官というILO勧告に応えなければならず—制裁メカニズムを強化する必要もある。労働監督官が何を執行しているかに関するデータと知識を収集及び普及することも重要である。現在、加盟国の労働監督官が、どの程度労働安全衛生リスクを監督しているか、また、どのような労働安全衛生リスクを監督しているかについて明確でない。また、労働組合の職場安全衛生代表の役割も強化されるべきである。最後に、EU枠組み指令の規制と原則にしたがって、あらゆるレベルにおける健全な安全衛生措置の設計と実施に、社会パートナーが関与すべきである。

ETUCは欧州委員会に対し、戦略的枠組みのなかで執行に高い優先順位を与えるよう求める。ETUCはまた欧州委員会に対して、執行に関してさらに委員会に助言を行うために、ACSH[三者構成労働安全衛生諮問委員会]のもとに専門の作業部会を設置するよう求める。労働関連疾病・災害の予防を改善するという課題に取り組む場合、委員会は「労働関連死亡の予防は、(i) 職場にお

ける災害・死亡の調査、(ii) それら災害・死亡の原因を確認及び対処、(iii) 労働関連災害・傷害・職業病のリスクに関する注意の向上、及び (iv) 既存の規則とガイドラインの強化によってのみ可能である」と述べている。ETUCは、後者は災害が起こる前の主な関心事として考慮されるべきだと考える。そうでなければ、労働安全衛生に関する欧州の立法は、災害や職業病が発生した場合に作動する救済措置に限定され、主要な目的である予防が行われない。ETUCは、執行が優先されない限り、労働関連災害・職業病のビジョン・ゼロという目標を達成することは不可能だろうと考える。

新しい労働パターン

欧州委員会は、グリーンでデジタルな移行という観点から、EUの労働安全衛生規則を近代化及び簡素化する必要があるという立場をとっている。これに関して、ETUCは、この立法をビジネスが成長し、市場でより自由に活動するための障害とみなすことによって、「よりよい規制の課題」の物語が欧州の労働安全衛生体系を衰弱させるかもしれないことは受け入れない。

欧州委員会は、デジタル化の分野で新しい労働安全衛生指令を制定する必要性に言及しているが、その際に機械製品に関する規制と人工知能法に言及している。にもかかわらず、ETUCは、両方の立法がこの分野に影響を及ぼすとはいえ、労働安全衛生指令ではないことを想起する。ETUCは、この立法に労働安全衛生が統合されることを求める。具体的な例は、人工知能法が、労働者の管理・監視の手段としてのAIの利用を扱っていないことである。

戦略的枠組み及び欧州労働安全衛生体系の個人的対象範囲の問題で、欧州委員会は自営業者をその適用範囲から除外している。これは容認できることではない。COVID-19危機は、プラットフォーム企業の労働者や自営業者を含め、非正規労働者の脆弱性を暴露した。これらの労働者はそれゆえ労働安全衛生立法・政策の保護対象に含められるべきである。障害や慢性疾患をもつ労働者の状況に注意を払うことも同様に重要である。

プラットフォーム企業の労働者は、オンザロケーションのプラットフォーム労働（交通事故、機械や化学物質による身体傷害など）、オンラインのプラットフォーム労働（例えばコンピュータ職場の人間工学関係）の両方について、安全衛生リスク増加の対象となるかもしれない。これらは身体的健康に限らず、予測不可能な労働時間、労働の激しさ、競争環境（レイティングシステム、ボーナスによる仕事のインセンティブ）、情報過多や孤立が、現出しつつあるリスク要因として、心理社会的健康に影響を与える可能性がある。

プラットフォーム企業で働く人々の労働条件を改善するEUのイニシアティブは、委員会が2021年7月に示した新たなEU戦略的枠組みのなかでも述べられている。このイニシアティブの重要な目的のひとつは、プラットフォーム企業で働くすべての人々の、安全衛生を含めた、適切な労働条件を確保することである。ETUCは欧州委員会に対して、TFEU153条2項に基づいて、立証責任を企業（プラットフォーム企業）が負うべき雇用関係の反証可能な推定を規定し、国の伝統や慣行、社会パートナーの自治を尊重しなければならない、野心的な指令を提示するよう求める。（労働者から使用者への）立証責任の転換をともなう雇用関係の推定は、関連する特別の行政・司法機関に向けたプラットフォーム企業側からの関係の検証に基づき、真の自営業者と事業を行うプラットフォーム企業のビジネスモデルには影響を与えないだろう。使用者または労働者派遣機関であるプラットフォーム企業にとって、企業の一般的な使用者としての義務は、EU加盟国で事業を行うための必要条件であり、したがってその労働者は、使用者が保護する責任を負う労働安全衛生法令の領域に直接入ることになる。

COVID-19と将来のパンデミックに対処する労働安全衛生規制枠組みの改善

ETUCは、欧州委員会が加盟国に向けて、COVID-19を職業病として認めるよう強く勧告したことを歓迎する。戦略的枠組みは、加盟国が生物学的因子指令の文脈でCOVID-19ウイルスの分類を移行したかどうか評価することに、その行動を限定

している。また、将来起こり得るパンデミックに対処するために、立法がフィットしているかどうかを評価する措置を講じていない。

パンデミックは、既存の規制的なEUの労働安全衛生枠組みを改善し、新しい立法を整備する必要性を浮き彫りにした。アウトブレイクから間もなく、COVID-19ウイルスが生物学的因子指令に列挙された。これは歓迎すべき動きであったが、パンデミックへの対処という点で目的にフィットするように、この指令を緊急に更新する必要がある。ETUCは、委員会が、欧州職業病リストに関する委員会勧告にCOVID-19の追加を望んでいることを歓迎する。しかし、この勧告は、適切な保護なしに感染にさらされるすべての労働者に適用されるものとして、具体的にCOVID-19を含めるよう改訂されなければならない。

戦略的枠組みはまた、カテゴリ3の生物学的因子として、COVID-19の感染を予防する正しい措置の適用を監視する必要性にも言及している。パンデミックから1年半が経過しており、この措置は遅すぎる。繰り返しになるがETUCは委員会に対して、労働安全衛生法令の執行を提供する野心的な措置を提示するよう求める。

この危機はまた、季節労働者を含む欧州の移動・住労働者の危険な職場や不衛生な宿泊施設など、悲惨な労働・生活環境を暴露及び悪化した。したがって彼らは、ウイルスの格好の標的になっている。それゆえ新たな戦略は、使用者の義務を再確認することによって、これらの労働者の具体的な状況に対処する必要がある。例えば質の高い宿泊施設、安全な交通手段や適切な食事を含め、彼らのデーセントな労働・生活条件を確保するために必要な保護・予防措置を設定すべきである。この点で、欧州労働機関とEU-OSHA [欧州労働安全衛生機関]の間の緊密な協力も必要である。

※中央労働災害防止協会技術支援部国際課による「戦略的枠組み 2021-2027」の「英語原文-日本語仮訳」がある (https://www.jisha.or.jp/international/sougou/pdf/eu_2021_053.pdf)。

※<https://www.etuc.org/en/document/etuc-position-eu-strategic-framework-health-and-safety-work-2021-2027>



EUは暴力・ハラスメント問題に対処する必要がある

2021.11.25 欧州労働組合連合(ETUC) – 襲撃事件が増加しているにもかかわらず、EU機関は、ジェンダーに基づく暴力に対処する重要な対策が著しく遅れている、と労働組合は女性に対する暴力撤廃の国際デーに警告を発する。

女性に対する暴力の報告件数が大幅に増加したCOVID危機を受け、女性に対するより強力な保護が緊急に必要とされている。それには、第一線で働く女性労働者への暴力の急上昇や、家庭内暴力や一部の企業によって使用されている侵入型監視ソフトウェアによって助長されたオンラインハラスメントが含まれる。

しかし、3つの重要なイニシアティブが現在、欧州レベルで阻まれている。

- 欧州委員会は12月18日に「特定の形態のジェンダーに基づく暴力の予防と対処」に関する提言を示す予定だったが、先週の委員会の議題から姿を消している。この問題に関する欧州委員会の協議が終了してから、現在6か月が経過している。
- 女性に対する暴力に関するイスタンブール条約へのEU加盟が2015年にはじまったが、10月に欧州司法裁判所がEUは全加盟国の批准完了を待つ必要はないという判決を下したにもかかわらず、欧州理事会で阻止されたままである。
- EU理事会は、法律的な意見を言うのに長い時間をかける一方で、批准に関する法的助言 – ETUCは不要と考えている – を出すと言いながら、労働における暴力・ハラスメントの根絶に関するILO条約の加盟国による批准を遅らせている。ETUCは加盟国に対して、ギリシャとイタリアの

リーダーシップに続いて、緊急の課題としてILO条約を批准するよう求める。

欧州委員会は今日、ジェンダーに基づく暴力に対処するための提案の新しい日付けを指定し、女性に対する暴力を根絶するうえでの労働組合と団体交渉の重要な役割を反映させるべきである。ETUCは、この問題に関する欧州委員会の協議のなかでこのことが言及されていないことを懸念している。

ETUC副事務局長エスター・リンチは言う。

「女性がますます頻繁に暴力・ハラスメントに直面しているのに、欧州は、職場を暴力・ハラスメントのない場所にするのに必要な行動よりも、不必要な政治的・法的論争を優先させている。今日、EUの指導者たちから多くの善意のメッセージが発せられるだろうが、彼らは言葉ではなく行動で判断されるだろう。」

「加盟国は、ギリシャとイタリアに続いてILO第190号条約を批准すべきであり、われわれは今日、EUの指導者たちに、女性に対する暴力をやめさせることを優先課題とするよう要請する。これには、労働組合と団体交渉を通じて、物理的・デジタル的な職場を暴力・ハラスメントのない場所にするために、女性労働者をエンパワーすることが含まれる。」

「COVID最前線で働く女性たち、とりわけ介護者、運輸労働者、店員や清掃員などは、パンデミック中に嫌がらせの増加に直面し、在宅で働く者は新しい形態のサイバーハラスメントに直面した。彼女たちはいま、より強く、より実効性のある保護を必要としている。」

※<https://www.etuc.org/en/pressrelease/eu-needs-fix-its-violence-and-harassment-problem>



百万人の労働者のためのがんからの新たな保護

2021.12.16 欧州労働組合連合(ETUC) – 欧州理事会と欧州議会は、以下の物質からの労働者のための新たな保護を提供する、発がん物質及び変異

原性物質指令の更新に関する暫定的な取り決めに至った [訳注：2022年1月25日に欧州議会雇用社会問題委員会で全会一致で採択された]。

- ・アクリロニトリル：新たな曝露限界値-EUで3万3千人の曝露労働者〔訳注：1mg/m³または8時間加重平均0.45mg/m³及び短時間限界値4mg/m³(1.8ppm)の予定、日本の作業環境評価基準2ppm〕
- ・ニッケル化合物：新たな曝露限界値-EUで7万9千人の曝露労働者〔訳注：吸入性画分について0.01mg/m³、吸引性画分について0.05mg/m³の予定、日本の作業環境評価基準0.1mg/m³〕
- ・ベンゼン：現行曝露限界値引き下げ-EUで100万人の曝露労働者〔訳注：1ppmから0.2ppm(0.66mg/m³)の予定、日本の作業環境評価基準1ppm〕
その他の改善は、以下のとおりである。
- ・生殖毒性物質を指令の対象に含める。指令に基づく拘束力のある曝露限界値のある物質の合計数は現在39物質(25+2つの新たな発がん物質+12の新たな生殖毒性物質)である。
- ・2022年末までにEUガイドラインを採用する約束とともに、危険な医薬品を取り扱う労働者のための特別な訓練が法文に追加される。
- ・曝露限界値に関するリスクに基づいた方法論の問題をさらに検討する義務が、欧州委員会と三

者構成労働安全衛生諮問委員会(ACSH)に課される。

- ・2022年末までにさらに25の発がん物質について職業曝露限界値を設定する。

取り決めに対するコメント-ETUC副事務局長のクラス・ミカエル・スタール：

「欧州で毎年10万人がいまも労働関連がんにより命を落とし、さらに多くの人々が発がん物質や生殖毒性物質への曝露の結果として不妊症に苦しめられているいま、これは働く人々の安全のための重要な勝利である。」

「指令改訂の次のラウンドに期待している。労働者がいまなお、EUの曝露限界値がない、他の25のハイリスクの発がん物質への曝露に直面していることから、さらなる改訂が急がれる。2022年末までに25物質すべてに曝露限界値設定という行動計画に関する合意は、職場がんを根絶する努力にとってきわめて重要である。」「仕事に出かけてがんのリスクにさらされる人がいてはならず、ETUCは、働く人々が必要なすべての保護を受けられるようにするために取り組みを続ける。」



※<https://www.etuc.org/en/pressrelease/new-protections-cancer-1-million-workers>

委員会がプラットフォーム労働者の労働条件を改善する措置を提案

2022.1.11 欧州労働組合研究所(ETUI) - 2021年12月9日、欧州委員会は、プラットフォーム労働者の労働条件を改善するための一連の措置を提案した。その目的は、デジタル労働プラットフォームを通じて働く人々が、資格を有する労働権と社会給付を享受するのを確保するとともに、アルゴリズム管理の使用に関して使い的な保護を提供することである。この目的のために、委員会は、3つの主要な分野を網羅する指令の提案を進めている。

第1に、プラットフォームを通じて働く人々に、その実際の労働形態に対応した法的雇用形態が与えられることを確保しようとしている。プラットフォームが使用者であるかどうかを判断するために、委員会は、5つの管理基準のリストを示し、そのうち2つで

雇用可能性の法的推定に十分としている。労働者として再分類される者にとって、これは、団体交渉、健康保護や有給休暇などの労働・社会権へのアクセスを意味している。プラットフォームは、この分類に異議を唱えたり、「反証」する権利をもつが、雇用関係がないことを証明する責任はプラットフォーム側にある。ETUCによって行われた最近の分析は、欧州の最大のプラットフォーム企業は、5つのテストの大半で不合格となり、したがって使用者として分類されることになるだろうとしている。

第2に、指令は、デジタル労働プラットフォームによるアルゴリズム使用の透明性を高め、労働条件の尊重に関する人間の監視を確保し、自動化された決定に異議を唱える権利を提供する。これらの新

しい権利は、労働者と真の自営業者の双方に与えられる。

最後に、委員会の提案は、プラットフォームをに関するより高い透明性をもたらす。国の機関は、プラットフォームやそれを通じて働く人々に関するデータへのアクセスに苦勞することが多く、プラットフォームが複数の加盟国で運営されている場合はなおさらである。指令は、国の機関に業務を報告する既存の義務を明確にするとともに、プラットフォームに対し、国の機関が主要な情報を入手できるようにすることを要求する。

委員会の指令についての提案は、欧州議会及び理事会によって議論される。採択された場合には、加盟国は2年以内に同指令を国内法に移行することになる。

欧州労働組合連合 [ETUC] は、委員会の提案を歓迎するが、指令が雇用の推定を有効するために負担の大きい基準を設定していることに遺憾の意を表明した。ETUCのルドヴィック・ヴォエ連合邦書記は、今後の交渉でこの問題を解決する必要があると強調した。

ほとんどのプラットフォーム企業は、発表された内容に不快感を示している。ウーバーは、委員会の提

案が「何千もの職を危険にさらし、パンデミック後の小規模ビジネスを麻痺させ、欧州中の消費者が依存する重要なサービスに損害を与える」ことを懸念した。一方ジャストイートは、現在ライダーを直接または下請け業者を通じて雇用していることから、このイニシアティブに支持を表明した。「委員会の提案が、すべてのプラットフォーム労働者が彼らにふさわしい尊厳をもって扱われるようにするために、欧州全域の企業が同じ基準に従うことを保証する明確さと公正な競争条件を生み出すことを期待している」と、ジャストイートのCEOイツツ・グルーンは述べた。

委員会はまた、自営業者の労働協約に対するEU競争法の適用を明確にするガイドラインの草案に関するパブリックコンサルテーションを開始した。このガイドライン草案は、EU競争法が、報酬を含め、労働条件を集团的に改善しようとする自営業者の努力の妨げにならないようにすることを目的としている。ガイドライン草案は、関係者からの意見を収集するための8週間のパブリックコンサルテーションを実施し、その後委員会によって採択される予定である。

※<https://www.etui.org/news/commission-proposes-measures-improve-working-conditions-platform-workers>

ビジョン・ゼロー労働災害・職業病をゼロにする

2022.1.27 ソーシャル・ヨーロッパー[前略]

欧州委員会のニコラ・シュミット雇用・社会権担当委員が、労働災害に関するビジョン・ゼロの原則を受け入れたことは心強いことである。ETUC [欧州労働組合連合] は、昨年6月に発表された欧州委員会の新たな2021～2027年労働安全衛生戦略的枠組みのこの側面と、職場安全衛生へのジェンダー側面へのより大きな焦点を歓迎している。

しかし、ビジョンをもつことはよいことだが、それを現実にはまったく別のことである。欧州のビジョン・ゼロは、すべての労働関連災害・職業病を対象とし、予防文化を確立する幅広いアプローチを必要としている。労働安全衛生 (OSH) は、EUが重要な影響を及ぼすことのできる政策分野であり、

EUは、職場に真の変化をもたらす規制を確立し、法律を課す法的権限をもっている。[中略]

ビジョン・ゼロ・アプローチは、労働安全衛生に関する今後のEU政策の羅針盤であるべきであり、社会パートナーが、あらゆるレベルでの健全な安全衛生対策の設計と実施に適切に関与すべきである。労働組合は職場をより安全衛生にし、EU規制の改善を促進するうえで組合活動はきわめて重要である。

EUの目的は働く人々の生活を向上させることではなければならない、労働安全衛生はEUが変化をもたらすことのできる分野のひとつである。[後略]

※<https://socialeurope.eu/cutting-workplace-accidents-and-diseases-to-zero-working-conditions-platform-workers>

欧州における心理社会的リスク 新たな指令のためのインスピレーションとしての国の事例

2021年6月 欧州労働組合研究所(ETUI)ポリシーブリーフ

主なポイント

- ・心理社会的リスク(PSR)は、あらゆる加盟国のあらゆる産業にますます影響を及ぼしている。心理社会的リスクの影響は長期に及び、労働者の生活に身体的・心理的な影響(うつ病、筋骨格系障害、燃え尽き症候群など)を与える可能性がある。
- ・使用者は、労働のあらゆる面で労働者の安全と健康を守る義務を負っている。しかし、加盟国は心理社会的リスクに関して、法的拘束力のある共通の基準や原則を共有してはいない。この結果、労働者に対する法的保護が不平等になっている。
- ・心理社会的リスクに関する規制の国の事例は、効果的な法制化が可能であることを示している。これらの事例は、心理社会的リスクに関する特別の指令を採択するための議論を(再度)開始するためのインスピレーションの源となり得る。そのような指令は、労働者の安全と健康を改善し、これらの増大するリスクの組織的予防を奨励することを目的とした共通のルールを確立するものである。

はじめに

欧州の労働安全衛生(OSH)の法的枠組みは、いわゆる枠組み指令(指令89/391/EEC)を中心に展開されている。この指令は広い対象範囲をもち、労働のあらゆる側面における労働者の安全と健康を対象としている。また、その心理的側面も対象と

し、予防の一般原則は心理社会的リスク(PSR)にも適用されなければならない。残念ながら、心理社会的リスクへの言及は黙示的なものでしかない。労働時間指令(第8条、指令2003/88/EC)には、精神的な負担についての簡単な言及があるだけである。心理社会的リスクの唯一の明示的な例は、労働関連ストレス(2004年)、職場いじめと労働における暴力(2007年)に関する2つの自主的枠組み協約にあるだけである。これらの自主的枠組み協定は、枠組み指令との関連を明示しつつ、労働関連ストレス、職場いじめ及び労働における暴力に関する共通の記述を提供するとともに、使用者、労働者とその代表の意識を高めることを目的にしている。残念ながら、これらの協定がEULレベルにおける共通の基盤を見出せることを証明しているとしても、それらに法的な拘束力はなく、加盟国間にまたがる実施に一貫性もない。加盟国間の違いは、意識、優先順位、認知の度合いだけでなく、心理社会的リスクの管理に割り当てられる資源が異なることによって説明できるかもしれない。ほぼすべての加盟国が、労働安全衛生の精神的側面について何らかの規定を設けているが、すべてを包括的に網羅している国はない。労働者の健康の精神的側面と心理社会的リスクとの結び付きは、かなり異なっている。ドイツのように、「労働における心理社会的緊張」に言及している国内法もあれば、エストニアのように、心理社会的リスクに関連する組織的・社会的環境要因の記述なしに、職場いじめや労働関連ストレスを扱っているものもある。このような法的アプローチの寄せ集めは、労働者に平等な保護を与えない。

同じレベルの労働者保護を確保するためには、EULレベルにおける予防の理論的原則と、国レベル

における慣行との間のギャップを埋める必要がある。枠組み協定の欠陥は、EUにおける心理社会的リスクに効果的に対処するための法的拘束力のある要求事項の必要性を証明している。指令が既存の一般的な慣行に基づいている場合に、労働安全衛生関係指令は国内レベルでよりよく実施されることを踏まえると、現在ある国内法の検討は、今後指令を議論するための基礎について、よい慣行と事例を提供することができる。このポリシーブリーフは、労働における心理社会的リスクを効果的に予防するための具体的な法的枠組みを開発する方法を探るものである。3つの国—スウェーデン、ベルギー、デンマーク—の法的規定の概要を紹介する。これら3つの国内規制は、いずれも「枠組み」指令89/391/EECの一般的な予防原則と呼応するかたちで心理社会的リスクにアプローチしている。しかし、心理社会的リスクをカバーする法的枠組みを採用した時期はそれぞれ異なり、スウェーデンは1974年、ベルギーは1997年（法の改正/改革はその後）、デンマークは2020年に追加されたばかりである。また、異なる法的アプローチの事例も示している。スウェーデンのアプローチはより一般的で、労働環境に起因する精神的緊張の影響に焦点を当て、ベルギーのアプローチはより詳細かつ広範囲で、労働関連ストレスと職場いじめの3種類の予防の例を示している。一方、デンマークのアプローチは、「心理社会的労働環境」に関する使用者の義務を導入し、両者方を兼ね備えている。

心理社会的リスクに対する総合的 組織的アプローチ—スウェーデン

スウェーデンは30年以上前に、総合的なアプローチに基づいて、心理社会的リスクに関する法令を採択した。その後、ストレスや暴力などの具体的リスクを対象とするように発展してきた。スウェーデンのアプローチは、良好な労働環境をめざすことによって、心理社会的リスクの組織的側面を強調している。そのため、管理者や監督者は、心理社会的リスクを予防及び適切な行動をとるための訓練を受けていなければならない。効果的な予防のた

めには、経営陣の関与と社会パートナーとの協力が不可欠である。

1977年にスウェーデンは労働環境法（AML）を採択した。これは、「技術、労働組織及び職務内容は、労働者が病気や事故につながる身体的または精神的緊張の対象にならなようなやり方で設計されなければならない」と規定している。心理社会的リスクについては明示されていなくても、労働者の健康の心理的側面はカバーされている。1993年にスウェーデンは、労働環境における暴力及び脅迫に関する規則（AFS 1992：2）を制定し、法的枠組みを完成させた。暴力のリスクまたは脅威を調査し、適切な措置を講じるための、企業内の手続きに焦点が当てられている。同年、労働者が虐待[victimisation]の対象になる可能性のあるあらゆる活動に適用される、労働における虐待規則（AFS 1993:17）が採択された。使用者は、虐待が容認できないことを明確にしなければならない。

2015年、これらの法的規定は、スウェーデン労働環境局の組織的及び社会的労働環境に関する規則と一般的ガイドラインによって完成した。これらの規則は、労働安全衛生予防と、労働環境における組織的及び社会的条件による労働者の健康に対する影響を強調している。心理社会的リスクは明示的に言及されていないものの、この規則には同様の定義がある。例えば、不健康な労働負荷の定義は、一般的に受け入れられているストレスの定義と同じである。不健康な労働負荷を予防するための一般的勧告は詳細で、労働負荷だけでなく、職務やリソースを適応させることも含まれている。さらに、労働者だけでなく、管理者や監督者の訓練にも大きな重点を置いている。また、監督者による支援や、問題が生じた場合、とりわけ虐待の場合に、労働者が管理者や使用者に連絡がとれる可能性の重要性を強調している。重要なことは、さらなる悪化を防ぐためには迅速な介入が必要ということである。

心理社会的リスクに関する詳細かつ 広範囲な法的枠組み—ベルギー

心理社会的リスクに関するベルギーの法的規定

は、枠組み指令の予防の原則を反映している。心理社会的リスクに関する福利法典の条文は、心理社会的リスクに関連して、労働者とその労働組合代表の関与のもとに、職場の評価、予防及び適応の義務を定めている。また、心理社会的リスクに直接適用される他のすべての義務及び権利と並んで、情報、訓練及び協議の義務もある。ベルギー法の興味深い点は、心理社会的リスクの特殊性を考慮している点である。その予防計画は、リスクを恒久的に除去することを目的とした一次的対策、実践的及び組織的な対策、被害を限定及び回避することを目的とした二次的対策、使用者がリスクまたはそれに続く被害を回避できなかった場合に適用される三次的対策、の3種類を想定している。法的枠組みは、一般原則を提供するとともに、企業のニーズに適応できるよう大きな余地を残している。この柔軟性と枠組み指令との関連性により、これらの原則を他の加盟国にも適用することを可能にしている。興味深いことに、ベルギーは、心理社会的なリスクを予防するための、事後的ではなく、事前的なシステムを設定している。この法律は使用者に対して、対人関係の悪化や、ハラスメントや暴力などの容認できない行為を助長する状況を把握し、回避するための手続を採用する義務を課している。福利法典における心理社会的リスクに関する法的規定の構築は、詳細でありながら、幅広い国家的アプローチを強調している。

L3-1条は単一条文のうちに以下を凝縮している。

- ・心理社会的リスクを評価する義務
- ・ストレス、燃え尽き症候群、暴力、心理的または性的ハラスメントを例とした、特定の心理社会的リスクの定義
- ・使用者が労働者を関与させることの重要性

ベルギーの法律は、心理社会的リスクの概念に言及しているだけでなく、ハラスメントといじめよりも広い範囲の法的な定義も提供している。これらの条項を組み合わせることで、PSRに対処するための真に集団的なアプローチが可能となる。

それは、PSRが広範囲に及び、複数の形態をとりうることを示している。後にストレス、燃え尽き症候群、ハラスメントや暴力といった認知された状況に

つながる可能性のある心理的緊張もカバーされている。様々な定義に加え、ベルギーの福利法典は、PSRの組織的側面に対処するための具体的な規定も提供している。したがって、使用者は、公式及び非公式の社内手続、並びに社外手続を整備しなければならない。社内手続は、PSRアドバイザーまたは信頼できる人物の介入による緊張の早期予防を中心としたものである。PSRに悩む労働者は、労働時間中に職場でこの人物に連絡をとり、(非公式な)介入を求めることができる。正式な手続が開始されると、苦情を申し立てた労働者は虐待から保護される。これらの手続がすべて失敗した場合、または満足のいくものでない場合、労働者は、労働監督庁の介入を求めたり、雇用裁判を起すことができる。このように企業内の非公式な手続と正式な手続を組み合わせることで、ハラスメントの範囲に含まれない可能性のある状況にも、心理社会的リスクを低減する措置によって対処することができる。

心理社会的労働環境の現代的な概念 —デンマークの事例

デンマークでは、2020年9月に政府が、精神的労働環境に関連するリスクを防止するための命令/行政命令を採択した。この命令は、1977年に採択された労働環境法(WEA)を補完するものであり—物理的及び心理的労働環境を対象としている。したがって、労働者の安全と健康ではなく、労働者の安全と健康の悪化につながる可能性のある労働環境に焦点を当てている。労働安全衛生の個人的な側面ではなく、組織的な機能に注意が向けられている。WEAは広範なものであり、全体的な労働安全衛生予防の一環として、労働時間指令を含む様々な労働安全衛生指令の実施を統合している。積極的な監督に加えて、労働者が嫌がらせやセクシャルハラスメントに関する苦情を労働環境局に提出することができ、それが具体的な監督につながる場合もある。同局は、心理社会的労働環境—とりわけ労働安全衛生法令違反—の疑いがある場合には、公認の安全衛生コンサルタントによる強制調査によって、心理社会的労働環境を調査する命令を出すこ

とができる。

最近まで、他の多くの欧州諸国と同様に、デンマークにもPSRをカバーする明確な法的規定はなかった。この点で、2020年9月26日に採択された心理社会的労働環境に関する行政命令は、本質的な前進と言える。この命令は、これまでPSRとして説明されてきたものと同様で、命令では、労働の計画及び組織化、労働要求、労働が行われる方法、及び労働における社会的関係との関連で起こる労働の心理社会的影響と定義される、精神的労働環境に適用される。一般的原則として、使用者は、個人及び団体の次元だけでなく、対策/計画の短期的及び長期的影響も考慮して、精神的労働環境の計画のための措置を講じなければならない。命令の最初の部分は、[枠組み]指令89/391/EECの予防の一般原則を再掲するとともに、それらを精神的労働環境に適用している。命令の第2部は、心理社会的労働環境に対する個々の影響に関する具体的規定を提供している。個々の側面について、使用者は曝露の程度と性質を考慮しなければならない。精神的労働環境を評価するために、使用者は、大きな労働負荷と時間圧力、労働における不明確なまたは矛盾する要求、人々と働くうえでの高い感情的要求、及び攻撃的行為の防止に関して、評価及び適切な措置を講じなければならない。このような攻撃的な行為には、いじめやセクシャルハラスメントが含まれる。この命令ができるまでは、デンマークにはいじめに対する法的規定はなく、差別的なセクシャルハラスメントのみが対象であったことを考えると、この最後の点は根本的なものである。

結論：心理社会的リスクに関する指令を採択する機会

これまでのPSRに関する法令の国の事例は、具体的リスクとしてPSRを法的に定義することが可能であることを示している。また、企業レベルで一定の自由度を与えつつ、これらのリスクの特殊性を考慮した、予防の一般原則の存在及び有効性を証明している。スウェーデンのものは、労働安全衛生の精神的側面に対処する、欧州で最初のものである。

それは、PSRの予防において、個人レベル及び集団レベルの両方で、労働者と使用者だけでなく、管理者も積極的な利害関係者として関与させる必要性を強調している。ベルギーの事例は、同じ方向性を示しており、職場で緊張のエスカレートを和らげる効果的な方法として、調停者の関与をともなう組織レベルでの一次予防に重点を置いている。また、一次予防、二次予防、三次予防のメカニズムを組み合わせる法的枠組みの興味深い事例を提供している。最後に、デンマークの最新の事例は、[枠組み]指令89/391/EECの構造と予防の一般原則をPSRの予防に適していることだけでなく、これらのリスクに対して追加的な詳細が提供されるべきであることも例示している。

欧州レベルでは、すべての加盟国が、枠組み指令の原則、セクシャルハラスメントをカバーする均等待遇に関する指令を実施しており、また、ストレス、暴力と職場いじめに関する枠組み協定を実施しているはずである。したがって、共通の法的基礎及び認識はすでに存在しているはずである。それでも、EU-OSHA [欧州労働安全衛生機関] が実施した最新の調査であるEsner3は、EUにおいて労働者が労働における心理社会的リスクに対して平等に保護されていないことを示している。さらに一歩進んで、すべての加盟国において、共通の定義及び慣行を提供しながら、PSRの特殊性を考慮に入れた、PSRに関する指令を採択する必要性がある。ひとつの方法は、心理社会的労働環境の概念に、予防の具体的原則を適用及び提供することかもしれない。心理社会的労働環境に焦点を当てることは、心理社会的リスク要因（例えば過剰な労働負荷、同僚間における緊張）とその結果（例えば労働ストレスや職場いじめ）の集団的及び個人的次元双方に対処するひとつの方法かもしれない。今後の調査研究は、各国のグッドプラクティスをさらに調査するとともに、その有効性を評価することで、[枠組み]指令89/391/EECに触発されたPSR指令の受け入れ可能な共通の基礎を構成しうる内容^内を精緻化することでなければならない。



※<https://www.etui.org/publications/psychosocial-risks-europe>

デジタルプラットフォーム労働： 労働安全衛生政策とリスク予防・管理のための慣行

2021年10月13日 欧州労働安全衛生機関(EU-OSHA)ポリシーブリーフ

デジタル経済の台頭にとともに、デジタル労働プラットフォームが欧州の経済と労働市場の主要なプレイヤーになりつつある。デジタル労働プラットフォームは、顧客とプラットフォーム労働者をつなぐことで、柔軟な働き方で収入を得るとともに、労働市場参入の障壁を低くする、新しい機会を生み出している。デジタルプラットフォーム労働は、プラットフォーム労働者がいつ、どこで、どれだけの時間働き、どのような仕事を引き受けるか選ぶことができるようにして、柔軟性と自律性を約束する。しかし、以下に述べるように、科学者と政策関係者の双方から、労働安全衛生(OSH)分野の条件を含め、デジタルプラットフォーム労働の労働・雇用条件についての懸念が提起されている。COVID-19危機は、プラットフォーム労働におけるOSHリスクを前面に押し出しただけでなく、とくにプラットフォーム労働者のいくつかのグループ、すなわちCOVID-19にさらされるリスクがもっとも高い者、及び/または、収入の減少に直面している者にとって、それらを悪化させるものでもあった。同時に、プラットフォーム労働の主な特徴が、OSHリスクの予防と管理システムの実施を複雑にしている。

プラットフォーム労働の急速な発展を受けて、EUレベル及び加盟諸国の政策立案者は、欧州社会権の柱に規定された原則に沿って、これらの課題のいくつかに対処するためのイニシアティブと行動をとってきた。欧州委員会は、プラットフォーム労働における労働条件の改善をめざすイニシアティブを開始した。このイニシアティブに関する欧州の社会パートナーの第1段階の協議は2021年2月に開始され、第2段階の協議は2021年6月に開始された。このイニシアティブは、雇用形態分類や労働・社会保障権へのアクセスを容易にするための選択肢、プ

ラットフォーム労働者への情報提供を改善する方法、プラットフォームによるプラットフォーム労働者との協議及びとくにアルゴリズムによる管理との関連で問題やミスが生じた場合のプラットフォームへの救済の機会(例えば、苦情申し立ての選択肢やプラットフォーム労働者によって不当とみなされるレビューの変更)、国境を超えるプラットフォーム労働の場合に適用されるルールを明確にする方法、団体交渉と社会対話などの諸問題をカバーしている。これらの諸問題に対処することは、たとえ間接的にはあっても、プラットフォーム労働におけるOSHにも影響を与えるだろう。

加盟諸国の立法者と裁判所も、プラットフォーム労働の課題に直面しているが、プラットフォーム労働を現行の規制の枠組みに当てはめるのに苦労していることが多い。このことが無数のアプローチにつながってきた。例えば、いくつかの加盟国が雇用形態分類の問題に取り組んできた(例えば、スペインのライダー法は、デリバリー部門で活躍するプラットフォーム労働者に、従属雇用の推定を提供する)一方で、他の加盟国はその問題を回避してきた(例えば、フランスのエル・コムリ法は、プラットフォームが、サービス提供の条件と価格を決定するケースの自営プラットフォーム労働者を対象にして、それらのプラットフォーム労働者についてのみ、訓練の受講や労働災害のための保険などの資格を得ることができるようにしている)。

いくつかのEU加盟諸国(例えばベルギー、クロアチア、スペイン、イタリア、ルクセンブルグ、ポーランド)では、労働安全衛生を含め、プラットフォーム労働における労働・雇用条件を評価することを目的に、労働監督など、労働、社会保障及びOSH規則

の監視及び執行に責任を有する当局が監督を実施している。しかし、プラットフォーム労働が権限の対象に含まれるかどうかの不確実性、プラットフォームとプラットフォーム労働者の確認の難しさ、自然人の自宅内部の監督に関する規制の欠如などの諸要因のために、それらの作業は複雑になっている。

デジタルプラットフォーム労働とは何か？

デジタルプラットフォーム労働の定義

デジタルプラットフォーム労働とは、特定のタスクの遂行や特定の問題の解決を目的として、プラットフォーム労働者と顧客を結びつける、デジタル労働プラットフォームを通じてまたは上で提供され、もしくは仲介される、すべての有償労働のことをいう。タスクには、手仕事や荷物配達などオンロケーションで行われるものから、リモートプログラミングやオンラインコンテンツのレビューなど完全にオンラインで行われるものまで、様々なものがあり得る。デジタルプラットフォーム労働は、タスクの割り当て、監視及び評価—及び/または、プラットフォーム労働者の行動・パフォーマンスの監視及び評価—にアルゴリズムを使用することに依拠しており、これはアルゴリズム管理としても知られている。アルゴリズム管理は、その対象となる労働者の身体的・精神的健康や福利 [ウエルビーイング] に重大な影響を及ぼすかもしれない。第1に、アルゴリズム管理は、デジタル技術を用いた労働者の行動・パフォーマンスの持続的監視・評価をともしない、それはデジタルサーベイランスのかたちをとる場合もある。また、人間の介入のない、自動化または半自動化された意思決定は、労働者が人間（例えば管理者）ではなく、システムと対話しなければならないことになる。アルゴリズム管理に関連したもうひとつの問題は、アルゴリズムの機能に関する全体的な透明性の欠如に起因する、権力と情報の非対称性に関連したものである。この点で、プラットフォームは使用するアルゴリズムの内部機能について労働評議会（すなわちスペインにおける職場で労働者を代表する主要なチャンネル）に知らせなければならないと規定した、最近スペインで採択されたライダー法に言及する価値がある。最後に、デジタル労働

プラットフォームは、そのアルゴリズムを通じて、レイティングシステム、ナッジング、ゲーミフィケーションやサージプライシングなど、プラットフォーム労働者の行動に影響を与えるメカニズムを実装していることを強調する必要がある。そのようなメカニズムは、労働者が特定の手法や特定の時間帯に（例えばいつ及びどれだけ長く）仕事を行うことを促進するために用いられている。これは、プラットフォーム労働者のワークライフバランス、全体的な仕事・生活満足感や精神的・身体的健康に影響を及ぼす。

非標準的な労働編成と自営は、デジタルプラットフォーム労働で一般的な慣行である。デジタル労働プラットフォームは、通常、その施設を利用するプラットフォーム労働者が自営であることをその利用規約で規定するか、または、プラットフォームとプラットフォーム労働者の間には標準的な雇用（使用者—労働者）関係が存在しないことを示している。プラットフォーム労働者を自営業として分類することは、欧州で大きく取り上げられたいくつかの裁判例で証明されているように、とりわけプラットフォームがプラットフォーム労働者に対して大きな管理を行使していて、偽装自営が疑われるケースで、問題となる可能性がある。このようなやりかたで、デジタル労働プラットフォームは—安全衛生リスクとその管理を含め—リスク、責任及び義務を、プラットフォーム労働者に転嫁している。加えて、EUレベル及びほとんどの加盟諸国における雇用保護とOSHに関する重要な法令は、労働者のみに適用される。同時に、プラットフォーム労働は、従来からOSH予防と管理責任に挑戦し、それを拡散させてきた。ゼロ時間契約、オンデマンド契約、パートタイム契約、臨時雇い、派遣会社契約や一時契約などの、数多くの非標準的な労働形態の要素と類似している。

様々なデジタルプラットフォーム労働の分類

デジタルプラットフォーム労働の不均一性が増すにつれて、異なるプラットフォーム労働のタイプを区別するのに役立つ、中核的な特徴をとらえるための様々な分類法が文献で提案されている。もっとも基本的な分類法は、オンロケーションとオンラインのデジタルプラットフォーム労働を区別することだが、より高

表1 デジタルプラットフォーム労働の分類法

次元	デジタルプラットフォーム労働の分類			
	タイプ1	タイプ2	タイプ3	タイプ4
労働提供のフォーマット	オンロケーション	オンロケーション	オンライン	オンライン
タスクを行うのに必要なスキルのレベル	低	高	低	高
デジタル労働プラットフォームが行使する管理のレベル	高	中	高	低

度な分類法では、実行するタスクの複雑さと規模、タスクの内容、マッチングプロセス、タスクを割り当てるアクターやプラットフォームがその労働者に対して行使する管理のレベルなどの側面も考慮される。

プラットフォーム労働者が遭遇するOSHリスクとそれらリスクの予防・管理に影響を与える次元をとらえるために、3つの次元を組み合わせることで4つのタイプのプラットフォーム労働を与える分類法が提案されている(表1)

第1の次元は、オンラインかオンロケーションかという、労働提供のフォーマットである。どちらの場合もプラットフォーム労働者とクライアントのマッチングはオンラインで行われるが、労働自体は、オンロケーションで行われるか、いかなる場所であっても電子機器を使ってバーチャルに行くことができるかのいずれかである。OSHの観点からは、労働が行われる物理的環境が、OSHリスクとその管理の双方を大きく左右する。例えば、顧客の自宅での手作業に頼ったタスクを行うのと、労働者の自宅で机上のタスクを行うのとでは、異なるOSHリスクがともなう。

第2の次元は、低いか高いかという、タスクを遂行するために必要なスキルのレベルである。これは、タスクの内容、規模及び複雑さをとらえる。それらは、プラットフォーム労働者が直面するあらゆるOSHリスクに影響を及ぼす。また、プラットフォーム労働者はスキルのミスマッチに直面することが多く、彼らの多く(とくに例えばフードデリバリーやイメーჯタギングなどの、低スキル・オンロケーションのプラットフォーム労働者)は行うタスクに対してスキル過剰で、フラストレーション、モチベーション不足や知覚的低負荷につながるかもしれない。他方で、プラットフォーム労働

者が割り当てられたタスクに対してスキル不足で、ストレスにつながる場合もあり得る。これは、プラットフォーム労働者が、仕事を断ると、今後選ばれなくなるのではないかという不安から、割り当てられた仕事を何でも引き受けるようプレッシャーを感じる場合に、生じる可能性がある。さらに、労働者は、安全で健康的なやり方で仕事をするために必要なOSH訓練や知識がないかもしれない。これもOSHリスクの予防・管理に影響を及ぼし、例えばプラットフォーム労働者は、予防の原則を十分知らないかもしれず、また、適切な管理対策を実施し、適切な機器を選択及び安全に使用するための、特定のタスクまたは一定の環境における労働にともなうリスクを適切に評価するのに必要なスキルを欠いているかもしれない。

第3の次元は、プラットフォームが行使する管理のレベルで、最小から高度の管理までの範囲であり得る。この次元は、デジタルプラットフォームがプラットフォーム労働者との関係において、とくに仕事の割り当て、組織化及び評価に関して展開する階層的パワーと管理上の特権を示すものである。管理のレベルは：

第3の次元は、プラットフォームが行使する管理のレベルで、最小から高度の管理までの範囲であり得る。この次元は、デジタルプラットフォームがプラットフォーム労働者との関係において、とくに仕事の割り当て、組織化及び評価に関して展開する階層的パワーと管理上の特権を示すものである。管理のレベルは：

- ・プラットフォーム労働者がしたがうことになる従属関係、雇用形態及びその結果として適用されるOSH規制の決定に使われる主要な法的基準である従属関係の程度を示し、
- ・デジタル労働プラットフォームのアルゴリズムによる管理に対する依存を示しており、アルゴリズム管理のレベルの高さが、OSHリスク、とくにデジタルプラットフォーム労働者の福利とメンタルヘルスに対する心理社会的リスクのレベルの高さと関連していることが、研究によって示されている。

デジタルプラットフォーム労働のOSH課題は何か、どのように管理できるか？

OSHリスク及びプラットフォーム労働との関連でそれらリスクの予防・管理に関する証拠は多くないものの、文献上ではいくつかの側面についてコンセンサスがある。

- プラットフォーム労働者が遭遇する、プラットフォーム労働として行われるタスクに直接関連する、ほとんどのOSHリスク・課題は、プラットフォーム経済以外で他の労働者が同じタスクを行う場合に遭遇するOSHリスク・課題と同様である。
- プラットフォーム労働は、一般に相対的に危険性が高いと考えられている業種・職種に集中していることに留意すべきである。伝統的な労働と比較して、プラットフォーム労働は余分なタスク及び/または異なるタスクの組み合わせが多いため、結果的にプラットフォーム労働者は、プラットフォーム経済以外で同等のタスクを行う労働者よりも、リスクまたは相対的に重度のリスクに曝露する可能性が高い。
- また、プラットフォーム労働者が直面するOSHリスク・課題は、プラットフォーム労働が行われる特別な条件によって悪化させられ、そのことがプラットフォーム労働者に対する追加的なOSHリスクにつながる。これには、プラットフォーム労働者の雇用形態や契約形態に付随する諸問題、アルゴリズムによる管理やデジタルサーベイランスの使用、職業上の孤立、ワークライフバランスの悪さ、社会的支援の欠如、仕事の一過性や境界のないキャリアが含まれる。
- さらに、これらの条件は、プラットフォーム労働におけるOSHリスク・課題の予防・管理、とりわけプラットフォーム労働者の雇用状態を判断するうえでの難しさ、OSH規制の適用可能性に関するその結果、を複雑にする。

これらを総合すると、プラットフォーム労働は、デジタル労働プラットフォームを通じて働く人々の身体的・心理的な安全、健康及び福利に対して重大な意味をもち、それらは対処することがとくに困難である可能性がある。プラットフォーム労働者は、彼らが曝露するリスクの多様性、及び、しばしばそれらのリスクに対処するのが労働者自身の責任であるという事実のゆえに、とりわけリスクにさらされている…

同様な労働活動には 同様なOSH課題・リスクがともなう

プラットフォーム労働として行われるタスクが、プラットフォーム経済以外で行われるタスクと非常に似ている場合（例えば荷物配達、清掃）、OSHリスクも類似している。プラットフォーム労働のタイプに応じて、労働者は、異なるタイプのリスクに、異なる程度曝露する（例えば机上労働対肉体労働に関連した人間工学リスク）。しかし、プラットフォーム労働は、運輸部門など、一般に相対的に危険が高いと考えられている業種・職種に集中する傾向がある。実施する活動のなかには特別なスキルや資格を必要とするものもあるものの、運用国の法的枠組みで要求されない場合もあることから、すべてのプラットフォームが、アカウント作成時にプラットフォーム労働者に資格の証拠の提出を要求しているわけではない。最後に、プラットフォーム労働者は、従来の労働市場における同様の職種の労働者とは異なる追加的タスク及び/または異なるタスクの組み合わせを行う必要があり、それが別のスキルを必要とする場合もある。プラットフォーム労働は、余分な労働、つまりプラットフォーム経済以外の同等の労働では必要とされない労働（例えばアカウントの設定と維持、タスクの検索やクライアントとのコミュニケーション）をとこなうことが多く、そのことが他のOSHリスクと健康影響につながる可能性がある。例えば、電気技師としての訓練を受け、使用者のためにそのような労働を行った経験のあるプラットフォーム労働者は、プラットフォーム労働者として電気工事を行う資格が完全にあるかもしれないが、顧客を見つけ、顧客との関係を管理し、収益と管理文書を追跡するなどの経験は欠けているかもしれない。これが、仕事の不安定さや収入の不安定さにつながり、ストレス等を引き起こす可能性がある。

プラットフォーム労働における追加的OSH リスク・課題につながり、及び/または、それら リスクの予防・管理を複雑にする要因

雇用形態と契約形態

プラットフォーム労働に関する文献では、プラットフォーム労働者の雇用形態の判定が、取り組むべき主な課題として確認されてきた。プラットフォーム

労働では、雇用形態の判定は、労働関係の三角形（すなわちプラットフォーム労働には少なくとも三者—プラットフォーム、プラットフォーム労働者及び顧客—が関与し、それらの間には異なる種類の契約関係が存在し得る）によって複雑になり得る。ほとんどのデジタル労働プラットフォームは、プラットフォーム労働者との関係をサービス契約とし、プラットフォーム労働者自身を独立した契約者/自営業者としている。しかし、これは、プラットフォーム労働者が活動する事実上の状況と一致しない可能性がある。とりわけ、低スキル・オンロケーション労働に従事するプラットフォーム労働者は、欧州中で増えている裁判例で証明されているように、誤って自営業者として分類される危険性がある。

OSHの観点からは、EUレベル及び各加盟国における既存の規制枠組みの適用可能性が中心的な課題である。より具体的には、自営業者は、EUのOSH指令やほとんどの加盟国の国内OSH法令の対象になっておらず、一般的に自らの安全衛生に責任を負っている。自営業者は通常、予防サービスの対象にもなっていない。さらに、自営業者は、効果的なOSHマネジメントシステムの主要要素である労働者参加から除外され、労働監督の対象にもなっていない。要約すると、プラットフォーム労働では、OSHリスクの予防・管理がプラットフォーム労働者に押し付けられているということである。

アルゴリズム管理とデジタルサーベイランス

アルゴリズム管理とは、労働タスクの割り当て、監視及び評価並びに/もしくはプラットフォーム労働者のパフォーマンスの監視及び評価にアルゴリズムを使用することをいう。アルゴリズム管理には5つの中核的な特徴があり、そのすべてがプラットフォーム労働者の安全衛生に影響を与える。

1. 例えばプラットフォーム労働者とプラットフォームを接続するデバイス（電話やコンピュータなど）を通じて、スクリーンショットを撮ったり、GPSを使って労働者を追跡したりすることによる、プラットフォーム労働者の行動の継続的監視または追跡
2. 例えば顧客によるレーティング、タスクの完了または拒否数に関する統計、タスク実行速度に関

するデータを通じた、プラットフォーム労働者のパフォーマンスの評価

3. 人の介在しない、(半)自動化された意思決定
4. 交渉の余地またはフィードバックを求める機会を与えない、プラットフォーム労働者とシステムの相互作用
5. アルゴリズムの機能に関する透明性の欠如（「仲介のブラックボックス」）

アルゴリズム管理の利用は、プラットフォーム、クライアント及びプラットフォーム労働者の間に存在するパワーバランスを、プラットフォームに有利にする（または顧客に有利にする場合もある）。プラットフォームは、プラットフォーム労働者をランク付けし、パフォーマンスに基づいて報酬やペナルティを発することができる。常にリアルタイムでよいレーティングを維持しなければならず、レーティングが悪かった場合にはその結果に対処しなければならないことは、プラットフォーム労働者にとってきわめてストレスフルであり得る。アルゴリズム管理は、プラットフォーム労働者の自律性、仕事に対する管理や柔軟性を損ない、それが疲労、不安やストレスを引き起こして、プラットフォーム労働者の健康や福利に悪影響を及ぼす。プラットフォームは、例えば荷物を配達する住所や同じタスクを競い合うプラットフォーム労働者の数などの情報を意図的に隠しており、そのことはプラットフォーム労働者がプレッシャーを感じることにつながるかもしれない、また、身体的・精神的な安全衛生リスクをもたらす可能性がある。アルゴリズム管理はまた、プラットフォームの指示のもと、またはプラットフォームに従属するかたちで、プラットフォーム労働者が働く程度に関する疑問も生じさせるが、それは多くのEU加盟国においてある者の雇用形態を判定するために用いられる主な法的基準でもある。最後に、アルゴリズム管理は、仕事量を調節し、最大化するために用いられ、したがって労働者があまりにも多くのタスク（量的過負荷）やスキルの合わないタスク（質的過負荷）を割り当てられて職業的過負荷につながる可能性があり、そのことがストレスや不安を引き起こす（与えられたタスクに必要なスキルレベルのマッチングの重要性に関する前述の議論参照）。他方で、アルゴリズム管理はま

た、OSHリスクを管理する機会をもたらすかもしれない。理論的には、例えば労働時間の義務を調整することによるなど、OSH予防措置をその設計に統合することによって、アルゴリズム管理を適応させることは可能である。さらに、執行の観点からは、「スマート」監視ツールは、労働監督の効率性を高めるかもしれない。

職業上の孤立、ワークライフバランスと社会的支援

プラットフォーム労働におけるOSHリスクを悪化させ、OSHリスクの予防・管理を複雑にする要因の第3のセットは、労働の個人化、職業上の孤立(身体的・社会的孤立の両方)、ワークライフコンフリクトや社会的支援の全体的欠如に関係している。プラットフォーム労働力は匿名で、世界に散在し、高い転職率によって特徴づけられる。また、プラットフォーム労働は、孤立し、慣例にとらわれない作業場所(例えばプラットフォーム労働者または顧客の自宅)で主に行われるが、それはプラットフォーム労働者のニーズに適応していないかもしれない。同僚や管理者からの支援なしに、孤立して働かなければならないことは、ストレスフルであり、仕事の満足度や在職期間に悪影響を与える。同僚または管理者からの支援のある従来型の作業場所で働くことの(ポジティブな)影響は失われる。これに関連して、労働時間と家族の時間の境界はもちろん、仕事及び家庭の環境の境界があいまいになり、ワークライフコンフリクトが悪化するかもしれない。この点に関してよく報告される問題は、プラットフォーム労働が無給の時間、予測不可能で不規則な労働スケジュールなどをともなうことである。また、多くのプラットフォーム労働者が、職業上のアイデンティティを欠き、自らの労働を意味のあるものだと思っていない。これらの問題はすべて、睡眠障害、疲労、仕事からの回復困難、ストレス、抑うつ、バーンアウト、孤独感や労働及び個人生活への全体的不満に関連している。また、これらの要因は、OSHリスクの予防・管理を複雑にしている。例えば、プラットフォーム労働者が他のプラットフォーム労働者と直接関わる機会がわずかしか、またはまったくなくないという考え方は、労働者の組織化(及び団体

交渉)を制限し、またその意味で、OSHマネジメントシステムの開発への効果的な労働者参加を実現する道にも立ちほだかる。プラットフォーム労働者を確認及び連絡することの難しさも、例えば情報キャンペーン、訓練またはOSH専門家によって提供されるOSHサービスへのアクセスを通じたものなど、予防措置の実施も複雑にする。

労働の一過性と境界のないキャリア

最後に、プラットフォーム労働は、境界のないキャリアと労働の一過性によって特徴づけられ、それはプラットフォーム労働者が(慢性的な)仕事・収入の不安定さに直面すること意味している可能性がある。より具体的には、プラットフォーム労働は、一時的で短期的な業務の連続であり、単一の使用者との長期的関係を保証するものではない。タスクはプラットフォームか顧客によって割り当てられることがもともと一般的であることから、ほとんどのプラットフォーム労働者は自らが行うタスクの数に対してわずかしか、またはまったく管理できず、したがってプラットフォーム労働を行ううえでプラットフォーム労働者が知覚する自律性のある程度相殺する。同様に、プラットフォーム労働者は通常、1タスク当たりいくらか稼ぐかに対する管理がわずかしかないか、またはまったくない。タスクごとの報酬は、一般的にプラットフォームまたは顧客によって決定され、プラットフォーム労働者が報酬を設定できる場合には、労働者間の激しい競争が非常に低いレートを設定することにつながるかもしれない。結果的に、プラットフォーム労働を通じて稼いだ収入は、予測不可能で不安定な傾向がある。にもかかわらず、研究は、プラットフォーム労働が収入源の唯一の選択肢ではない場合であっても、生計を立てるためにプラットフォーム労働で稼いだ収入に依存するプラットフォーム労働者のグループが増加していることを示している。プラットフォーム労働者間の競争はまた、プラットフォーム労働者がよいレーティングを維持する必要があることを意味し、それは大きな感情的要求に対処することをともなう。プラットフォーム労働はまた、訓練やキャリアアップを通じたスキルアップの機会もわずかしか、またはまったく提供しない。これはスト

レスフルであり、精神的・身体的健康の悪化につながる可能性がある。

政策立案者・意思決定者のための 主なポイント

ポイント① プラットフォーム労働の性質及びそれが行われる条件のために、作業タスクに関連するOSHリスクが、同様の作業タスクを行う者が遭遇するOSHリスクよりも大きい。

プラットフォーム労働として行われるタスクに関連する安全衛生リスクのほとんどは、そのようなタスクが行われる他の形態の労働で確認されるものと同様である。しかし、これらのリスクは、プラットフォーム労働の性質及びそれが行われる条件に独特かつ直接関係した、以下の理由から悪化させられる。

- ・ **不明確な雇用形態と標準的でない就労形態**：これらはプラットフォーム労働で共通しており、EUレベル及び加盟諸国における既存のOSH規制枠組みの適用可能性を複雑にしている。
- ・ **アルゴリズムによる管理とデジタルサーベイランスの使用**：アルゴリズム管理とデジタルサーベイランスは透明性がなく、労働者が不当な扱いを受けていると感じたときに、プラットフォームに対して懸念や苦情を訴える余地をなくしている。アルゴリズム管理の使用は、プラットフォーム労働者の自律性、仕事の管理と柔軟性を損ない、疲労、不安やストレスなどの問題を引き起こし、プラットフォーム労働者の健康・福利に対し概して悪影響を与える。プラットフォームは、利用者から提供され、生成され、アルゴリズムによって処理されたデータを収益化及び利用する。どのようなデータが収集され、それがどのように利用されているのかプラットフォーム労働者が知らない可能性があることから、このことは、データ保護をプラットフォーム労働における中心的問題のひとつにしている。
- ・ **職業上の孤立、ワークライフコンフリクト及び社会的支援の不足**：これらは、睡眠障害、疲労、仕事からの回復の困難、ストレス、抑うつ、バーンアウト、孤独や仕事と個人生活への全体的な不

満と関連している。

- ・ **境界のないキャリアと労働の一過性**：これらは、(慢性的な)仕事の不安定性と収入の不安定性、及びプラットフォーム労働者の劣悪な精神的・身体的健康につながる。

プラットフォーム労働のこれらの特徴はすべて改善が必要な領域であり、とりわけプラットフォーム労働が、伝統的により危険な傾向にあり、しばしば追加的な労働、つまり従来の経済における同等の労働では必要とされない、したがって追加的な努力・スキルを必要とするかもしれない業種・職種に集中していることから、欧州中の政策決定者の注意を引くに値するものである。

政策立案者・意思決定者は、(i) プラットフォーム労働者の雇用形態の判定を促進し、(ii) プラットフォームのアルゴリズムの機能と、アルゴリズム管理がプラットフォーム労働者に及ぼす影響に光を当てるためにアルゴリズムの「ブラックボックス」を開き、(iii) プラットフォーム労働者間及びプラットフォーム労働者、プラットフォームと他の関係者の間の対話の機会を創出し、(iv) 労働時間と不透明で予測できない労働条件に関連した諸問題に対処し、(v) 可能な限り、既存のOSH規制枠組みの効果的執行を確保する、諸措置を策定することに力を注ぐべきである。

デジタル労働プラットフォームとプラットフォーム労働者の間の情報の非対称性と力の不均衡を軽減または排除するのに役立つ措置は、この点で非常に重要である。

ポイント② プラットフォーム労働の性質及びそれが行われる条件のために、OSHリスク(悪化)の予防・管理がより複雑になる。

プラットフォーム労働の性質と条件が、以下のようになり、OSHリスクの予防・管理を複雑にしている。

- ・ **不明確な雇用形態と(ほとんどデフォルト設定の)自営業としてのデジタルプラットフォーム労働者の分類**は、実際には、デジタルプラットフォームが伝統的な労使関係に基づいて使用者が負っていると歴史的にみなされていた義務を外部的であることを意味している。これは主に、プラットフォー

ムがオンライン仲介のみを行い、根本的なサービス（例えば運送）は行っていないと主張しているためであり、これが、プラットフォーム労働者が自営業と分類されることにつながっている。しかし、このことは、OSH規制枠組みが（完全には）プラットフォーム労働者に適用されないことをほのめかしている。また、OSH当局が、プラットフォーム労働が彼らの権限の対象に入るかどうか確信がもてないかもしれないことも意味している。これが、（OSH規制の監視・執行を含め）リスクの予防・管理を複雑にしている。

- ・ **デジタルプラットフォーム労働の根本的性質が、リスクアセスメント、予防・保護的措置、訓練、労働者の参加と労働監督に関して、様々な領域でOSHマネジメントシステムの基本的要素の実施を複雑にしている。**この点に関する例はたくさんあり、（労働者の匿名性と労働力の地理的拡散及びその離職率の高さのゆえの）プラットフォーム労働の確認・連絡の困難さ、共通の固定された作業場所の欠如や契約関係の一時的性質などがある。

政策立案者・意思決定者は、雇用形態の判定、アルゴリズムの機能に関する透明性の欠如や、OSHリスクの予防・管理に対するそれらの意味合いという観点からの対話・協議の欠如などの主要な問題を検討すべきである。ここで対策は、デジタル労働プラットフォームとプラットフォーム労働者だけでなく、政府機関、労働・OSH当局、訓練提供者、社会パートナーその他の関係者も対象とすべきである。

ポイント③ プラットフォーム労働に関する研究、政策及び慣行がOSH、とりわけリスクの予防・管理をやや見過ごしてきたため、OSH関連問題に関する知識のギャップと認識不足がある。

OSHとプラットフォーム労働に関する文献レビューは、プラットフォーム労働がかかわるOSHリスクとそれらリスクの予防・管理のための課題に対するよりよい洞察を提供することのできる、あらゆる研究とデータ収集努力のための潜在的領域も明らかにしている。このような方法で、かかる研究は、政策立案のためのよりひろいエビデンスベースに情報を提

供することに貢献するだろう。とりわけ、プラットフォーム労働におけるリスクの予防・管理について、さらなる研究と的を絞ったデータ収集の努力が必要である（例えばデジタルプラットフォームの登録・報告義務を通じて）。これらのトピックは文献ではほとんど見落とされてきたが、政府、社会パートナー、労働監督官やOSH当局の現場での行動を支援するためにきわめて重要である。一般的に、プラットフォーム労働におけるOSHの理解を深めることは、ある文脈から別の文脈に移行することのできるグッドプラクティスを明らかにするのに役立ち、様々な利害関係者が教訓を学ぶことにつながる可能性がある。そうした理由から、OSHとプラットフォーム労働に関するこのEU-OSHAの研究プロジェクトの一環として実施される他のタスクはすでに、例えばOSHリスクの予防、OSH規則・規制の監視・執行のための政策・慣行にどのようなアプローチが使われてきたかを検証することによって、こうしたデータ・知識のギャップに対処することを目的としている（アルゴリズムによる管理の透明性の欠如に対処するアプローチを示したスペインの「ライダー法」の政策事例、いくつかのEU加盟国における労働監督官の活動を示した政策事例など）。

最後に、そして重要なこととして、プラットフォーム労働に関連するOSHリスクと、これらのOSHリスクを予防・管理できる方法に関する認識が不足していることは明らかである。これは、上述したように、政策立案者・意思決定者の仕事に影響を与えるだけでなく、デジタル労働プラットフォームとプラットフォーム労働者にも影響を与える。この点で、OSHリスクと、それを予防・管理することのできる方法、それを支援するために利用できるアクター、関係者の責任などに関して、プラットフォームとプラットフォーム労働者によりよく知らせるための措置が講じられるべきである。こうした点のいくつかは、プラットフォーム労働者の雇用形態についての議論と関連しているものの、このことが、全体として透明性と支援を増強するうえでの障害となってはならない。



※<https://osha.europa.eu/en/publications/digital-platform-work-and-occupational-safety-and-health-policy-brief>

デジタルプラットフォーム労働における労働安全衛生： 規制、政策、行動及びイニシアティブからの教訓

2022年2月18日 欧州労働安全衛生機関 (EU-OSHA) ポリシーブリーフ

デジタルプラットフォーム労働の 増大に対する対応

この10年間、アルゴリズムを含むデジタル技術を使って労働力の需要と供給をマッチングさせるオンラインプラットフォームが、EUで急速に普及した。その破壊的な性質、急速な成長、高い可視性や伝統的に厳しく規制されてきた分野への集中を考えると、デジタル労働プラットフォームはすぐに政策や利害関係者のコミュニティのレーダーに映り、(不当な)競争、課税、プラットフォーム労働者の雇用形態や労働条件などの問題で活発な議論を引き起こした。このような状況のなかで、企業、労働者と労働者を代表する組織は、これらの問題に対処するために政策立案者に対し行動をとるよう求めた。

しかし、当時は、そうするとイノベーションにブレーキがかかり、EUがデジタル経済で乗り遅れることになると主張して、規制が早すぎたり厳しすぎたりするのは避けたいと訴える声もあった。デジタルプラットフォーム労働の急成長と異質性の増大は、「動く標的」を狙うのではなく、規制を待つことを支持する論拠とみなされた。さらに、デジタルプラットフォーム経済が国やセクターによって異なる速度で発展したため、すべての政策立案者が行動を起こす緊急性を感じたり、この「新しい」現象とその影響についてよく理解していたわけではなかった。とりわけ地方や地域の政策立案者は、ウーバーのようなグローバル・プラットフォームが自分たちの都市に参入したことで、最前線に立たされた。最後に、デジタルプラットフォーム労働に関する知識やデータの不足が、規制の対応をさらに複雑にした。

結果的に数年前までは、デジタルプラットフォーム労働への対応は、全体としてかなり限定的なものにとどまっていた。当時実施されていた対策やイニシアティブは範囲が狭く、包括的な戦略の一環としてではなく、場当たりに実施されたものであった。場合によっては、デジタルプラットフォーム労働を直接対象としていないこともあった。デジタルプラットフォーム労働は、まさに既存の規制の枠組みに対する挑戦である。労働条件と労働安全衛生 (OSH) に直接関係したデジタルプラットフォーム労働に対する初期の対応はわずかだった。

しかし、より最近では、プラットフォーム労働者が経験する可能性のある過酷な状況についての報告を受けて、デジタルプラットフォーム労働者の労働・雇用条件とOSHに議論がシフトしている。このため、EULレベル及び加盟国において、対策、イニシアティブ、アクションが採用されるようになった。とくに関連性が高いのは、デジタルプラットフォーム労働における労働条件の改善を目的とした欧州委員会が予定しているイニシアティブであるが、いくつかの加盟国の関係者も課題のいくつかに取り組む努力を行ってきた。EUの2021~2027年労働安全衛生に関する戦略的枠組みは、とくにデジタル化に起因する労働形態の変化が、プラットフォーム労働について明確に言及した、新たな及びアップデートされたOSHソリューションも必要としていることを強調している。本ポリシーブリーフは、デジタルプラットフォーム労働者の安全衛生に関連する規制、政策、戦略、イニシアティブ、行動及び計画から得られた主要な知見と教訓を強調している。これは、4つの選択された規制、政策、慣行の詳細なケーススタディ、学術文献及びグレー文献のレビュー、調査によるEU-

OSHA [欧州労働安全衛生機関] の各国フォーカスポイントとの協議に基づいて構築されている。

デジタルプラットフォーム労働の定義と その主要な関係者

デジタルプラットフォーム労働：デジタル労働プラットフォームを通じて、またはデジタル労働プラットフォーム上で提供される、若しくはデジタル労働プラットフォームで仲介される、すべての有償労働。プラットフォーム労働の主な特徴は、(i) 有償労働がデジタル労働プラットフォームを通じて組織/調整される、(ii) 特定のタスクの実行または特定の問題の解決を目的とする、(iii) アルゴリズムによる管理を用いて、実行された労働とプラットフォーム労働者のパフォーマンスと行動を割り当て、監視及び評価する、(iv) 三者（プラットフォーム、顧客、プラットフォーム労働者）が関わる、(v)（プラットフォームの条件として定められているように）非正規労働契約が普及してプラットフォーム労働者が自営業者として分類される傾向がある、である。その結果-OSHの分野を含め-リスクの法的責任及び広義の責任が労働者に転嫁されている。

デジタル労働プラットフォーム：プラットフォーム労働者が提供する労働力の需要と供給のマッチングを促進する、事業者が所有及び/または運営するデジタル技術を利用したオンライン施設またはマーケットプレイス。

デジタルプラットフォーム労働者：法的な雇用形態のいかんに関わらず、デジタル労働プラットフォームを介して、多かれ少なかれ管理される労働力を提供する個人。

デジタルプラットフォーム労働のOSH課題

プラットフォーム労働として行われるタスクに直接関連するプラットフォーム労働に関連したOSHリスクは、プラットフォーム経済以外でそのようなタスクを行う際に他の労働者が直面するリスクと同様である。しかし、デジタルプラットフォーム労働の性質とそれが行われる特定の条件が、これらのOSHリスクを悪化させ、OSHリスクの予防及び管理を複雑化させる可能性がある。これは、以下の要因に関

連している。

- ・ **デジタルプラットフォーム労働者の雇用形態の判定：**2つの問題が生じる。第1に、デジタルプラットフォーム労働者の雇用形態の正しい判定は、プラットフォーム労働の性質と特徴（三者間の労働関係、オンデマンド契約など）のために複雑である。第2に、デジタルプラットフォーム労働者は通常、プラットフォームによって、その名称と条件において自営業の契約者として分類されるが、それが誤った分類である可能性がある。しかし、EUレベル及び多くの加盟国では、法的なOSHの枠組みは労働者に対してのみ適用される。
- ・ **アルゴリズム管理の使用：**アルゴリズムを使用して、プラットフォーム労働者の労働、パフォーマンスや行動を割り当て、監視及び評価することは、プラットフォーム労働者、プラットフォーム及び顧客の間のパワーバランスに影響を与え、プラットフォーム労働者の自律性、仕事のコントロールや柔軟性を損なうが、これらの特徴は、プラットフォームによって、プラットフォーム労働の中心概念として紹介されることが多い。これは、ストレス、不安、疲労、うつにつながり、プラットフォーム労働者の身体的・精神的健康、安全及び全体的な福利を悪化させる可能性がある。
- ・ **職業上の孤立、ワークライフバランスの悪さ及び社会的支援の欠如：**プラットフォーム労働は、労働者の他のプラットフォーム労働者、プラットフォーム及び顧客との接触が限られているか、またはまったくないために、労働の個人化、身体的・社会的孤立、ワークライフコンフリクト、社会的支援の全体的欠如によって特徴付けられる。これは、睡眠障害、疲労困憊、仕事からの回復困難、ストレス、うつ、燃え尽き症候群、孤独、自分の仕事と個人生活への全体的な不満を生じさせる。
- ・ **労働の一過性と境界のないキャリア：**デジタルプラットフォーム労働者は、慢性的な仕事及び収入の不安定さを経験している。これは、他の労働者との激しい競争の中で、一時的で短期のタスクを多くこなし、行うことのできるタスクの数をコントロールできないことが多く、賃金率も決められない状態であることから生じている。また、これは、

不安やストレスの原因となり、労働者の健康に影響を与えることがわかっている。

デジタルプラットフォーム労働の増大に 対する対応のマッピング

過去5年間に、プラットフォーム労働を対象とした対策やイニシアティブをマッピングする試みがいくつか行われてきた。これらの努力は、プラットフォーム労働者に対するパンデミックの影響と、これがプラットフォームや政策立案者によってどのように対処されてきたかに光を当てるために、COVID-19危機のなかで強化されてきた。2021年10月時点で、Eurofoundのプラットフォーム経済リポジトリデータベースは、法令、労働協約、社会パートナーによる行動など、170のイニシアティブと44の政策文書で構成されている。

専門家の調査に基づき、欧州委員会(2020年)は、EU-27にアイスランド、ノルウェー、イギリスを加えた諸国で177の対応(例えば行動、法令、政策など)を確認した。ほとんどの対応は、デジタルプラットフォーム労働者の雇用形態、代表性、所得や社会的保護に関連していた。対応は、「トップダウン」と「ボトムアップ」の対策に分けられた。トップダウンの対策には、法令(基準、手続または原則の設定により政策を公式化した法律)、判例(司法判断)や、行政や監督官の行動(例えば公共雇用サービス、社会保障機関、監督官による指示の作成、意識啓発、宣言の発出など)が含まれる。ボトムアップの対策には、労働協約や社会パートナーのイニシアティブ、プラットフォームによる行動、プラットフォーム労働者による行動などがある。

欧州委員会の調査(2020年)は、当時、フランスとイタリアを除いて、プラットフォーム労働者の労働条件や社会的保護を直接対象とした法令を導入した国はなかったが、ほとんどの国が、例えば非正規労働者や自営業者の権利や保護を強化するなどして、間接的に彼らの労働条件や社会的保護に取り組む法令をもってたと報告している。また、例えばベルギー、デンマーク、フランス、イギリス、スウェーデンなどにおける行政や監督官による活動を明らかにしたが、そのすべてが労働条件やOSHに関連

していたわけではなかった。実際、OSHの問題は政策立案者によってほとんど見過ごされているようであった。ボトムアップの対応としては、プラットフォームが提供する基本的な安全教育や労働災害・職業病に対する保険、プラットフォームによる基本的な個人保護具(例えばヘルメット)の提供などの例が挙げられた。OSHは、労働組合や労働者を代表する草の根組織から、重要な懸念事項として提起された。2021年の労働法、雇用及び労働市場政策の分野における欧州専門技能センターのプラットフォーム労働に関するテーマ別レビューは、この調査結果を更新して、その主な知見を裏付けている。

EU-OSHAの各国フォーカルポイントとの協議により、本研究の目的は、OSHの観点からこうした概観を更新することとされた。協議は、(i) 政府または公的機関(例えば法令、裁判など)、(ii) OSH当局または労働監督官、(iii) 社会対話を含む社会パートナー、(iv) プラットフォームまたはプラットフォーム労働者(または彼らの団体)によってとられた対策、及び(v) その他の対策、の5種類の対策手段に焦点を絞った。協議では、デジタルプラットフォーム労働とそのOSHへの影響に関する認識レベルがEU加盟国間で大きく異なることが確認され、それらに対処するためにこれらの国内の異なる関係者によってとられたアプローチの違いが強調された。各国のフォーカルポイントによると、デジタルプラットフォーム労働は比較的新しい傾向であり、非典型的労働の新しい形態と理解されており、そのことはプラットフォーム労働者の雇用形態や(OSHを含む)社会的権利などの問題についての議論に拍車をかけているが(フランス、クロアチア、オーストリア、ポーランド、フィンランド)、一部の国では、デジタルプラットフォーム労働は限られた範囲でしか注目されていない(ラトビア、リトアニア)。議論に参加しているアクターは、政策立案者、行政、プラットフォーム、社会パートナー、専門家などである。多くの国で、デジタルプラットフォーム労働に関する証拠の欠如が、OSH問題を含むさらなる研究とデータ収集(の要求)の引き金となった。フランスなど数か国では、専門のプラットフォーム労働観測所が設立された。各国のフォーカルポイントは、デジタルプラットフォーム労働におけるOSH

リスクを認識しているものの、自国のOSH対策に関して言えば、雇用関係の認定が困難であることを指摘して、プラットフォーム労働者が通常考慮されていないことを認めている（オーストリア、フィンランド）。いくつかの国は、デジタルプラットフォームまたはデジタルプラットフォーム労働を対象とした法令－発表済み、審議中またはすでに施行中のいずれかを報告しているが（フランス）、これは一般的に特定の種類のプラットフォームまたはプラットフォーム労働のみを対象としているようだ（運輸業）。クロアチアとポーランドのフォーカルポイントからは、監督官による行動が報告され、フィンランドのフォーカルポイントは、プラットフォーム労働は関心のあるテーマであると指摘した。社会パートナーによるイニシアティブや行動はわずかし確認されず（やはり運輸部門）、OSHに関連したプラットフォームによるイニシアティブはさらに少ない（例えばリトアニア企業連合が設立したデジタルプラットフォームを統合するワーキンググループは、配達員のための事故保険の提供について議論している）。これら各国フォーカルポイントからの情報と洞察は、以下でより詳細に紹介するケーススタディの選定に反映された。デジタルプラットフォーム労働の課題に対処することは、現在、EUレベル及び加盟国の多くで優先されているものの、Eurofoundのプラットフォーム経済リポジトリ、ECE [欧州専門技能センター]（2021年）と欧州委員会（2020年）の調査、及びEU-OSHAフォーカルポイントとの協議で得られた情報から、規制、政策、戦略、計画、イニシアティブ及び行動でOSHと直接関係したものは少ないことが明らかである。相対的に多くの対策は、例えば労働関係の性質を明確にしたり、データ収集を促進することによって、間接的にOSHを取り扱っている。

選定されたOSHに焦点をあてた規制、政策、イニシアティブ及び行動にズームイン

OSHとデジタルプラットフォーム労働の分野における関連する規制、政策、戦略、イニシアティブ及び計画についてさらに理解を深めるため、そのような対策の例を提供する、4つの詳細なケーススタディ

を作成した。これらのケースは、対策の種類（例えば法令、監督官のイニシアティブなど）、関与する関係者（例えば政府、監視及び執行機関、社会パートナー）、対象とするプラットフォーム労働、プラットフォームまたはプラットフォーム労働者の種類（例えば運輸部門のみ、すべてのデジタルプラットフォーム労働者）、課題の範囲（例えば雇用形態、労働条件、デジタルプラットフォーム労働の特徴－OSHが直接または間接的に扱われているか？）など、いくつかの基準に基づいて選定された。イタリア（ポローニャ憲章）とフランス（法令枠組み）のケースは、労働条件に直接関連した法律をもつただ2つの国であることを念頭に置いて選定された。スペインのライダー法を議論したケースは、アルゴリズムによる管理に関するルールを課すとともに、一部のプラットフォーム労働者の雇用形態を明確にすることによって、デジタルプラットフォーム労働の核心に取り組んでいることから選定された。最後のケーススタディは、ベルギー、スペイン、ポーランドにおける労働・社会保障監督官による行動とイニシアティブに焦点をあてている。すべてのケースは、「もっとも困難な」または「もっとも拘束力のある」種類の対策に該当する対策に焦点を当てているが、関連するボトムアップなイニシアティブと「ソフトな法律」と関連づけることで文脈を整理している。

方法論的には、各ケーススタディは、文献とデータのレビュー、EU-OSHAの各国フォーカルポイントの情報に基づいて作成され、さらに関係者とのインタビューによって完成された。

[編注：以下の「4つの教訓」部分は省略した。]

- ・スペインのライダー法からの教訓
- ・ポローニャ[イタリア]の憲章からの教訓
- ・フランスのデジタルプラットフォームに関する法令枠組みからの教訓
- ・労働・社会保障監督官、OSH当局及び執行機関の行動及び経験からの教訓

政策立案者・意思決定者のための 主なポイント

ポイント① 最近のデジタルプラットフォーム労働における労働・雇用条件への関心の高まりにもかかわらず、デジタルプラットフォーム労働者が遭遇するOSHリスクはほとんど見過ごされ、未（過少）対応のままである。これには一予防から管理までのあらゆる側面が含まれる。

労働・雇用条件は最近、EUレベル及び加盟国の政策立案者や意思決定者の課題にあがっている—そうすることで、労働者に影響を与えるこれらの中核的問題に対する初期の注目不足を少なくとも部分的には克服している—ものの、とりわけOSHはまだ十分に対処されてはいない。デジタルプラットフォーム労働に関して、OSHを直接対象とした国の法令は、EUにはほとんど存在していない。間接的にOSHをターゲットとした法令の事例は相対的に多くみられた。当局者や監督官の行動は重要であり、真の変化をもたらすことができるが、幅広い様々な障害によって妨げられており、そのなかでもデジタルプラットフォーム労働者を自営業者と分類することが主な障害として浮上している。様々な種類の—トップダウンとボトムアップ、ソフトな法律とハード/拘束力をもつ法律、異なる種類及び異なるレベルで開始される—対策を概観すると、それらの間の重要な相互作用と、ある努力がいかにか他の努力を刺激しうるかを明瞭に示している。

政策立案者や意思決定者は、監視及び執行が可能な拘束力のある対策を導入することによって、OSHに大きな注意を払うことを求められている。とりわけリスクの予防と全体的なOSH政策の採用という点について、なされるべきことがたくさん残っている。政策立案者と意思決定者は、労働災害と職業病に対する単なる保険の提供を超えた努力を推進し、基本的な個人保護機器と基本的な「安全」訓練の提供を強く求めるべきである。プラットフォーム労働者の雇用形態が、この分野における健康的で安全な労働を確保するための障害であってはならない。この点で、繰り返し指摘される問題のひとつは、例えば自営業のプラットフォーム労働者やある部門の労働者のみを対象とするなど、法令、イニシアティブ、行動その他の対策の範囲が限定されて

いることである。法令が導入される場合に、それが明確にされ、包括的な範囲であるべきであり、及び/または他の種類の幅広い対策（例えば執行機関の強化など）と合わせて検討されるべきである。確認されたOSH課題の多くはすべての種類のプラットフォーム労働に共通であることから、あまり可視化されていない労働者が忘れ去られることがないようにするために、可能な限り、すべての種類のデジタルプラットフォーム労働が含まれるべきである。

ポイント② デジタルプラットフォーム労働者とデジタル労働プラットフォームの間で、労働安全衛生に関する意識を高めるべきである。

OSH問題への関心の低さ、そしてそれがリスク予防と管理に与える影響についての前記ポイントに関連して、デジタル労働プラットフォーム自体がこの分野でほとんど行動を起こしていないことが明らかになった。協議した各国フォーカスポイントが強調したのはほんの一握りの事例であり、それらはすべてが労働関連災害・職業病に対する保険の提供、個人防護機器の提供、または基本的な訓練・ガイダンスの提供（COVID-19流行にも関連）に関連したものであって、本格的なOSH政策とは言い難いものであった。デジタル労働プラットフォームは、そのプラットフォームを使用する労働者の使用者ではないので、OSHに責任がないと主張したり、OSH保護を提供することによってプラットフォームの使用者として再認識されるリスクを望まないかもしれない。同様に、これまでの研究は、デジタルプラットフォーム労働者の主要なグループ—とくに若いまたは経験の少ない、低学歴の労働者—は、彼らが遭遇するOSHリスクを認識しておらず、それらを過小評価したり、労働するときに手を抜いたり、または適切に自らを守る手段をもっていないかもしれないことを示している。

政策決定者と意思決定者は、デジタル労働プラットフォームがそのプラットフォーム労働者に、OSHに関するガイダンスと訓練を提供するための障壁を取り除くことができる。ひとつの選択肢は、相談に応じることのできる外部の予防アドバイザーなど、第三者機関を関与させることである。例えば、労働者が一定の時間だけオンラインにいることを許されたり、

または資格や証明書をもつタスクを引き受けることができるようにする措置を導入するなど、最低基準を検討することも可能である。デジタルプラットフォーム労働者が何を期待することができるかについて透明性を提供することが重要である（例えば労働そのもの、それがどのように組織化されるか、どのような責任があるかなど）。このため、OSHリスクとその予防・管理方法について、プラットフォーム労働者に的を絞ったキャンペーンによる意識啓発が不可欠である。そのようなキャンペーンは政府機関によって開始されるかもしれないが、労働組合や草の根団体など、現場の関係者も関与すべきである。デジタルプラットフォーム労働者は、彼らを支援するために利用可能な対策と関係者について知らされるべきである。ここできわめて重要なことは、すべてのプラットフォーム労働者-オンロケーション労働とオンライン労働の両方をターゲットにして、テーラーメイドな情報を提供し、身体的及び心理的なリスクと影響の両方をカバーすることである。とりわけデジタルプラットフォーム労働の心理的影響は深刻であるが、知られていないことが多いか、または無視されていたりする。

ポイント③ OSHリスクの予防と管理に関するグッドプラクティスは、関係者間の学習を促進するために、国内外において、より積極的に共有されるべきである。

本研究で実施した調査だけでなく、他の調査も、国・地域・地方政府、労働・社会保障監督官、プラットフォーム労働者と彼らを代表する組織（労働組合や草の根組織を含む）、その他の関係者によるグッドプラクティスを明らかにし、そのうちいくつかはOSHを直接対象としていた。プラットフォーム労働への対応は、国・地域・部門によってかなり異なるため、これらの慣行は自国内で及び国境を越えては知られていない可能性がある。文献やEU-OSHAの各国フォーカルポイントは、ワーキンググループのような知識交換のためのいくつかのイニシアティブについて報告したが、そのような努力は限られているようである。同時に、政策立案者と意思決定者がグローバルなプラットフォームでより大きな影響力を

行使できるようにするために、国を超えたより調整されたアプローチが勧告される。

政策決定者と意思決定者は、自国内だけでなく、国を超えた関係者間のグッドプラクティスの理解と共有を高めるための戦略を実行することができる。この活動は、理論的な考察を超えた、可能な限り「実践的」なものであるべきである。デジタル労働プラットフォームやデジタルプラットフォーム労働者を含む幅広い関係者が参加するネットワークを構築することは、第1にすべての問題と懸念が取り上げられ、第2に合意された対策が幅広く支持され、実施されることを確保するための前提条件である。上級労働監督官委員会 [SLIC] などの主導的なEU機関・組織、EUの社会パートナーは、この点で中心的な役割を果たすことができる。

ポイント④ デジタルプラットフォーム労働におけるOSHの課題とチャンス及びOSHリスクの予防と管理に関する知識を深め、データを収集する努力を強化しなければならない。

デジタルプラットフォーム労働についてだけでなく、デジタル労働プラットフォームとデジタルプラットフォーム労働者間の労働関係を検出・分類する方法、OSH規則や規制の遵守を監視・執行する方法、監督の実施方法などに関する知識やデータの決定的な不足が、調査のなかでほとんどのケーススタディで注目された。これは、EU-OSHAの各国フォーカルポイントとの協議でも、注目すべきポイントとして浮かび上がっている。

政策決定者と意思決定者は、上述したようなデジタルプラットフォーム労働から生じる主要なOSH問題への対処に役立つ情報を促進するために、デジタルプラットフォーム労働とそのOSHに対する影響に関する知識とデータを生成、開発及び共有する方法を熟考する必要がある。この点に関して、他の関連する形態の非典型労働の経験からも教訓を引き出すべきである。



※<https://osha.europa.eu/en/publications/occupational-safety-and-health-digital-platform-work-lessons-regulations-policies-actions-and-initiatives>

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく遺族等からの開示請求に係る対応の一部改正

アスベスト（石綿）労災で亡くなった元労働者の遺族から労災支給決定等に係る情報の開示を求められた場合の厚生労働省の対応で、新通達（令和3（2021）年12月1日付け）基補発1201第1号等）が発出されていることが判明した。情報公開法によって開示された改正通達の本文は、以下のとおりである。

「標記については、令和2年3月26日付け基総発0326第2号、基監発0326第1号、基補発0326第1号、基安安発0326第2号、基安労発0326第4号により指示しているところであるが、令和3年5月17日の建設アスベスト訴訟に係る最高裁判決等を踏まえ、別添のとおり改めることとしたので、その取扱いに遺漏なきを期されたい。」

これは、前回の通達改正（2020年3月26日）[2021年3月号参照]で、以下のようにしていた対応を改正したものである。

「なお、建設業に従事する労働者及び一人親方等が建設現場等において石綿粉じんにはく露し、健康被害を被ったとされているいわゆる「建設型訴訟」に係る開示請求については、現在、国家賠償責任の有無について係争中であることから、上記の例とは異なるものであり、当該元労働者及び元特別加入者の遺族であって訴訟提起（予定を含む）している者からの開示請求に係る対応については、従前同様であることに留意されたい。」

新通達の発出日（2021年12月1日）に厚生労働省は、建設アスベスト給付金・追加給付金の請求手続の利便性の向上を図るためとして「労災支給決定等情報提供サービス」を開始しているが、この新通達に関する情報はまったく公表されていない。情報提供サービスで提供される情報はきわめて簡略な内容にとどまっており、①企業相手の損害賠償請求等も検討している場合や、②その情報のみ

では建設アスベスト給付金の認定が困難かもしれない場合などは、開示請求によって関係するすべての情報を入手しておくべきである。

新通達によって改正された後の通達の内容は、以下のとおりである。[編注:改正部分に下線]

平成30年6月13日付け基総発0613第1号/基補発0613第1号/基安労発0613第1号
一部改正 令和元年10月7日付け基総発1007第1号/基補発1007第1号/基安労発1007第1号
一部改正 令和2年3月26日付け基総発0326第2号/基監発0326第1号/基補発0326第1号/基安安発0326第2号/基安労発0326第4号
一部改正 令和3年12月1日付け基総発1201第1号/基監発1201第1号/基補発1201第2号/基安安発1201第1号/基安労発1201第9号
都道府県労働局労働基準部長殿

厚生労働省労働基準局
総務課長/監督課長/補償課長/
安全衛生部安全課長/労働衛生課長

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく遺族等からの開示請求に係る対応について（周知）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行個法」という。）に基づいて遺族又はその法定代理人（以下「遺族等」という。）から死者の情報について開示請求が行われる場合があるが、行個法に基づく開示請求により開示を請求できる情報は、行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報に限られるものであることから、死者の情報が、遺族本人の情報でもあると解される特別な場合を除き、遺族

は開示請求権を有しないものとして不開示としているところである。

一方、死者の情報が、遺族本人の情報でもありと解される特別な場合として、平成21年3月12日付けの情報公開・個人情報保護審査会の答申書（平成20年度（行個）答申第221号。別紙1参照）において、「（労災保険給付の）請求権が被災労働者の死亡により特定の者に相続されたことが明らかである場合には、当該相続人の労災保険給付の請求権の行使にかかわる情報にも該当すると解される」とされたことを踏まえ、当該労災保険給付に関わる死者の情報に関して開示しているところである。

また、大阪地裁令和元年6月5日判決（平成30年（行ウ）第75号保有個人情報不開示決定処分取消請求事件。以下「大阪地裁令和元年6月5日判決」という。別紙2参照）において、石綿工場で業務上石綿粉じんにはく露した元労働者について、当該死亡労働者に係るそれぞれの遺族（原告の母）の遺族給付等に関する各調査結果復命書等の情報は、原告が死亡労働者から相続した財産であり、死亡労働者の国に対する石綿による健康被害に係る各損害賠償請求権の発生要件が充足されているか否かを直接的に示す個人情報という性質を有するものであり、原告（原則として法定相続人たる遺族）らの「自己を本人とする個人情報」にあたるかの判断がなされたことを踏まえ、当該労災保険給付に関わる死者の情報に関して開示しているところである。

さらに、令和2年2月5日付けの情報公開・個人情報保護審査会の答申書（令和元年度（行個）答申第124号。別紙3参照）において、遺族は、「被災労働者の遺族として労働者災害補償保険法に基づく遺族補償一時金を請求し」、「その支給決定を受けた」場合であって、当該労働災害に関し、特定事業場に対する損害賠償権を取得し得る場合は、災害調査復命書は、遺族の「損害賠償請求権の存否に密接に関連する」ため、「その遺族である審査請求人を本人とする保有個人情報にも該当すると認められる」とされたことを踏まえ、死者の情報の一部に関して開示しているところである。

今般、建設アスベスト訴訟において、令和3年5月17日に、国の責任を一部認める最高裁判決が言い渡されたこと等を受け、石綿工場で業務上石綿粉じんにはく露した元労働者に加え、建設現場で業務上石綿粉じんにはく露した元労働者及び一人親方等の遺族等から行個法に基づく開示請求がなされた場合についても、下記2(2)のとおり開示することとするので周知する。各局においては、関係職員に対して改めて周知する等、下記に基づく対応を徹底されたい。

記

1 行個法に基づく遺族の開示請求に関する原則

行個法に基づく開示請求権については、行個法第12条第1項において、「行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる」と規定されており、下記2で述べる場合を除き、死者の情報は、遺族を本人とする保有個人情報とは解されないことから、遺族は死者の情報について行個法に基づく開示請求権を有していない。従って、行個法に基づく遺族等による死者の情報の開示請求については、原則として不開示で対応すること。

2 例外的に開示する場合

(1) 遺族が労災保険給付を受給していた場合

平成21年3月12日付けの情報公開・個人情報保護審査会の答申書（平成20年度（行個）答申第221号）の判断を踏まえ、死者が労災保険給付を受けていた疾病等に関して遺族として労災保険給付を請求し、支給を受けている又は過去に受けたことがある場合は、当該労災保険給付に関わる死者の情報に関しては、遺族も開示請求権を有していると解し、開示すること。

また、令和2年2月5日付けの情報公開・個人情報保護審査会の答申書（令和元年度（行個）答申第124号）の判断を踏まえ、労働災害の被災労働者の死亡後、被災労働者の遺族として労働者災害補償保険法に基づく遺族補償を請求し、支給決定を受けている又は過去に受けたことがある場合であって、当該請求人が損害賠償請求権を取得し得る場合は、当該労働災害に関する監督復命書、災害調査復命書、安全

遺族等からの開示請求に係る対応の一部改正

衛生指導復命書及び労働者死傷病報告（以下「監督復命書等」という。）に関しては、遺族も死者の情報について開示請求権を有していると解し、開示すること。また、当該労働災害に関するじん肺管理区分の決定、健康管理手帳の交付決定等に係る決裁文書一式及び当該決定等を通知した文書についても、監督復命書等と同様に、遺族の損害賠償請求権の存否に密接に関連するものとして、開示すること。

なお、例外的に遺族が死者の情報について開示請求権を有すると認められる場合であっても、死者の情報全てについて開示請求権があると解されるものではなく、その範囲は、上記の死者の情報に限られることに留意すること。

（※）開示対象文書について判断に迷う場合には、本省担当課に相談すること。

(2) 遺族が工場型・建設型アスベスト訴訟を提起（予定を含む）している場合(1)の場合を除く

大阪地裁令和元年6月5日判決を踏まえ、石綿工場で業務上石綿粉じんにはばく露した元労働者並びに建設現場で業務上石綿粉じんにはばく露した元労働者及び一人親方等の遺族（原則として法定相続人（※）が和解手続のために国に対して損害賠償請求訴訟を提起している又は予定している場合等）には、国に対する石綿による健康被害に係る各損害賠償請求権の発生要件が充足されているか否かを直接的に示す個人情報であり、遺族も開示請求権を有していると解し、開示すること。具体的には、労災保険給付の支給決定のために作成した調査結果復命書及び添付書類並びにじん肺管理区分の決定及び健康管理手帳の交付決定等に係る決裁文書一式及び当該決定等を通知した文書が想定される。

その場合、当該訴訟を提起（予定を含む）しているかを確認するため、和解手続に係る訴状の写し、提訴予告通知、その他提訴する意向がある旨を書面で提出させることにより、上記の対象者であるか確認すること。

併せて、戸籍謄本等により、当該元労働者及び一人親方等の遺族（法定相続人）であること

を確認すること。

なお、石綿工場で石綿粉じんにはばく露した元労働者の遺族等から、開示請求手続によらず、当該和解要件を満たすことを証明するために必要と認められる行政文書の提供を求められた場合の対応については、従前の例による（「アスベスト訴訟の和解手続に係る情報の提供について」（平成29年3月31日付け基総発0331第1号、基補発0331第5号、基安労発0331第3号（令和元年10月7日一部改正）参照）。

また、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和3年法律第74号）の規定による給付金の請求のための開示請求の相談があった場合には、開示請求人に対し「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律に係る情報の提供について」（令和3年12月1日付け基管発1201第1号、基補発1201第1号）に基づき、給付金の支給に必要なと認められる情報を抽出し、提供する行政サービスにて申請できる旨、教示すること。

（※）損害賠償請求権の遺贈を受けた等、法定相続人と同等の者と解することが可能か否かを判断することが困難な場合には、本省労働基準局総務課石綿対策室に相談すること。

（別紙1）＜平成21年3月12日付けの 情報公開・個人情報保護審査会の答申書 （平成20年度（行個）答申第221号）の概要＞

- ・ 本件復命書の記載内容は、休業補償給付等を含む被災労働者の労災保険給付の請求権の行使にかかわる情報であると認められるところ、当該請求権が被災労働者の死亡により特定の者に相続されたことが明らかである場合には、当該相続人の労災保険給付の請求権の行使にかかわる情報にも該当すると解される。
- ・ 審査請求人は、被災労働者の労災保険給付の一部を自己の名で請求し、支給を受けていると認められることから、被災労働者の労災保険給付の請求権は、その一部が審査請求人に相続されたことが明らかであると認められる。

- ・ 審査請求人が自己の名で請求した傷病補償年金は、本件復命書において被災労働者が請求した休業補償給付等とは別のものであるが、これらの給付はいずれも、被災労働者の同一の傷病に起因し、当該傷病が業務上の事由によるとの認定を前提に支給されたものであるから、本件復命書は、審査請求人が相続した労災保険給付の請求権の行使に関わる情報が記載されているものと言うべきである。
- ・ 本件復命書に記載された情報は、被災労働者に関する情報であると同時に、相続人である審査請求人を本人とする保有個人情報にも該当すると認められるので、審査請求人は、本件対象保有個人情報に対する開示請求権を有すると認められる。

(別紙2) <大阪地裁
令和元年6月5日判決の概要>

- ・ 本件の争点は、本件各情報(注:死亡労働者に係るそれぞれの遺族(原告の母)の遺族給付等に関する各調査結果復命書等の情報を指す)が行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)第12条第1項所定の「自己を本人とする保有個人情報」に当たるか否かである。法の趣旨目的に照らせば、ある情報が特定の個人に関するものとして、法12条1項にいう「自己を本人とする保有個人情報」に当たるか否かは、当該情報の内容と当該個人との関係を個別に検討して判断すべきもの(個人情報の保護に関する法律2条1項にいう「個人に関する情報」に係る最高裁平成29年(受)第1908号同31年3月18日第一小法廷判決)
- ・ 平成26年最判及びこれを受けた石綿工場の元労働者等に対する本件救済枠組みによれば、石綿工場の元労働者やその遺族が、被告に対して訴訟を提起し、一定の具体的で明確な要件を満たすことが確認された場合には、訴訟上の和解に応じて損害賠償金を支払うこととされており、本件救済枠組みでは、石綿工場の元労働者のみならず、その遺族(原則として法定相続人)が石綿による健康被害に係る損害賠償請求権

の権利者となることが制度的に予定されている。

- ・ 本件各情報は、前記の要件を満たす健康被害を被ったか否かを直接的に示す情報が含まれている。
このことは、厚生労働省が過去に石綿関連疾患による労災保険法に基づく保険給付の支給決定を受けた者及びじん肺管理区分の決定を受けた者のうち、石綿による一定の健康被害を被った可能性があるものに対し、国家賠償請求訴訟を提起すれば賠償金が支払われる可能性があることを通知するリーフレットを個別に周知しており、本件救済枠組みによって損害賠償金が支払われる可能性がある者を特定していたことから明らかである。
- ・ そうすると、本件各情報は、原告が相続した財産であり、死亡労働者の国に対する石綿による健康被害に係る各損害賠償請求権の発生要件が充足されているか否かを直接的に示す個人情報という性質を有するもので、原告(原則として法定相続人たる遺族)らの「自己を本人とする個人情報」に当たる。

(別紙3) <令和2年2月5日付けの
情報公開・個人情報保護審査会の答申書
(令和元年度(行個)答申第124号)の概要>

- ・ 遺族補償一時金の支給決定を受けた審査請求人は、本件労働災害に関し、被災労働者が勤務していた特定事業場に対する損害賠償請求権を取得し得る立場にあると考えられるところ、本件対象保有個人情報(災害調査復命書及び添付資料)は、本件労働災害の発生状況及び原因並びに本件労働災害が発生したときの状況に関する図等、損害賠償請求権の存否に密接に関連する情報であると認められる。
- ・ 本件対象保有個人情報は、死亡した被災労働者についての個人に関する情報であると同時に、その遺族である審査請求人を本人とする保有個人情報にも該当すると認められるので、審査請求人は、本件対象保有個人情報に対する開示請求権を有すると認められる。



遺族等からの開示請求に係る対応の一部改正

(参考様式)

〇〇労働局長

殿

申立書

国の損害賠償責任が認められた(平成26年10月9日の大阪泉南アスベスト訴訟最高裁判決/令和3年5月17日の建設アスベスト訴訟最高裁判決等)を受け、国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償を求める訴えを提起した(する予定の)ため、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第13条に基づき、「〇〇(続柄)」である被災者(または保険給付受給者)故〇〇〇〇氏に係る労災

認定決定に関する調査結果復命書及びその添付資料一式(又は「〇〇(続柄)」である被災者(または保険給付受給者)故〇〇〇〇氏に係るじん肺管理区分の決定及び健康管理手帳の交付決定等に係る決裁文書一式及び当該決定等を通知した文書)の開示を求めます。

年 月 日

請求人 住所
氏名

(署名又は記名押印)

(参考) 遺族による被災労働者に係る監督・安全衛生・労災関係文書の開示請求に対する対応整理表

			開示の可否
監督関係	被災労働者の遺族として労働者災害補償保険法に基づく遺族補償を請求し、支給決定を受けている又は過去に受けたことがある場合であって、当該請求人が損害賠償請求権を取得し得る場合	記の2(1)	○ (開示)
	上記以外の場合	記の1	× (不開示)
安全衛生関係	① 被災労働者の遺族として労働者災害補償保険法に基づく遺族補償を請求し、支給決定を受けている又は過去に受けたことがある場合であって、当該請求人が損害賠償請求権を取得し得る場合	記の2(1)	○ (開示)
	② 工場型・建設型アスベスト訴訟を提起(予定を含む)している遺族(原則として法定相続人)	記の2(2)	○ (開示)
	上記①、②以外の場合	記の1	× (不開示)
労災関係	① 同一傷病に係る保険給付(未支給の保険給付を含む)を自己の名で請求し、保険給付を受給している又は過去に受給していた場合	記の2(1)	○ (開示)
	② 工場型・建設型アスベスト訴訟を提起(予定を含む)している遺族(原則として法定相続人)	記の2(2)	○ (開示)
	上記①、②以外の場合	記の1	× (不開示)

※石綿工場で石綿粉じんばく露した元労働者の遺族等から、開示請求手続によらず、当該和解要件を満たすことを証明するために必要と認められる行政文書の提供を求められた場合の対応については、従前の例による(「アスベスト訴訟の和解手続に係る情報の提供について」(平成29年3月31日付け基総発0331第1号、基補発0331第5号、基安労発0331第3号(令和元年10月7日一部改正))参照)。

また、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律(令和3年法律第74号)の規定による給付金の請求のための開示請求の相談があった場合には、開示請求人に対し「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律に係る情報の提供について」(令和3年12月1日付け基管発1201第1号、基補発1201第1号)に基づき、給付金の支給に必要なと認められる情報を抽出し、提供する行政サービスにて申請できる旨、教示すること。

「中皮腫患者白書」と「121人の声」 全国●中皮腫キャラバン隊と患者と家族の会

中皮腫サポートキャラバン隊は2022年2月12日、「中皮腫患者白書-実態調査アンケートから見えてきたこと-」(124頁・カラー)が完成したことを公表。希望者に無償で送付している。申し込み先は、<https://asbesto.jp/archives/5401>。

「この調査の企画が始まったのは4年前の2018年。当初考えられていたアンケートはA4サイズ1枚のものでした。しかし全国の患者さんの実情を把握する機会を無駄にはしてはいけなと、どんどん聞きたいことを追加していった結果、最終的には45項目184個という途方もない内容になってしまいました。それは生前、栗田さんがこのアンケートを見て『とんでもないものができたなあ…。』と呟いていましたが、まさしくそのとおりだったと今更思い、あらためて調査に協力していただいた患者さん、その御家族の方には感謝しかありません。

今回の調査は2019年度100名、2020年度63名の中皮腫と診断された方にアンケートを答えていただいています。経済面などの私的なことも含まれているのに関わらず、多くの方に協力いただけたことは中皮腫という病気や療養環境の実情を知ってほしい

という患者の願いの表れだと思いつつ、同時に中皮腫サポートキャラバン隊の活動の責任性も感じました。

編集には未熟な部分もあったと思いますが、皆様から頂いた貴重な生の声は報告書として多くの患者さん、御家族の方、病院や行政などの関係機関に届けることができたのではないのでしょうか。この報告書が、少しでも中皮腫を取り巻く環境の改善につながることを願ってやみません。」

NHKは同日、「アスベストでの中皮腫患者 40%余が困窮 “国の支援策充実を”」として、以下のように報じた。

「アスベスト特有のがん、中皮腫の患者の支援団体が行った調査で、患者の中で経済的な困窮を感じていると答えた割合は40%余りに上り、団体は国に支援策の充実を求めています。」

調査は、NPO法人『中皮腫サポートキャラバン隊』が、患者どうしの相談会の参加者を対象に行いました。

アスベストで中皮腫を発症した患者には、労災保険による給付金や、労災の対象外でも医療費や月額10万円の療養手当が支給されていることを踏まえ、調査

では経済的な状況を尋ねました。

その結果、『経済的な困窮を感じている』と答えた人は

▽2019年度には回答した100人中45人と45%、


▽2020年度には63人中26人と41%に上りました。

困窮を感じているのは特に50代で多く、子どもの教育費がかかる時期であることなどが理由でした。また、発症前後の世帯年収を調べた2019年度の調査では、発症した患者の47%が労災や救済制度による支給を含めても収入が減ったと答え、このうち減収幅は200万円以上という人の割合が最も高くなりました。

…団体では、結果を『中皮腫患者白書』としてまとめ、国に支援策の充実を求めていることになっています。」

一方、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会は、石綿健康被害救済法改正に向けて、「確かな声でいまを変えたい 患者と家族、わたしたち121の声」と題した32頁のカラーリーフレットを作成した(表紙裏頁に一部紹介)。

患者と家族の会は、①「格差」のない療養手当と「すき間」をなくす認定基準の見直し、②治療研究促進のための「石綿健康被害救済基金」の活用、③待ったなしの時効救済制度の延長の「3つの緊急要求」を掲げ、その実現をめざしている。

今回は、緊急要求を掲げるに至った当事者の生の声を集めた。患者と家族の会ウェブサイトでも入手できるようになる  予定である。

二つの建設アスベスト訴訟に決定 最高裁●外装材についても企業責任確定

2022年2月10日に最高裁判所は、建設アスベスト訴訟九州一陣及び神奈川二陣に対する決定を行った。弁護団・原告団らが「声明」を発表している。

九州建設アスベスト訴訟原告団 /弁護団/支える会「声明」

- 1 本日、最高裁判所第二小法廷（菅野博之裁判長）は、九州建設アスベスト一審訴訟について、当事者双方（一審被告企業4社と一審原告ら）が申し立てた上告受理申立を不受理、前記企業4社の上告を棄却とする決定を行った。これにより、エーアンドエーマテリアル、ニチアス、ノザワ、ケイミューに対する一審原告らの勝訴が確定した。昨年5月17日の建設アスベスト4事件（首都圏神奈川1陣、同東京1陣、京都1陣、大阪1陣の各訴訟）の判決に続き、建設アスベスト被害について建材メーカーの責任があらためて断罪されたのである。
- 2 最も注目すべき点は、この決定によって、はじめて外装材（屋根材、サイディング材）について、それらを製造・販売したケイミューとノザワの責任が確定したことである。これらの

外装材について、福岡高裁判決は、「屋外で施工される場合であっても…粉じんばく露は避けがたい」「加工がすべて屋外でなされるとも直ちに認定できない」といった理由により、両社の責任を認めていた。最高裁はこの判断を追認したのである。

先行の最高裁判決では、外装材についての製造販売企業の責任が認められなかったが、高裁の事実認定の内容次第ではこれが認められることが明らかになった。この意義はきわめて大きい。製造販売企業の責任だけでなく、屋外工に対する国の責任を否定するという不当な判断を乗り越える道が拓かれたということもできる。

私たちは、今回の判決・決定を力に、建設アスベスト被害救済の範囲を大きく広げるべく、取り組みを強めることを決意している。

- 3 今回の決定では、責任を負うとされた企業が4社に留まっており、前記先行4訴訟判決に比べて少ないという問題がある。また、賠償額について、今回の決定で確定した福岡高裁判決は、最初から基準慰謝料額の3分の1にとどめた上

で、さらにそこから就労期間の短さ等を理由に減額を行っており、賠償額が過度に抑制されているという問題もある。

しかしながら、今回、最高裁はこれらの点について高裁の判断を変更しないとしたに過ぎず、責任を負うべき企業の範囲を広げ、賠償すべき額を大きくすることは、決して困難ではない。私たちは、九州二陣訴訟、すでに全国で闘われている同種訴訟、さらにこれから提訴される新たな訴訟で、必ずこれらを実現する所存である。

- 4 企業に対する規制を怠ったことの責任を問われた国が、被害者に謝罪し、今後の被害根絶の協議の約束をして、基金による救済を行っている。その一方で、自ら危険なアスベスト建材を製造販売して国中に普及させ、被害を生み出してきた企業は、責任を認めようとせず、争いを続けようとしている。これは誰の目から見ても道理に反しており、製造販売企業には決定的に責任の自覚が欠けているといわざるをえない。

アスベスト建材の製造販売企業は、真摯な謝罪をして、建物解体等による今後の被害発生を防止し、賠償のために国が設立した基金に参加するべきである。とりわけ、今回責任が確定した4社は、アスベスト建材の総合メーカーたるリーディング企業であり、アスベスト被害に対して特に重い責任を負っている。4社には率先

して他企業にも働きかけ、解決に道を拓くよう務めるべき責務がある。国も、関係者も、ともに企業に解決を迫るために力を尽くすべきである。

私たちは、4社をはじめとするアスベスト建材製造販売企業をこうした立場に立たせ、建設アスベスト被害救済を実現するため、今後も全力を尽くすものである。

**建設アスベスト訴訟全国連絡会
/建設アスベスト訴訟神奈川
原告団/弁護団/神奈川県建設
労働組合連合会「声明」**

1 (ニチアス、A&A、ノザワの損害賠償責任の確定)

建設現場における作業を通じて石綿粉じん曝露し、中皮腫や肺ガンなどの石綿関連疾患を発症した被災者及びその遺族が、国と石綿含有建材製造企業(以下、「建材メーカー」という。)を訴えていた建設アスベスト神奈川第二陣訴訟について、最高裁判所第2小法廷は本年2月9日付で、原告57名(被災者単位38名)との関係で、ニチアス、A&A、ノザワの上告受理申立を不受理とする決定をした。これにより、ニチアス、A&A、ノザワの損害賠償責任が確定するに至ったことになる。

同時に最高裁は、主に解体作業に従事した原告5名(被災者単位4名)との関係で、ニチアス及びA&Aの上告受理申立を受理し、本年3月28日15時から口頭弁論期日を開くとし

た。

2 (上告不受理決定の意義)

今回の上告不受理決定で確定した原判決は、東京高等裁判所第20民事部(村上正敏裁判長)が、2020年8月28日に言渡したものである。同判決は、国及び建材メーカー3社の損害賠償責任を認めただけでなく、建材メーカー3社の損害賠償責任を損害全体の4分の3の範囲で認めたものであった。

最高裁は、解体作業に従事した原告5名(被災者単位4名)との関係では、ニチアス及びA&Aが申立てた上告受理申立を受理し、本年3月28日15時から口頭弁論期日を行うとの決定をした。もともと、それ以外の原告との関係では、建材メーカー3社の上告受理申立を不受理とし、4分の3の範囲で損害賠償責任を認めた原判決を確定させたことは、建材メーカーの損害賠償責任を高い水準で認めたものとして、評価することができる。

3 (建材メーカーらの責任)

この間、国は、昨年5月17日に言渡された最高裁判決を真摯に受け止め、菅首相自ら、原告らに対し直接謝罪したうえで、基本合意を締結し、訴訟係属中の原告らとの和解と、未提訴の被災者に対する給付金制度の創設による救済に踏み出した。

これに対して、建材メーカーらは自らの利益追求のために、石綿の危険性を十分に周

知することをしないまま、大量の石綿含有建材を製造、販売することを長年にわたって続けてきた。このような直接の加害行為を行ってきたことを理由とする、重大な責任が最高裁判決で断罪されたにもかかわらず、建材メーカーらは、原告らに対する謝罪はおろか面会も拒否し、訴訟係属中の事件についてはさらに争う構えを示し、国が創設した給付金制度についても、基金への拠出と参加を拒否している。

しかし、建材メーカーをめぐっては、先行する神奈川、京都、大阪の1陣訴訟に加え今般の最高裁の決定で、その責任はもはや争いの余地がないものとなっているのである。

4 (最後に)

われわれは、建材メーカーらに対し、今回の最高裁による上告不受理決定によって、ニチアス、A&A、ノザワの損害賠償責任が4分の3の範囲で認められたことを真摯に受け止め、まず何よりも各社の代表者が自ら、原告らに対し直接謝罪したうえで、訴訟係属中の事件について和解すること、そして国の創設した給付金制度に参加して、基金への拠出を決断することを強く求めるものである。

また、国に対しても、今般の最高裁決定を機に、建材メーカーらに対し、給付金制度に参加し、基金への拠出を行うよう、強力に働きかけることを求めるものである。



作業を人間に合わせる原則確認

愛知●梨状筋症候群認定した画期的判決

1. 画期的な名古屋地裁判決

2021年11月24日、名古屋地裁民事第1部にて、蒲憲範（かばさだのり）さんの右梨状筋症候群発症は労災である、と認める画期的な判決が言い渡された。

地裁判決は国から控訴されず、確定した。今後、多くの方に使っていただける意義ある判決なので、ご紹介させていただく。

2. 発症から提訴まで

蒲さんは、2004年2月にクレーン会社にクレーンオペレーターとして入社した。勤務先では、クレーンオペレーターごとに専用機種が割り当てられ、原則として、割り当てられた機種のクレーンに乗務することとされていた。蒲さんは2009年3月頃、K社製クレーン（「本件クレーン」と言う）を割り当てられた。本件クレーンは、ブームの折りたたみ段数が多く、そのぶん小回りのきくクレーンで、狭い道路を通らないといけない工事現場や、狭い現場で重宝されるクレーンだった。

ところが、本件クレーンには、他のクレーンとの決定的な違いがあった。通常の自走式クレーンは、クレーンのブームを伸ばすのに必要な油圧装置が運転席キャビン

の下にある。これに対し、本件クレーンの油圧装置は運転席キャビンの後ろに設置されているのである。運転席キャビンの後方に油圧装置が置かれているため、運転席キャビンの前後長が短くなる。そのため、運転席を後方へずらすことが難しくなっていた。

運転席を後方へ十分にずらせないため、必然的に運転席とアクセルペダルの距離は短くなる。身長178cmの蒲さんが運転席に座ると、どうしてもペダルを踏む右ひざの角度が小さくなり（90度に近くなる）、右太ももが座席から浮き上がってしまうのである。

蒲さんは、本件クレーンが割り当てられた約1年6か月後から、右足の筋の緊張、頻繁なこむら返り、しびれなどが生じはじめた。そして、本件クレーン割り当てから約3年後の2012年4月中旬、突然の腰の激痛に襲われ、働くことができない状態となった。

蒲さんは、労災（療養補償給付）を申請したものの、豊橋労働基準監督署長は不支給処分を行い、審査請求、再審査請求でも不支給処分が取り消されることはなかった。どうしたら労災と認められるだろうかと、名古屋労災職業病研究会へ相談され、紹介をいただいて法律相談に来ら

れた。提訴期限まで約1か月のときだった。

蒲さんからお話を聞き、労災の可能性が高いと思われるけれども、何をどう立証していけばいいのか、途方に暮れた。そこで、名古屋労災職業病研究会の紹介を得て、産業医であり人間工学¹の本邦における第一人者である宇土博医師²を蒲さんに受診してもらい、業務起因性についての所見をお聞きした。宇土医師の所見は、不自然な作業姿勢による発症の可能性が高いというものだった。「よし、やろう」。

そこから7年。結審直前時期には裁判所から「当部でも有数の長期審理案件」と言われた裁判闘争のはじまりだった。

3. なぜ診断がつかなかったのか？

提訴時、蒲さんの症状は診断が確定していなかった。

訴状では、症状を「両下肢の疼痛及び腰臀部疼痛」として提訴し、審理途中で右梨状筋（りじょうきん）症候群及び筋筋膜性腰痛と特定した。いずれも骨の異常なくして痛みを生じるものである。裁判において、国は右梨状筋症候群との診断を争ったが、判決では、右梨状筋症候群を発症したと認定された。

蒲さんが長らく梨状筋症候群との診断断を受けることができなかったことには明確な理由がある。その理由として、宇土医師は日本の整形外科診療において手術適用のある疾病の診断・治療が優先される現状を挙げる。蒲さんは、実は2012年4月の発症

当初、腰椎椎間板ヘルニアと診断されていた。腰椎椎間板ヘルニアは、手術適用のある疾病の典型である。蒲さんも、発症直後にはヘルニア手術を予定されていた(手術直前になって、手術すべきヘルニアはないとされ、幸いにも手術は回避されたが、そのまま診断がすつとなされなかったのである)。これに対し、梨状筋を手術対象とする整形外科医は多くなく、そのため梨状筋症候群であるのに診断されず、原因不明とされている症例が少なくないそうだ。蒲さんは慢性的な作業負荷によって梨状筋症候群を発症したが、交通事故によって外傷性の梨状筋症候群を発症することもある。その中には、診断がなされずに原因不明の症状とされてしまっている例も少なくないそうだ。

4. 運転手の身長に応じて作業負荷が生じる

業務起因性の立証は蒲さんの執念によって成し遂げられた。

もっとも重要な立証は、宇土医師の全面的な指示・協力を得て行った比較対照実験である。蒲さんと同程度の身長で、腰痛をもたない被験者4名に、本件クレーンと通常のクレーンの双方に実車してもらい、ペダルを踏み込み、下肢症状等の変化を経時的に観察する実験を実施した。なんとでもクレーンが原因だと明らかにしたい執念からの行動であった。

当職も比較対照実験に参加したが、現物を見れば、本件クレーンの運転痛キャビンの狭さ、アク

セルペダル踏み込み時の右足の姿勢の不自然さは明らかだった。「百聞は一見に如かず」とはまさに至言。また、その狭さ、姿勢の不自然さは身長の高さ(手足の長さ)に左右されることもわかった。身長160cmの私が本件クレーンに座っても、不自然な姿勢にはならないのである。

実験結果を踏まえ、2016年5月、宇土医師に、右梨状筋症候群発症は本件クレーン運転時の姿勢を原因としており、業務起因性があるとの報告書を作成してもらい、書証として提出した。この報告書は判決末尾に全文が添付されている。

報告書を提出したことで、裁判所は蒲さんの訴えと正面から向き合うようになった。だが、国は、右梨状筋症候群発症を争う姿勢も、業務起因性を争う姿勢も、変えなかった。比較対照実験まで行ったのだから早々に決着がつくのではないかと、との期待も虚しく、国側からの反論、それへの再反論が続き、審理終結まで実験から約5年余を要した。

国側は、蒲さんの勤務先であったクレーン会社の協力を得て、本件クレーンの写真や動画を多数、書証として提出してきたが、最後まで比較対照機種へ実車した動画等の書証提出は行わ(行え)なかった。

また、審理終盤での国の反論は、「運転席座面の高さを上げれば運転席からアクセルペダルまでの距離が長くなるので、ペダル操作時の不自然な姿勢は回避できた」というものだった。しか

し、運転席座面は高さを固定できる構造ではなかったうえ(一見上がるが、運転者が座ると沈み込む)、座面高さを上げるとクレーン操作に不可欠なレバー操作(左右それぞれ複数本のレバーを各片手で同時操作する)が行えなくなる作業上の矛盾を無視した、机上の空論だった。

審理においては、原告本人尋問に加え、裁判所を数度にわたり説得して宇土医師を鑑定証人として採用していただき、存分に証言をしていただいた。

5. 地裁判決の骨子

地裁判決は、原告が右梨状筋症候群を発症したことを認め、蒲さんと同程度の身長の方がレバーの操作性を確保しながらペダルを踏むためには運転席座面は低く設定しなければならず、その場合には腰部に負担をかけ梨状筋周辺の坐骨神経を圧迫する姿勢となったことを認定した。

そして、腰痛に関する認定基準(昭和51年10月16日基発第750号)ののっとり、腰痛を起こす負傷又は疾病は多種多様であるので、症状の内容及び経過、作業状態、当該労働者の身体的条件等の客観的条件等を勘案して業務上外を認定すべきであること、腰部に負担のかかる業務に数年以上従事した後に発症することがあることを踏まえ、発症につき「極めて不自然ないし非整理的な姿勢で毎回数時間程度行う業務」または「長時間にわたって腰部の伸展を行うことのできない同一作業姿勢を継続して

行う業務」に該当し、「腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務」（労働基準法施行規則別表第1の2第3号の2）であるとして、業務起因性を肯定した。

6. 本件判決の意義

第1の意義は、診断も明確でなく、原因不明として済まされようとしていた蒲さんの症状について、診断を確定し（右裂状筋症候群）、発症機序を解明して、業務起因性を裁判所が認めたことである。その際、腰痛に関する認定基準を裁判所が適切に運用した点は、今後、腰痛・下肢障害に関する事案において大いに参考にされるべきと考える。他方で、原処分庁である労基署（国）においては、労基署段階で可能だったはずの原因究明のための調査を怠ったばかりか、訴訟に至ってからも原因解明の努力を怠ったと言わざるを得ない。本来、比較対照実験は被災者である労働者の負担によらず、国が行うべきものである。

第2の意義は、腰部に負担のかかる業務であると裁判所が認定するにあたり、蒲さんの身長を前提にレバーの操作性が確保できる状況をもって評価したことである。労働現場で働く労働者は、身長、体格も多種多様。作業環境を整えることができ、かつ整える義務を負うのはもっぱら使用者である。労働者が勝手に作業環境を変えることは許されない。また、労働現場である以上、操作性（作業の行いやすさ）は必須と

なる。所与の作業環境に労働者の身体を無理して合わせるのではなく、作業環境をこそ、多様な条件下にある労働者の身体に合わせるべきという大原則を確認した判決である。高身長の労働者が不適切な作業環境のために身体に支障を来す例は、オフィスでも現に生じている。本件地裁判決は、日本の作業環境設定の発想を、効率（画一性）優先から労働者（多様な人間）優先に変える大きな意義を有している。

¹ 「Work smart, not hard」（ス

マートに働く）ための学問。作業方法、作業環境、労働者の生物学的特性や社会的特性、さらには企業活動の論理による作業負担を把握評価し、その軽減をめざす。参考文献として『ワークデザイン』（公益財団法人労働科学研究所）。

² 友和クリニック院長。産業保健、人間工学、福祉工学。前掲著の共同監訳者。



（名古屋労災職業病研究会
会員/弁護士 田巻絢子）

1トンの木材を人力で運搬する作業 兵庫●胸椎椎間板ヘルニア労災認定

一人親方として大工をしていたAさん（75歳）は、シルバー人材センターの紹介で、70歳からB社の臨時社員として働くようになった。B社では、大型製品等を輸送する際に荷崩れしないように梱包を行なう部署があり、Aさんは大工の経験を活かし、木造パレットの製造作業に従事した。

梱包用に使用する木材には、防腐剤を注入する必要がある。防腐剤を注入する機械は、直径が150cm、長さが約8mの大きさで、円柱を横向きに寝かした形状で、中は空洞になっている。この機械を、社員は釜と呼んでいた。防腐剤を注入する機械は、中から約20mのレールが引かれており、そのレールの上に台車が

5台乗っている。この台車に長さ5mの木材をプオークリフトで何本も積み上げ、動力で注入機に入れ、時間をかけて防腐剤を注入していた。

2020年2月、防腐剤を注入する機械で、プレートと滑車が吹き飛び社員に当たり、救急車や消防車・警察が駆けつける事故が起きた。この事故の後、会社は吹き飛んだ部品を修理しなかったため、釜入れと釜出し作業をAさんら2人が人力で行なうことになったのだった。

釜入れのときは木材が乗った台車を中腰の姿勢で押して入れ、釜出しのときは台車にワイヤーを引っ掛けて引っ張り出す作業を人力で行った。防腐剤の

注入量によっては2度目の注入を行ったり、違う木材に入れ替えることもあり、2人で何度も台車を出し入れする必要があった。そのため、午前中の作業だけで3～4回、午後も3～4回台車を押したり引っ張ったりして移動させた。しかも、床面は薬液で濡れて滑るため余計に体に負担がかかった。防腐剤が染みこんだ木材は重くなり、全体の重量は1トン以上になっていた。

Aさんは、2月から5月末までこの作業に従事したが、背中や肩、股関節が痛くなり、「この作業は人間の力です仕事ではない」と家族に話していた。

そうしたなか、2020年6月1日、Aさんは腰を負傷した。この日は、コロナの影響で仕事が暇になっており、朝から工場の片付け作業を行っていた。午後4時頃に、Aさんは他の社員が工場の外でL字の鉄骨を片付けているのを見かけ、その手伝いをすることにした。L字の鉄骨は、長いものだと4mから6mの長さがあり、約50kgの重量があった。

そのL字の鉄骨を2人で持ち、約5m離れた切断機まで運び、切断した鉄骨をさらに約3m離れた場所にあるパレットに運んでいた。切断した鉄骨は5～10kgまで様々だった。切断した鉄骨を持ち上げるとき、足を立てたままの状態、頭を下げて持ち上げようとしたところ、腰にピッと痛みが走ったのだった。その後も、我慢して退勤時間の5時半までその作業を続けたが、腰の痛みは誰にも伝えなかった。

翌日の6月2日、Aさんは腰の痛みを感じ、病院に行ったところ、「股関節がつぶれている」と言われ、「右変形性股関節症、左股関節炎」と診断された。その後も痛みが治まらないため、大きな病院を受診したところ、「股関節ではなく、背骨が原因だ」と言われ、胸椎椎間板ヘルニアと診断され、手術を受けることになった。

Aさんとご家族は、台車に乗った木材を2人で移動させる作業を、1日5時間から6時間程度、約半年間にわたり行ったことが原因と考え、労災請求を行なうことにした。

ご家族は会社に労災の協力を求めたものの、対応した課長は即座に「労災にはならない」と言い、「重い物や無理な作業はさせないよう配慮していた」「労災の請求書には証明できません」との回答だった。

Aさんの元に、2021年5月末付けで、支給決定の通知が届い

た。労基署は、Aさんが6月1日に行なった鉄骨の運搬作業において、「腰にピリッと痛みがはしり負傷したもの」と判断し、主治医からの意見を聴取し、「胸椎椎間板ヘルニア」は災害の負傷との医学的相当因果関係が認められると判断したのだった。ただ、初診で「右変形性股関節症、左股関節炎」と診断された療養費については、不支給の判断だった。Aさんが「人間の力です仕事ではない」と訴えた台車を押す作業との因果関係については、労基署は判断を避け、突発的な出来事による災害性腰痛と判断したのだった。主治医からは「重量物を持つような労務へ復帰できる見込みはない」と言われ、Aさんは大変辛い思いをされている。会社が言うように「無理な作業をさせないように配慮していた」なら、今回の災害は



発生していなかった。
(ひょうご労働安全衛生センター)

令和4年度労災運営留意事項通達

厚生労働省●コロナ罹患後症状等にも留意

厚生労働省は2022年2月15日付けで労災発0215第1号「労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について」を发出した(全文は、<https://joshrc.net/archives/12086>)。

令和4年度においては、次の事項に留意し、労災補償行政を

推進することとしている。

- ① 新型コロナウイルス感染症等への迅速・的確な対応
- ② 過労死等事案などの的確な労災認定
- ③ 迅速かつ公正な保険給付を行うための事務処理等の徹底

④ 業務実施体制の確保及び人材育成、デジタル化の推進

①の関連では、処理の迅速化と請求勧奨を引き続き課題としながら、以下のように指摘していることが注目される。

「本感染症については、感染性が消失した後も症状が持続し（罹患後症状があり）、呼吸器や循環器、精神・神経症状等に係る症状がみられる場合があることから、厚生労働省の『新型コロナウイルス感染症診療の手引き別冊罹患後症状のマネジメント（暫定版）』等を参考に医師の意見を確認し、療養や休業が必要と認められる場合には、労災保険給付の対象となることに留意すること。

なお、主治医等から意見を徴した結果、治ゆの判断がなされた事案については、本省に協議すること。」

②の関連では、2021年3月30日に示した「労働時間質疑応答事例集」（<https://joshrc.net/archives/11923>）を「参考に的確に把握すること」を指示しているが、他方で、次のようにも言っている。

「労働時間については、タイムカードや業務日報など、客観的に労働時間を判断できる資料が無い場合も少なくなく、また、いわゆる持ち帰り残業や休憩時間中の業務の判断は困難であるが、訴訟においては、実態を踏まえた判断が行われ、敗訴になることが多い。労働時間の判断に当たっては、労働時間質疑応答事例集を参照し、適切な認定に

努めること。」

「労働時間質疑応答事例集」については、2022年1月19日付け東京新聞に、「過労死の『見かけ上の減少を優先』労働時間の過小認定が続出 厚労省の基準厳格化で弁護団が指摘」、「仮眠や持ち帰り残業が『労働時間』に加算されない？ 厚労省が基準厳格化、労災の認定後退の恐れ」と報じられ、日本

労働弁護団『季刊・労働者の権利』第344号（2022年1月発行）でも問題点が検討されている。「敗訴になることが多い」実態を踏まえた見直しが必要だ。

本通達には幅広い課題を扱っており、新たな課題として、建設アスベスト給付金制度やテレワーク中に負傷した場合の労災補償の取扱い等も取り上げられている。全文をご覧いただきたい。

防衛産業の血液疾患症認定

韓国●職場内いじめ禁止法の効果ほか

■密陽駅の死亡事故、コレイルに「法定最高刑の1億ウォン」

昌原地方法院密陽（ミリャン）支院は、産業安全保健法違反で裁判に附された鉄道公社に、罰金1億ウォンを宣告したと明らかにした。同時に起訴された釜山慶南本部長は、懲役1年に執行猶予2年、馬山施設事業所の施設チーム長など4人にも執行猶予の付いた禁固刑が宣告された。

2019年10月22日午前10時14分頃、ミリャン駅付近で鉄道公社の労働者が線路を補修している間に事故が発生した。列車が近付く音が聞こえなかった労働者1人が列車と衝突して即死し、2人が重症を負った。

線路は急な曲線区間で、視野確保のため、見張り役が必要だった。会社は列車の見張り役

を追加で配置する作業計画書を作成していたのに、追加しなかった。また、見張り役が無線機の所持者に列車が進入していることを知らせたが、無線機の所持者に聞こえず、作業中の労働者を待避させられなかった。

裁判所は「産業現場の構造的・総合的な安全措置の欠如によって、作業現場に内在していた高度な危険が現実化し、勤労者が生命を失う重大な結果が発生した事案」として、鉄道公社に対して法定刑の上限の罰金1億ウォンを宣告した。当時は改正産業安全保健法が施行される前で、罰金1億ウォンが法定の最高刑量だった。

裁判所は、「現場に構造的な危険が今なお残っているにもかかわらず、韓国鉄道公社はこれを度外視したまま、安易な問題

意識によって注意・監督義務を疎かにし、作業現場に関して体系的な安全措置を樹立・実施する義務に正面から違反した」と指摘した。さらに、韓国鉄道公社の被害回復のための措置も不十分だったと叱責した。

とくに「被告人全員が注意義務違反の過失を全面的に否認し、捜査機関への陳述の大部分をひっくり返し、被害者たちに事故の責任を転嫁したり、被害者を非難する態度を見せるなど、果たして真撃に犯行を反省して悔んでいるのかも疑問」と一喝した。

2021.9.3 毎日労働ニュース

■今回の秋夕連休宅配労働者が休む

国土交通部は、秋夕（チュソク）の期間、宅配労働者の過労を防止するために、9月6日から10月2日まで4週間の特別管理期間を運営すると明らかにした。

追加人材1万人がこの期間、現場に投入される。宅配の労・使・政による社会的合意によって、宅配事業者が今月から投入する3000人の分類専門担当要員に加えて、ーフ・ターミナル補助要員1770人、サブ・ターミナル上・下車要員853人、宅配運転手1346人など、臨時の人材7000人を追加で投入する。

秋夕連休の間の宅配労働者の休む権利も保障する。主な宅配事業者が秋夕連休の3日前から物品の集貨を制限し、多くの宅配労働者が18日から22日までの5日間を休めるようになった。過労による病気を防ぐための健康

管理措置も行なう。

また、物量の急増によって配送が遅れても、宅配労働者に責任を問わないことにした。政府は宅配の物量を分散するために、名節法事用品の注文が多い官公庁には事前の注文を督促し、SNSを利用した対国民キャンペーンも進めている。

この期間に「宅配労働者過労死対策社会的合意機構」の最終合意が労働現場で履行されているのかも点検する。6月22日に宅配物量の急増による宅配労働者の高強度・長時間労働の問題を解決するための社会的合意が妥結した。これに伴い、CJ大韓通運・韓進・ロッテグローバルロジス・ローゼの4社は、9月から分類要員を追加で投入し、2021年中に分類作業の改善手続きを完了する。

2021.9.6 毎日労働ニュース

■知らせのない疫学調査結果、待っていた労働者は亡くなった

「2019年12月に産災を申請したのに、いままで何の進行事項も教えてくれませんでした。まだ疫学調査が終わらず、1年8か月という時間が流れました。その間に妻の病状はずっと悪くなりました。死の峠も越えて、辛うじて生き続けています。妻のことを考えて、ぜひ産災判定を急ぐように、切実に望みます。」

サムソン・ディスプレイで働いて乳がんに罹ったヨ・クイソンさん（39歳）の夫が、勤労福祉公団と「半導体労働者の健康と人権を守る会」（パノリム）に先月送っ

てきた手紙だ。夫の切実な願いにも、ヨさんは、秋夕を2日前にした19日に亡くなった。

ヨ・クイソンさんは、高校3年の2000年に、サムソン電子器興事業場に入社した。2001年1月からはサムソン・ディスプレイの天安事業場のモジュール部署で、2008年3月まで働いて辞めた。各種の化学物質と放射線にばく露する工程だった。9年後の2017年に乳がんが診断され、パノリムの助けて、2019年12月に産災を申請をしたが、なぜ、がんが罹ったのかわからないまま目を瞑じた。

パノリムによれば、半導体とディスプレイ労働者のうち、職業性疾病の疫学調査結果を待っている人は11人以上。政府もこのような問題を知っており、2018年に改善策を発表した。労働部は半導体・ディスプレイ従事者に対する産災認定処理手続きを簡素化する内容の指針を発表した。職業性がんの8つの傷病である、白血病・多発性硬化症・再生不良性貧血・卵巣がん・脳腫瘍・悪性リンパ腫・乳がん・肺がんの場合、既存の判例に照らして、同じか同様な工程に従事すれば、推定の原則を適用して、疫学調査を省略するとした。

問題は、指針を適用する基準が狭いということだ。半導体の工程は大きく8つの工程に分類され、各工程ごとにまた細部工程に分けられる。労働部の疫学調査省略の指針を適用されるためには、細部工程で職業性がんが発生した被害者が存在しなければならぬ。

パナソニックのイ・ジョンラン労働士は、「労働部が半導体・ディスプレイ従事者に対する疫学調査の省略基準を、細部工程でなく、大工程基準に拡張するべきで、半導体を生産するクリーンルームが、内部の空気が循環させる構造である以上、半導体事業場の労働者すべてに推定の原則を適用することも考慮すべきだ」と主張した。

2021.9.23 毎日労働ニュース

■ハンファ防衛産業の子会社、労働者の血液疾患症が次々産災認定

金属労組法律院の慶南事務所は、サムソン・テックワンの時からハンファ・ディフェンスの昌原工場で40年間働いて退職した労働者のAさんが、骨髄異形成症候群で勤労福祉公団に産災を申請して2年10か月目に認められたと22日に明らかにした。Aさんは1978年に入社し、「自走砲」等を作る工組で、溶接と製管・表面処理・洗浄・クロムメッキ・塗装の作業をした。1997年に再生不良性貧血となり、57歳だった2018年、骨髄異形成症候群と診断されて、産災を申請した。

産業安全保健研究院の疫学調査で、Aさんは1985～1993年の8年間、表面処理作業をした当時、ゴム手袋だけでトリクロロエチレン(TCE)を扱ったり、塗料の原料にシンナーを入れて吹付をした。しかし、疫学調査でTCEばく露と疾病との関連性は確認されなかった。産業安全保健研究院は、Aさんが洗浄作業

と塗装作業で、相当なレベルのベンゼンにばく露した可能性が高いと見た。

1996年から2003年まで、ハンファ・エアロスペースのプレード加工部署で働いたBさんは、健康診断で汎血球減少症の所見が出て、2017年7月、無形成貧血と診断された。

Bさんは、平面研削と加工機を使用して金属を切削する作業をしたが、この過程で切削油・水溶性金属加工油・洗浄剤・酸とアルカリ溶液といった有機溶剤にばく露した。疫学調査では業務関連性が否認されたが、業務上疾病判定委員会が推定の原則を適用して業務上災害と認定した。公団は、「Bさんが機械加工と熱処理・洗浄業務を行う過程でベンゼンなど造血器系のがん誘発物質にばく露したと判断される」と明らかにした。

チェ・ヨンジュ公認労働士(金属労組法律院慶南事務所)は、「今回の事件の文献調査の結果によれば、2000年以前までは国内でベンゼン使用に対する規制がキチンとされておらず、塗料や接着剤・洗浄剤にベンゼンが含まれた」「鉄の工場で表面処理作業や塗装作業をした労働者が疾病を病んでいるとすれば、職業的な原因を疑って、産災を申請する必要がある」と話した。

2021.9.23 毎日労働ニュース

■新型コロナ感染後に死亡したタクシー労働者に「産災」承認

ソウル業務上疾病判定委員会は9月24日の審議会議で、タク

シー労働者アン・某さん(死亡当時66歳)の死を産業災害と判定した。

ソウルのタクシー会社に所属するアンさんは、午後4時から翌日の明け方4時まで、1日12時間ずつ週6日勤務をした。2020年8月29日から悪寒・疲れからくる風邪の症状が現われて、すぐに3回にわたって病院で治療を受けたが、状態が好転しなかった。診療後は自宅で休んだが、再び仕事に出た。その後、身体の状態が急激に悪化し、9月4日に保健所でコロナウイルスの検査を受けた翌日に陽性と判定された。判定当日から病院に入院して治療を受けたが、10月4日に肺炎で亡くなった。コロナと判定されてわずか1か月後だ。

防疫当局の疫学調査では、感染経路不明という結論が出た。遺族はCOVID19による死亡は産災に該当するとして、2021年7月、公団に遺族手当を請求した。

疾病判定委は、「故人のCOVID-19への感染経路は明確ではないが、発病前に私的に会った人たちに発病が確認されず、家庭内感染が確認されないこと、タクシー運転手の職業的な特性上、密閉された空間で不特定多数と密接な接触があり、業務遂行中の感染であることを排除できない」「故人の傷病は業務上の要因によって発病したもので、業務との相当因果関係が認められる」という結論を出した。

2021.10.1 毎日労働ニュース

■職場内いじめ禁止法施行後に

いじめが減った

職場の甲質119がアンケート調査結果を発表した。調査対象は19歳以上の会社員1千人で、調査は9月7日から1週間行われた。調査の結果、28.9%がこの1年間に職場内いじめの経験があると答えた。職場内いじめ禁止法が施行されて以来、着実に減少している。2019年10月には44.5%が「ある」と答えた。2020年9月の調査では36%に減少していた。

回答者の2人に1人(47%)は、職場内いじめ禁止法の施行後に、職場いじめに関連した教育を受けたと答えた。昨年同期より12.5%増えた。職場の甲質119は「教育といじめの相関関係を示す数値で、予防教育が職場いじめの減少に寄与しているという意味」と主張した。

予防教育の経験率は、企業の規模と雇用形態によって差が大きかった。大企業と公共機関の労働者で教育の経験があると答えた比率は、それぞれ72.9%(121人)、66%(106人)だったが、5人未満事業場は15.6%(27人)に過ぎなかった。正規職と非正規職ではそれぞれ60%(360人)と27.5%(110人)が、職場いじめ関連の教育を受けたと答えた。

2021.10.5 毎日労働ニュース

■産災被災労働者の32%、6か月以内に仕事を見付けられない

産災被災労働者の10人中3人は、療養を終えて6か月が過ぎても職場を見つけることができていないことが明らかになった。

国会・環境労働委員会の「国

民の力」キム・ウン議員が、勤労福祉公団から受け取った「最近3年間の産災療養終結者の職業復帰動向」によれば、療養治療終結の処分を受けた労働者は、最近3年間で26万5838人だ。6か月以内に原職場に復帰した労働者は、11万5537人(43.5%)、他の職場に再就職したり自営業者になったのは、それぞれ5万6956人(21.4%)と9578人(3.6%)だった。職業復帰の判断時点から6か月以内にどんな職業も持つことができなかった労働者が8万3767人(31.5%)という意味だ。

就職に成功した労働者では、賃金水準が改善されなかった。「2020産災療養終結者の就職実態報告書」によれば、賃金労働者の平均賃金と産災療養治療終結後に再就職した労働者の賃金格差は、2015年の14万9千ウォンから昨年の27万2千ウォンに広がった。

2021.10.5 毎日労働ニュース

■ポスコの前職・現職労働者3人が産災申請

ポスコで働いて31年目というAさん(54歳)は、5月に肺がんと診断された。定年まで後6年の彼は、1か月に一回の抗がん治療を受けながら仕事を続けている。

金属労組とポスコ社内下請け支部、正義党のカン・ウンミ議員が10月7日、国会本庁の前で記者会見を行い「ポスコは光陽製鉄所と浦項製鉄所の職業病の実態を調査すべきだ」と主張した。ポスコ製鉄所で働く労働者のうち、職業性がんで産災を申請

したのは、4月までに9件にすぎなかったが、最近になって産災申請と認定が増えている。安全保健公団は、ポスコと協力業者など、鉄鋼製造業を対象にした集団疫学調査をはじめた。

こうした中、3人のポスコの前・現職の労働者が追加で産災を申請することにした。Bさん(68歳)は、2015年に白血病と診断され、抗がん治療と薬品治療を並行している。Bさんは1978年にポスコに入社して2009年退職した。彼は「当時はマスクも使わずに整備業務を行った」「2000年に入ってから危険物質の管理もし、健康診断もしたが、形式的だった」と回顧した。

労組は、「ポスコに青春を捧げて働き、黙々と職業がんの治療を受けてきた労働者3人が産災を申請した意味は格別だ」「ポスコは責任ある対策を準備すべきだ」と強調した。労組のチョン・ジュキョ副委員長は「ポスコだけでなく、製鉄に関連した事業場の労働者は類似の病気に躍る可能性が高い」「(製鉄関連の)全事業場に対してキチンとした疫学調査が行われるように希望する」と話した。

2021.10.8 毎日労働ニュース

■産災療養中に別の病気で亡くなくても「業務上災害」

採炭労働者が業務上の疾病とは別の疾患で死亡したとしても、既存の業務上疾病が死亡に影響を与えたとすれば、産災に該当するという判決が出た。

ソウル行政法院は、採炭労働

者のAさんの妻が、勤労福祉公団が遺族給付と葬祭料を不支給とした処分の取り消しを求めた訴訟で、原告勝訴の判決を行った。

Aさんは1962年から鉱業所で約13年間、掘進・採炭の作業をした。その後、2016年に公団から特発性肺繊維症を業務上疾病と認められ、療養に入った。

2020年2月に肺繊維症とじん肺症による肺炎を発症して入院し、検査の結果、悪性リンパ腫(リンパ腺がん)が発見された。しかし既存の肺繊維症などの肺疾患が重く、抗がん治療が難しかった。結局、保存的な治療だけを受けたが、同年4月に死亡した。慢性閉塞性肺疾患が直接的な死因だった。

Aさんの妻は、既存の疾病が悪化して死亡に至ったとして、遺族給付と葬祭料の支給を請求したが、公団は既存の疾病と死亡の間の関連性が低いという理由で、拒否した。

しかし、裁判所は「既存の傷病と死亡の間で、因果関係が断絶しているとは見難い」として、Aさんの妻からの請求を認容した。裁判所は「Aさんは悪性リンパ腫による肺炎が主な原因で死亡したが、従来の承認疾病が肺炎の発症または悪化に影響を与えたものと推測・判断される」とした。

さらに、「鑑定医は、Aさんの場

合、悪性リンパ腫による閉塞性肺炎が明らかで、じん肺と肺繊維症によって肺炎が発生した可能性を排除できないという意見を出した」と、説明した。

2021.10.8 毎日労働ニュース

■高三実習生の死…教育部長官は謝罪し、全数調査を

市民社会団体が麗水(ヨス)特性化高校の現場実習生の死亡事件についての真相究明と責任者の処罰を求めた。

特性化高校生権利連合会、全国特性化高校労働組合は10月8日、政府ソウル庁舎の前で「17歳の麗水現場実習生の死に私たちは怒り、闘います」記者会見を行った。

これらは「全南地域で現場実習中だった学生が、実習10日目の6日、潜水作業中に死亡した」「続く現場実習生の死に怒る。現場実習生を死に追いやるシステムがまったく解決されていないということを明らかにした故人の死は、真相究明とそれに伴う対策と同時に、このような構造を変える契機にならないといけない」とした。

6日の午前10時41分、全南・麗水市のヨットの船着き場で潜水作業をしていたA君が、水中に沈んで亡くなった。「現場実習計画書」には、A君はヨットに搭乗した観光客の案内などの業務を

実習するとされていたが、実際にはA君は、7t級のヨットの底に着いた海草類と貝類などを除去する作業をしていて亡くなったことが明らかになった。

これらは「10代後半の年で、故人には潜水資格もない状況で、水泳が特別上手くできる方でもないなどの事情を考慮したとき、故人の潜水作業は、実習生の身体的な負担能力をまったく考慮していない業務であったとみられる」とし、「実習企業がその義務を果たさなかった」と批判した。

これらは社会副総理兼教育部のユ・ウンヘ長官の謝罪と、全国のすべての現場実習生に対する安全点検の実施を要求した。また、2022年改正の国家教育過程の総論に労働教育を明示し、学校の時から労働安全教育を制度化することを要求した。さらに、5人未満の事業場にも重大災害処罰法を適用し、関連法を再改正することも要求した。

事故の後、全羅南道教育庁は関係機関と事故対策委員会を設けて、再発防止対策作りをはじめた。麗水海上警察は死亡事故の正確な原因などを



2021.10.8 京郷新聞

(翻訳: 中村猛)

※<https://joshrc.net/archives/category/korea>

全国安全センター YouTube チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UC1aBHbBkml5mzHWe8Z8In1A>